

研 究 紀 要

第 25 号

2017

公益財団法人 とちぎ未来づくり財団
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー

序

埋蔵文化財センターは、栃木県内の埋蔵文化財の保護及び調査研究並びに保存活用・普及啓発を目的として、平成3年度に「財団法人栃木県文化振興事業団」の一組織として設立されました。その後、平成12年度に外財団の統合再編により「財団法人とちぎ生涯学習文化財団」、平成23年度から「とちぎ青少年こども財団」と合併し、新たに「財団法人とちぎ未来づくり財団」となり、平成25年度からは「公益財団法人」として業務を継承しています。

埋蔵文化財業務を遅滞なく進め、その成果を県民の皆様にさまざまな形で還元していくには、職員の日頃からの調査研究への取組が欠かせません。本号では、多忙な調査業務や普及啓発事業を実施しながら、縄文時代の論考2本、古代の論考1本、近世の論考1本を収めることができました。

これらが、地域史研究や学校教育・生涯学習の基礎資料として、これまで刊行してきました発掘調査報告書と同様に、広く活用されることを期待します。

最後に、本書の刊行にあたり、日頃よりご指導、ご協力をいただいております関係機関並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

公益財団法人 とちぎ未来づくり財団

埋蔵文化財センター

所長 増 山 寿 生

研究紀要 第25号 目 次

関東地方北東部における中期中葉大木式土器の体部上端区画の変遷……………塚本師也	(1)
栃木県における曾利式系土器の様相……………後藤信祐	(13)
古代須恵器大甕の耐久 - 栃木県域の事例から - ……………津野 仁	(35)
雀宮宿跡について……………大木丈夫	(59)

関東地方北東部における中期中葉大木式土器の体部上端区画の変遷

塚本 尚也

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 はじめに | 4 体部文様横位展開の土器 |
| 2 五領ケ台式直後段階 | 5 口頸部一帯型の土器 |
| 3 懸垂文構成の大木式系土器群 | 6 まとめ |

関東地方北東部の中期中葉大木式系土器の体部上端の区画は、体部に懸垂文を配す七郎内Ⅱ群土器や宮後タイプ大木7b式土器では、垂下隆帯等によって分断されていたが、その後垂下隆帯を消失した概沢型や坪井Ⅰ型では頸・体部境の屈折部を1周するようになり、加曽利EⅠ式古段階になると頸・体部境の屈折部と頸部の施文域を消失し、幅広く施文され多条化する(第7図)。

1 はじめに

筆者はこれまで、関東地方北東部の縄文時代中期中葉の土器を分析してきた。福島県南半から栃木・茨城両県北部には、縄文地に有節沈線で文様を施す七郎内Ⅱ群土器が分布し、五領ケ台式直後段階の縄文地に有節沈線を施す土器(雷七類、竹ノ下式の一部)を祖型として、阿玉台式並行期に存続し、特に阿玉台式古段階⁽¹⁾に多くなることを指摘した(塚本1990、2003、2009)。浄法寺遺跡の報文では、栃木県北半部の中期中葉の土器を分類、編年した(塚本1997)。阿玉台式Ⅲ・Ⅳ式期に、概沢遺跡14H-P2に代表される大木式系土器が主体を占め、加曽利EⅠ式期になると浄法寺類型の土器が主体となり、土器群が大きく交替することを示した。近年、茨城県北部の調査事例が増え、栃木県北部とは類似しながらも、異なる土器が分布することを示した(塚本2015、2016)。概ね、関東地方北東部の地域差、年代差が把握できるようになった。

本稿は、栃木・茨城両県北半部の中期中葉の土器を対象とし、頸部と体部の境に施された区画線の変遷を追い、土器の文様構成の変化を捉えることを目的とする。

2 五領ケ台式直後段階

関東地方東部の五領ケ台式直後の土器(雷七類の一部、竹ノ下式の一部)には、口縁部に区画文、体部には垂下隆帯を配す土器がある(第1図1)。この文様構成は、以後の阿玉台式土器および関東地方北東部の大木式系土器の祖型となる。この文様構成を引き継ぎ、器面を無文化したものが阿玉台式土器である。

3 懸垂文構成の大木式系土器群

阿玉台式並行期に、栃木・茨城北半部～福島県南半部を中心に、五領ケ台式直後段階の垂下隆帯を引き継ぐ土器群が存在する。

福島県南部～栃木・茨城両県北部を中心に七郎内Ⅱ群土器(第1図2～18、第2・3図)が分布する。縄文地に隆帯と有節沈線でモチーフを描く土器である。いくつかの文様構成がみられるが、キャリア形もしく

は体部上端で折れて頸部が外反する器形で、口縁部に把手と押捺隆帯や区画文を配し、頸部に弧状文、渦巻文を描き、体部は垂下隆帯間に、弧状等のモチーフを配すものが多い（第1図5・14等）。

器形の屈曲部にあたる頸・体部境の区画に注目すると、体部の垂下隆帯の上部を有節沈線で横位に連繋するもの（第1図2～13）、縦方向の隆帯間を有節沈線で横位に連繋するもの（第1図14～18）、隆帯と有節沈線を横位に巡らすもの（第2図1～14）、狭い楕円形区画と有節沈線を巡らすもの（第2図15～18）がある。これらは、頸・体部境に有節沈線が1周せず、途中で途切れている。一方、頸・体部境に有節沈線を1周させるものもある（第3図1～11）。前述したとおり七郎内Ⅱ群土器は阿玉台Ⅲ式古段階に多く見られ、阿玉台Ⅲ式新段階からⅣ式になると数を減らす。阿玉台Ⅲ式期以降は後述する頸・体部境に沈線を巡らす機沢型、坪井上型が数を増す。阿玉台Ⅲ式新段階からⅣ式段階まで残る七郎内Ⅱ群は、これらの土器との交渉のためか、有節沈線を1周させるものがある（第3図5）。盛期（阿玉台Ⅲ式古段階）の七郎内Ⅱ群土器においては、有節沈線が1周せず途切れるものが主流である。

なお、七郎内Ⅱ群土器の中には、頸部の施文域を省略し、狭い口縁部文様と幅広い体部文様を配す土器がある（第3図12～15）。図示した点数は少ないが、数の上ではこの種の土器は多い。これらは胴部中位が膨れる甕形の器形もしくは筒形の器形が多い。この他に、数は少ないが、体部中位で有節沈線等を横位に巡らし区画する土器がある（第3図16～19）。

茨城県北半部を中心に、筆者が「宮後タイプ大木7b式」¹²⁾と仮称した土器群が分布する（第4図）。「スワタイプ」と呼ばれることが多い。縄文地に口縁部と隆帯でモチーフを施文する土器である。口縁部に区画文、体部には垂下隆帯を配す。標準的な土器では、垂下隆帯間に対弧状、X字状のモチーフを配す。頸部は素文とすることが多い（第4図1・3・10）。

体部上位、垂下隆帯の上部を選択するように、1～4条程度の沈線を巡らすものがある（第4図1～8）。このうち1条だけ小波状沈線とする手法が特徴的にみられる（第4図1・3～5・8）。七郎内Ⅱ群土器同様、隆帯と沈線を巡らすもの（第4図9～15）、狭い楕円形区画を巡らすもの（第2図16・17）がある。

「宮後タイプ大木7b式」土器の盛期は阿玉台Ⅲ式古段階であり、阿玉台Ⅳ式期にも残るようである。海老澤諭は、「宮後タイプ大木7b式」と七郎内Ⅱ群土器を五領ケ台式末（竹ノ下式）からの系譜として「諏訪式」とした（海老澤1984）。筆者も、同様の考え方を示した（塚本1990）。その後、宮後タイプ大木7b式土器と七郎内Ⅱ群土器は、施文具、施文域に配される文様、分布に違いがあることから別類型との考え方を示した（塚本2003）。七郎内Ⅱ群土器については、現在も五領ケ台式直後の縄文地に有節沈線を施す土器からの系譜と考えている。これには批判、異論がある（石坂1991、江原1991、建石・井出・合田2009）が、代案は示されていない。

4 体部文様横位展開の土器

阿玉台Ⅲ式新段階になると、体部の垂下隆帯を消失した土器が出現する。海老原郁雄が栃木県のこの時期の土器として取り上げてきた機沢遺跡14H-T2等から出土した土器で、これを「機沢型」と仮称する。直立する体部から、屈折して口頭部が外反する器形が多い。口縁部には押捺を加えた隆帯を巡らし、4単位の中空把手を配す。頸部と体部の境には横位沈線数条を巡らす。頸部と体部には、縦線やクランク文を横位に連繋させたモチーフを配す。七郎内Ⅱ群土器にみられた有節沈線はみられなくなり、沈線でモチーフを描く。稀に細い隆帯で文様を描く土器もある。福島県南部から栃木県北部を中心に分布する（第5図）。

茨城県では海老澤諭が「坪井上型」を提唱した（海老澤2016）。器形、施文域の配置は機沢型に共通し、体

部文様も概沢型同様に弧線やクランク文を横位に連繋させる。しかし、頸部は地文のみである。この点は阿玉台式土器や宮後タイプ大木7b式土器に共通する。茨城県北部を中心に分布する（第5図1～13）。

概沢型や坪井上型は体部の垂下降帯を消失したことにより、隆帯間に閉じこめられていた弧状、X字状のモチーフが、横位に連繋、展開するようになった。同様に、垂下降帯によって分断されていた頸・体部間の沈線や有節沈線も横位に1周するようになった。

頸部の文様の有無から、概沢型が七郎内Ⅱ群土器、坪井上型が宮後タイプ大木7b式土器の系譜を引くことが分かる。それぞれ地域の系統を引いている。但し、宮後タイプ大木7b式に見られた口縁部の区画文は坪井上型には見られない。宮後タイプ大木7b式土器からの変化だけでは坪井上型の成立は説明できない。

概沢型、坪井上型は阿玉台Ⅲ・Ⅳ式期に盛行する。しかし、七郎内Ⅱ群土器や宮後タイプ大木7b式が消滅したわけではなく（第1図17、第3図5・12）、垂下降帯を配す土器も数を減らしながら存続する。

5 口頸部一帯型の土器

加曽利EⅠ式期になると土器様相が一変する³⁹。概沢型、坪井上型に代表される口縁部、頸部、体部の3帯構成の土器が影を潜め、口頸部が一帯となる土器が主体を占める。那珂川上・中・下流域に、それぞれ特徴的な土器群が分布することを示した（塚本2016）。那珂川上流域には浄法寺類型の土器が分布する（塚本1997）。器形はキャリバー形が多い。口縁部に中空の把手を配し、口頸部に「S」字状、渦巻状の基隆帯を配し、それに沿う沈線や半隆起線で器面を充填する。これは同地域に前時期から存続する火炎系土器の口頸部文様帯を取り入れたものである。口頸部を一帯の施文域とする。括れ部以下の体部には縄文を施文する。縦位の沈線を施すものもある。那珂川中流域では細い貼付隆帯によって、口頸部文様帯にモチーフを配す土器が存在する（第7図1～4）。中空の把手を配すものもある（第7図2・4）。これも多くは口頸部一帯型である。那珂川下流域では、一帯の口頸部文様帯に、細い貼付隆帯で波状文や渦巻文等を配す土器が存在する。施文域が上方に押し上げられている。

このうち、那珂川中流域を中心に、口頸部文様帯の下位に多条の沈線を巡らす土器が存在する。器形がキャリバー形を呈し、前時期にみられた屈折部が無くなり、器形全体が緩やかなカーブを描いている。口頸部文様帯の直下に、多条の横位沈線を、幅広く巡らす。屈折部で施文域の区画を意味していた数条の沈線が、屈折部と頸部の施文域の消失により、区画の意味を失い、上下に幅広く、条数を増やして施文されるようになったと考えられる。小波状沈線も引き継がれる。

6 まとめ

関東地方北東部における中期中葉大木式系土器の体部と頸部の境を区画する横位沈線に注目すると、阿玉台式前半期の体部に垂下降帯を配す七郎内Ⅱ群土器や宮後タイプ大木7b式土器では、体部垂下降帯の一端を数条の横線（1条だけ小波状）で連繋していたが、阿玉台式後半期の体部垂下降帯を消失した概沢型、坪井上型では、頸部体部境の器形の屈曲部で、頸部と体部の施文域の区画線として器面を1周するようになった。加曽利EⅠ式期になると、口頸部一帯の文様帯を配すようになり、概沢型、坪井上型にみられた頸体部境の器形の屈折と頸部の施文域が失われる。こうした状況で、那珂川中流域を中心に、屈折部を失った体部上位に、横位沈線が多条化し、幅広くなって残存したと捉えることができる（第7・8図）。

註

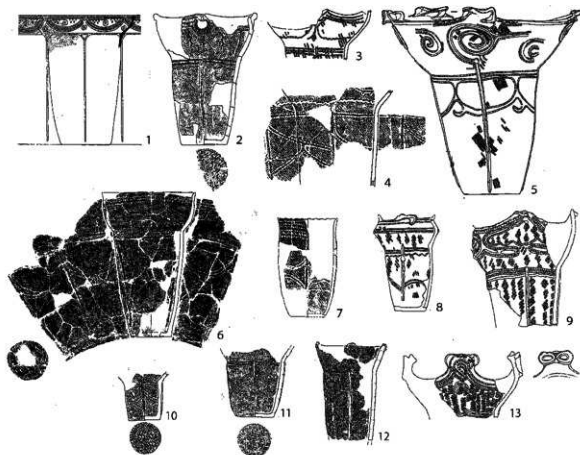
- (1) 阿玉台Ⅱ式土器と阿玉台Ⅲ式土器が共存する事例が多く、これを遺構や集落の年代を捉える単位として「阿玉台Ⅱ～Ⅲ式期」と、1段階として捉えてきた。阿玉台Ⅱ式と伴出する阿玉台Ⅲ式土器と阿玉台Ⅳ式のみで組成する阿玉台Ⅲ式土器と、型式学的に区別できる特徴を認めたため、編年学的な型式として「阿玉台Ⅲ式古段階」と「阿玉台Ⅲ式新段階」と呼ぶこととした。
- (2) 鈴木祐芳は茨城県日立市諏訪遺跡の報告書で、体部隆帯間に対弧状、X字状のモチーフを配す土器を「スワタイプ」と仮称した(鈴木1980)。その後海老澤稔が「七郎内Ⅱ群土器」をも含めた概念として「諏訪式」を提唱した。同じ遺跡名の「諏訪(スワ)」を用いても、指す内容は異なっている。筆者は、「スワタイプ」と七郎内Ⅱ群土器は文様構成が異なることを示し、2つの意味で使われる「諏訪」の名称を避け、「宮後タイプ大木7b式」を仮称した(塚本2009)。今後、標準となる土器を示し、概念化としかるべき名称を付すことを考えている。
- (3) 阿玉台Ⅳ式土器が純粋に組成する一括資料、加曾利Ⅰ式期の土器がほぼ純粋に組成する一括資料があり、それぞれに共存する大木式系土器は異なるものである。「阿玉台Ⅳ式」と「加曾利Ⅰ式古段階」は編年学的な単位として存在すると考えている。一方で阿玉台Ⅳ式土器と加曾利Ⅰ式が共存する事例も多い。江原英はこの共存事例を取り上げ、更に施文手法の観察から、同時に製作されたことも指摘した(江原2006)。阿玉台Ⅳ式土器と加曾利Ⅰ式古段階の土器の両方を製作・使用した時期があったことは間違いない。阿玉台Ⅳ式が純粋に組成する段階と加曾利Ⅰ式古段階の土器がほぼ純粋に組成する段階の土器を比べると「土器様相が一変する」ということである。なお、江原は加曾利Ⅰ式期全時期を通じて阿玉台Ⅳ式土器が存続し、相互に交渉を持ったとしており、筆者とは考え方が異なっている。

(引用・参考文献)

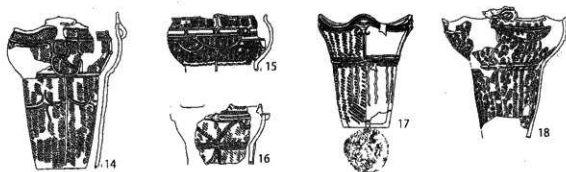
- 石坂茂1991,「1990年の縄文時代学会動向 土器型式編年論 中期」、『縄文時代』第2号,縄文時代文化研究会
- 江原英1991,「36田石器・縄文時代」『考古同覧-特集 1990年栃木県の動向-』第13号
- 江原英2006,「阿玉台式土器の伝統と『中鉢式0地点型』の成立(覚書)」『栃木県考古学会誌』第27集,栃木県考古学会
- 海老澤稔1984,「茨城県内における縄文中期前半の土器様相(2) -諏訪式土器について-」,『茨城県考古』6,茨城県考古学会
- 海老澤稔2016,「東田中遺跡 中津川遺跡2」公益財団法人茨城県教育財団
- 鈴木祐芳1980,「諏訪遺跡発掘調査報告書」日立市教育委員会
- 堀石徹・井川浩正・合出恵美子2009,「所謂『七郎内Ⅱ群土器』研究における現状と課題-研究史の整理と分類試案の提示-」『下総考古学』21,下総考古学研究会
- 塚本師也1990,「北関東・南東北における中期前半の土器様相-縄文地に有筋沈線を施文する土器群について-」,『古代』第89号,早稲田大学考古学会
- 塚本師也1997,「栃木県歴史文化財調査報告第196集 沓法寺遺跡 県営園地整備事業小川西部地区に係わる縄文文化財発掘調査」栃木県教育委員会
- 塚本師也2003,「茨城県北部域に於ける縄文時代中期中葉の土器の一例相-宮後遺跡の調査成果から-」『領域の研究』阿久津久先生追憶記念事業実行委員会
- 塚本師也2009,「茨城県北部における大木7b式期の土器-特に七郎内Ⅱ群土器と所謂スワタイプについて-」『常総台地16 鴨志田篤二氏 考古学45周年記念論集』常総台地研究会
- 塚本師也2015,「近接する遺跡間における同一年代の縄文土器の比較(2) -八溝山西麓と東麓の中期縄文土器を対象として-」『研究紀要』第23号,公益財団法人とちぎ未来づくり財団縄文文化財センター
- 塚本師也2016,「那珂川流域の加曾利Ⅰ式初期の地域性」『研究紀要』第24号,公益財団法人とちぎ未来づくり財団縄文文化財センター

竹ノ下式土器

垂下隆帯の上端を有節沈線で連繋する土器



縦方向の隆帯間を有節沈線で連繋する土器

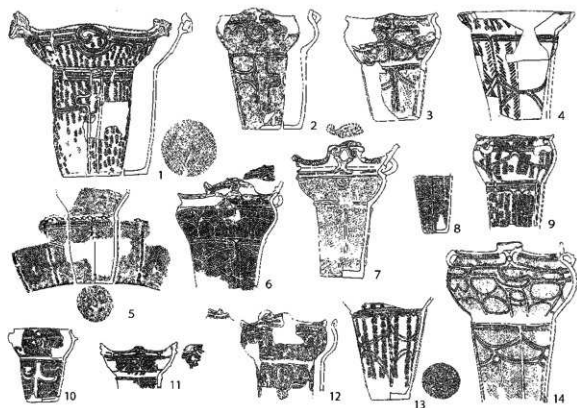


S=1/10 (1以外、1は縮尺不定)

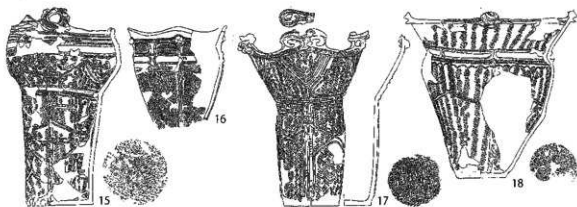
- 1 茨城県吹上貝塚、 2 栃木県御霊前遺跡、 3・5 福島県南堀切遺跡
4 福島県法正所遺跡、6・7 栃木県三輪仲町遺跡、8・9 栃木県枡の木遺跡
10~12 茨城県滝ノ上遺跡群、13・16 茨城県宮後遺跡、17・18 栃木県横沢遺跡

第1図 竹ノ下式土器・七郎内Ⅱ群土器(1)

頸・体部境に隆帯と有節沈線を巡らす土器



頸・体部境に狭い精内区画文と有節沈線を巡らす土器

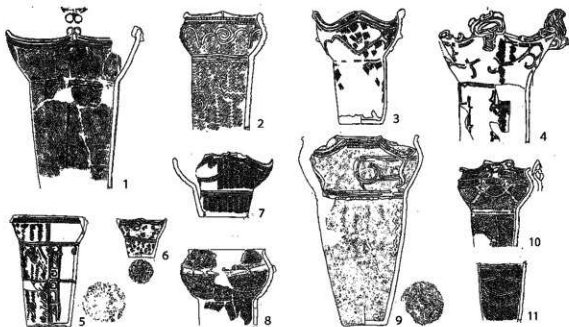


S = 1/10

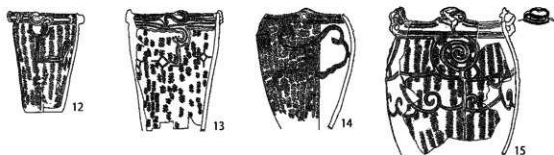
- 1・4・15・18 栃木県概況遺跡、2 栃木県小鎮前遺跡、3 栃木県御堂前遺跡
 5・17 栃木県三輪仲町遺跡、6・8・9・16 茨城県滝ノ上遺跡群
 7・13 茨城県堀米A遺跡、10 福島県上ノ台遺跡、11 福島県南郷切遺跡
 12 福島県寺前遺跡、14 福島県法正原遺跡

第2図 七郎内Ⅱ群土器(2)

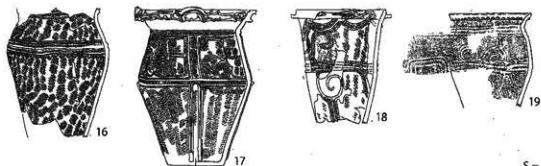
頸・体部境に有節沈線を巡らす土器



狭い口縁部と体部に幅広い一帯の施文域を持つ土器



体部施文域中位を有節沈線で横位に区画する土器

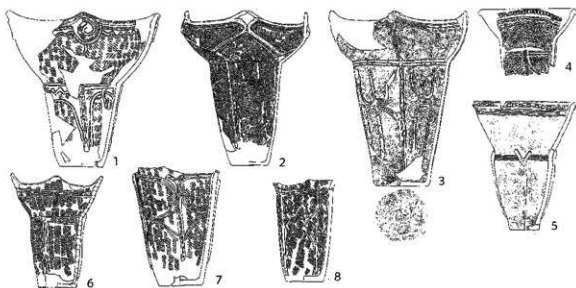


S = 1/10

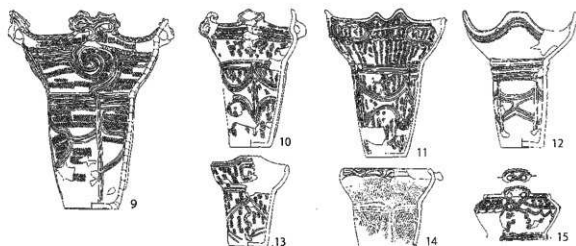
- 1・2・7・17 福島県法正沢遺跡、 3 福島県鴨打A遺跡、 9 福島県南堰切遺跡
5・6・12・16 栃木県棚沢遺跡、 8・10・11 茨城県滝ノ上遺跡群、 9・19 茨城県堀米A遺跡
13 茨城県宮後遺跡、 14 福島県上ノ台遺跡、 15 福島県七郎内C遺跡、 18 栃木県三輪仲町遺跡

第3図 七郎内Ⅱ群土器(3)

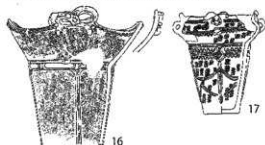
垂下隆帯の上端を沈線で連繋する土器



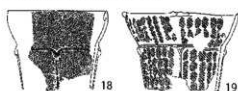
頸・体部境に隆帯と沈線を巡らす土器



頸・体部境に狭い楕円形区画文を巡らす土器



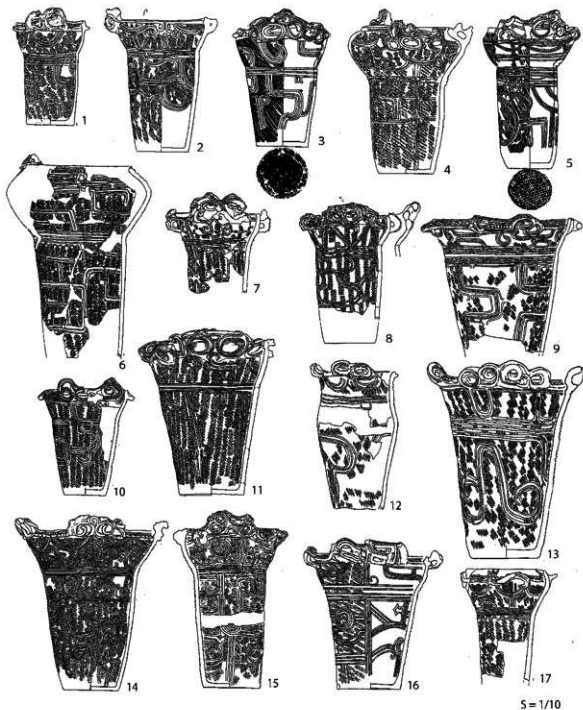
頸・体部境に隆帯を巡らす土器



S = 1/10

1・2・4・7・10～13・15・17 茨城県宮後遺跡、3 栃木県小鎮前遺跡、8 栃木県松の木遺跡
5・6・9・14 茨城県堀米A遺跡、16・18 茨城県滝ノ上遺跡群、19 福島県寺前遺跡

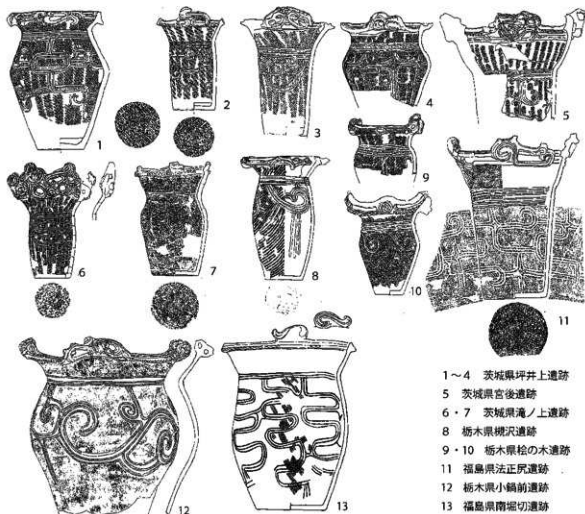
第4図 宮後タイプ大木7b式土器（スワタイプ）



1～5 栃木県桐沢遺跡、6・7 茨城県宮後遺跡、8 茨城県滝ノ上遺跡群
9・17 栃木県三輪仲町遺跡、10 福島県上ノ台遺跡、11 福島県桑名邸遺跡
12 福島県鴨打A遺跡、13 福島県妙音寺遺跡、14～16 福島県法正尻遺跡

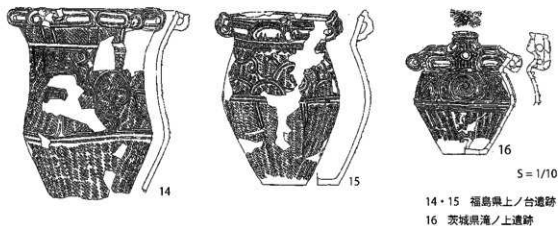
第5図 櫛沢型の土器

坪井上型の土器



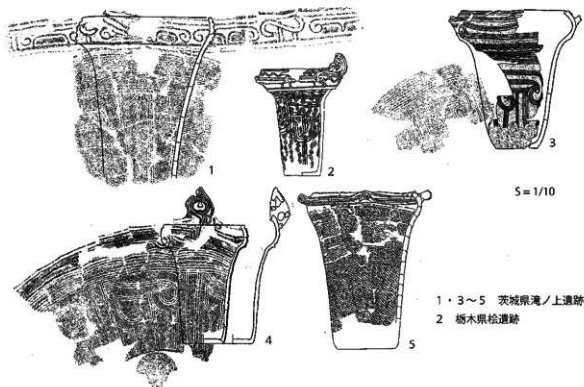
- 1～4 茨城県坪井上遺跡
- 5 茨城県宮後遺跡
- 6・7 茨城県滝ノ上遺跡
- 8 栃木県横沢遺跡
- 9・10 栃木県松の木遺跡
- 11 福島県法正尻遺跡
- 12 栃木県小幡前遺跡
- 13 福島県南堀切遺跡

体部中位を横位に区画する土器

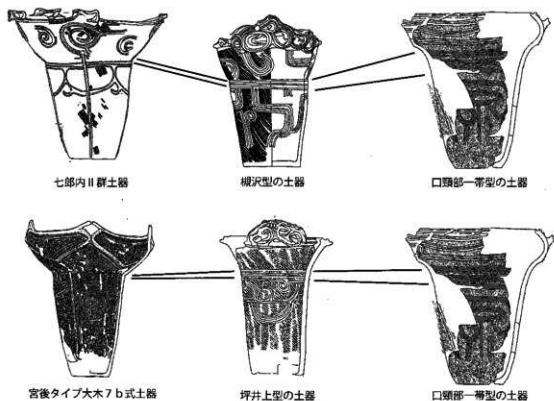


- 14・15 福島県上ノ台遺跡
- 16 茨城県滝ノ上遺跡

第6図 坪井上型の土器・体部中位を横位に区画する土器



第7図 那珂川中流域の加曾利EⅠ式古段階の土器



第8図 頸・体部区画の変遷

栃木県における曾利式系土器の様相

ごとうしんすけ
後藤 信 祐

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1 はじめに | 4 栃木県内の曾利式系土器の様相 |
| 2 栃木県の及び周辺の曾利式系土器の認識（研究史抄） | 5 本県及び隣県の曾利式系土器の出土状況 |
| 3 栃木県内の曾利式系土器の分類 | 6 まとめ |

縄文時代中期後半の加曾利EⅢ式期に、曾利式系土器といわれる条線地文で頸部と胴部に指頭圧痕などを施した隆帯を貼付する大型の深鉢形土器が、那珂川上流域の遺跡を中心に一定量出土することは周知のとおりである。本稿では栃木県内の曾利式系土器を集成し、口縁部の形態と施文される条線文、隆帯の加飾等について分類を行い、分布や時期などについて先学の研究について検証を行った。

その結果、これまで言われてきた曾利式系土器については形態の異なる大中2タイプがあり、特徴や分布・時期について再確認することができたほか、加曾利EⅠ式新段階に擬人形ないしは模倣品の小型深鉢や、わずかではあるが受け口状口縁の小破片が県内各地で出土していることが明らかとなった。

1 はじめに

縄文時代中期後半の加曾利EⅢ式の一時期に、地文が条線で頸部と胴部に指頭状の圧痕を施した隆帯を貼付した大型の深鉢形土器が、那珂川町三輪仲町遺跡や那須塩原市槻沢遺跡など那珂川上流域の遺跡でたくさん出土する。このような土器は、キャリバー形で縄文を地文とする加曾利EⅢ式の深鉢とは破片資料でも明瞭に識別され、山梨県甲府盆地を中心に富士川下流域、伊豆地方、西関東を主な分布域とする曾利式土器に源流が求められる土器として、古くから先学により指摘されてきた。しかし、本稿の曾利式土器とは、口縁部が短く胴部最大径が口径を上回るなど器形、さらに条線文・隆帯の加飾についても趣が異なるため、関東東部～東北部では曾利（式）系土器として報告されている。

本稿では、まず栃木県および近隣の曾利式系土器のこれまでの研究を振り返る。その後、栃木県内の資料を集成したうえで、県内の曾利式系土器の分類を行い、先学が指摘している時期や分布について検証する。そして、なぜこの一時期に甲信地方～西関東に源流をもつ曾利式系土器が、遠く離れた那須地方で変容しながらも土器組成の中に存在するのか、若干の私見を述べてみたい。

2 栃木県及び周辺の曾利式系土器の認識（研究史抄）

本県で条線地文の深鉢形土器を曾利式系土器と最初に認識したのは海老原郁雄である。1981年、『栃木県「加曾利E様式」における異系土器』において、会津を送り手とする馬高式系統の土器、南関東を送り手とする頸部に隆帯を巡らせ外反する口頸部が索文化する深鉢と条線地文の深鉢を取り上げている。条線地文の深鉢形土器の特徴としては、滝川原遺跡・槻沢遺跡の資料から、頸部がくびれて口縁が直線的に外反し、胴部が膨らみむ背の高い大型で、文様は条線を地文とし、指頭圧痕を加えた貼り紐をくびれ部と胴部に4～8単位

垂下させるものと指摘している。時期については、共存関係が判然としないため想定のをでないが西関東編年加曾利EⅡ式期に位置づけ、曾利式系譜の土器として認識したいとしている。また、底部が極端に小さく直立では不安定だが形態的に煮沸に適していること、しかし大型で煮沸用器種としては如何にも過大であり、一般の消耗品器種と同列に扱っていないものか若干疑問が残るとしている（海老原1981a）。

海老原は同年刊行の『栃木県史』通史編の縄文時代の「中期の土器」においても、加曾利EⅡ式期の曾利式の土器として連文土器と曾利式系土器を取り上げている。伴出関係は明らかでないとしながらも、加曾利EⅡ～EⅢ式にかけて存続したものと考えており、槻沢遺跡をはじめ、滝川原・長者平西・坊山・星野遺跡など多数類型があることから、栃木県の中期後葉における土器群の一組成とし注目している（海老原1981b）。

1985年、岩淵一夫は『土久遺跡』の発掘調査報告書で、破片資料で出土点数も少ないことわつたうえで、第6群土器（口縁部文様帯は横位栴形文、胴部は2～3条の懸垂文と絞形条線文を施する平口縁のキャリバー状の深鉢）、第7群土器（地文が粗い条線文で、短い口縁部で頸部の括弧が弱く、胴部が丸みを帯びる深鉢）、第12群土器（口縁部が無文で、頸部下に渦巻文区画が配され、地文が条線文の鉢形土器）の3種を曾利式土器として取り上げている。土久Ⅳ期（口縁部文様帯が円形、楕円形区画文となり、胴部が磨消し懸垂文が主体となる時期）に伴出例が多いとし、概ね大木9式期古段階に位置付けている。また海老原同様、これらの土器は直接的な曾利式土器とみるよりは、南関東地方を媒体とした可能性が高いとしている（岩淵1985）。

同年、隣県の福島県でも松本茂が『堂平B遺跡』の発掘調査報告書において、口縁部下端及び胴部に指頭押捺文を貼り付けた土器で地文に条線が施される土器を、曾利式系統の土器として注目している。器形、特に口縁部の形態の違い、隆帯に正面から加えた指頭押捺文などの特徴から、在地で作られた可能性が強いとしている。大船町南澤遺跡、いわき市愛谷遺跡などの浜通りや中通りの県南地方にある程度分布し、大木9式の中段階に伴出するとしている。曾利Ⅲ式の系譜上に位置する土器で、1980年の神奈川考古学会作成の編年表による限り、一段階さかのぼる可能性を示唆している（松本1985）。

2002年、谷口康浩は関東地方に分布する曾利式土器を変形程度から、A群（オリジナルな曾利式に忠実な一群、搬入品が含まれる）、B群（文様の細部の特徴や型式情報の編集に変形が生じている一群）、C群（変形が著しく、オリジナル標本の中に類例が見いだせない一群）の3者に区分している。曾利式土器の中心地では組線文類型の土器は曾利Ⅲ式を境に減少するが、関東地方ではそれ以後加曾利E3式期まで組線文類型の土器群が残存しており、その大部分はC群に分類されるとした。そして曾利式土器の本場で土器形式に大きなモデルチェンジがあったにもかかわらず、関東地方側で古いタイプの曾利式が残存したのは、情報の限界と同時に、それがすでに在地化していたことを示すとしている。また、曾利式の情報量から6つの地帯に区分しており、本県は曾利式比率が10%未満に落ち込む境界域の東の第6地帯であり、北関東から下葉にまたがるきわめて広い範囲に位置する。A群は皆無、B群はまれであり、ほとんどの曾利式が著しく変形して在地化した組線文類型のC群に限定されるものの、広い範囲に伝達されて共有されていることに特徴があるとしている。そして、曾利式土器の本場の甲府盆地などで組線文系土器がすでに衰退したあとにもかかわらず、加曾利E3式期にむしろ個体数を増やしていることから、曾利式中心地からの直接的な情報量はほとんど無く、隣接する第5地帯からのきわめて限られた情報にしか接していなかったと推定している（谷口2002）。

2004年、橋本勉は埼玉・群馬・栃木・茨城・千葉・福島・山形県の曾利式土器の遺構一括資料から情報の伝達を窺み取ろうとした。栃木県では槻沢遺跡の13軒の竪穴住居跡出土資料と大山原山鉢木遺跡の資料から、曾利

系土器に伴出する大木式に新旧の可能性があることを指摘し、加曾利EⅢ式より新しい土器が少しまとまっているとしている（橋本2004）。

2004年には、小暮伸之が福島県出土の曾利系土器についてまとめている。県内9遺跡（浜通り7、中通り2）を集成し、浜通り地方で多く出土する傾向があるとしている。そして、福島県への曾利式土器波及期については、大木8b新～9式中段階（加曾利EⅠ式新～EⅡ式新段階、曾利Ⅱ～Ⅲ式並行）には限られるとし、曾利系器の分布の北限である福島県へは、関東地方などで複数回クッションを経て、かなり変容した形態で波及したとしている（小暮2004）。

また翌年にも、小暮は富岡町前山A遺跡出土の大木8b・9式土器を検討する中で、異系統土器として曾利系土器・連弧文土器を取り上げている。これらの土器は大木9式(古)に位置付けており、西関東で盛行した時期よりやや遅れて波及するとしている（小暮2005）。

その後、福島県では栖楽町井出上ノ原遺跡（小林2013）、福島市和台遺跡（新井2004）などで破片資料が出土している程度で分布については大きな変更はない。ここで取り上げる紐線文類型の曾利式系土器は、I線内面に明確な横、頸部波状粘土紐貼付するいわき市上の内遺跡や和台遺跡、前山A遺跡の資料を除いて、高木遺跡、松ノ下遺跡、井出上ノ原遺跡などの堅穴住居跡の出土資料を見る限り、本県同様、大木9式後半（加曾利EⅢ式段階）が主体であると考えられる。

2006年、戸田哲也は「曾利Ⅲ式土器の伝播と変容」で、西関東では連弧文土器の主体時期（加曾利E2新（大木8b並行）～加曾利E3古段階（大木9古）に該当）に曾利Ⅲ式が共存するのに対し、東関東では、連弧文土器の2ないし3段階の変遷と関連するかのよう、加曾利E3式の磨滑縄文が発達した段階（加曾利E3中～新）に曾利Ⅲ式から変化した様相を示す土器（①太く粗い隆線の作出と隆線上のキザミ、②屈曲が弱く寸胴の器形、③極端に屈曲し、腰高となる器形）が共存し、東関東から東北南部にまとまりをもって分布するとしている。

また、本県の郡河川町三輪仲町遺跡、浄法寺遺跡の2遺跡を取り上げ、相当量の曾利系東北型土器（①口縁部幅が狭く、口径は胴部最大径より小さい。②口縁は直口・内湾・外反などで、キャリバー状のものはない。③口縁上端～内端への加飾はない。④地文は粗い単沈線が立位あるいは斜位に施さる。⑤頸部・胴部にそれぞれ横位と縦位の円形押捺が施された隆帯を貼付。垂下波状隆線は少ない。⑥頸部のくびれは器上部、最大径も胴上部にある。）が出土していることから、郡河川上流域がこの種の土器製作の中心地のひとつとしている。また、口縁部重弧文は東北南部では少ないことから「三輪仲町型」と分けることも必要としている。そして土坑内の伴同関係から曾利系東北型土器は加曾利E3式中～新段階、大木9式中段階、吉井城山D類土器との並行関係を指摘し、分布域は栃木県北東部～福島県南部の直径90km圏内としている。また、曾利Ⅲ式土器が中間地帯を越えて新たな土器群が明確な特徴を生み出し、安定した分布圏を形成することから「飛び火的現象」と呼称している（戸田2006）。

2007年、合田恵美子は栃木県の縄文時代中期末葉～後期前葉の土器研究の動向をまとめるなかで、条線地文に隆帯や粘土紐を貼付する曾利式土器に似る土器を曾利系土器群として注目している。谷口・戸田同様、このような土器は南関東の多摩地域では加曾利EⅡ式前半段階に並行し、後半段階には消滅すると考えられているが、栃木県では加曾利EⅢ式段階の土器と共存するのが一般的で時間的にズレがあることを指摘している。そして、東京湾東岸では加曾利EⅢ式段階でも見られることから、中部地方から直接的ではなく、南関東東部から波及した可能性が高いとしている。また、県南地域では破片資料が多いが、県北地域ではが体土器として使用するなど土器全体を復元できる状態で出土する例が認められること、南関東で出土する曾利

系土器は加曽利E式土器よりも小型のことが多いが、県内のものはかなり大形のものが多くいる（合田2007）。

2009年、大内千年は房総半島の曾利式系土器を集成し、分布や時期について検討を加えている。曾利式系土器のほとんどが斜行文・重弧文土器であること、時期については遺構伴件事例から胴部磨削縄文成立以前の加曽利E2式に伴うものは少数であるものの、胴部磨削縄文成立以降の加曽利E3式に伴うものが大多数を占めており、加曽利E3式後半の「横線連溝弧線文土器」との関係は薄いことなどを指摘している（大内2009）。千葉県は栃木県と同じく、曾利式が著しく変形して在連化した横線文類やC類に限定される第6地帯であることが谷口により指摘されているが、後述するように、同じ第6地帯でも器形や貼付隆帯の加飾の変容、本県のI縁部の条線が直行文・重弧文であることなど、両県の地域差は大きい。

筆者も、横沢遺跡・三輪仲町遺跡・ハケットンや遺跡などの発掘調査を担当し、那須地方の縄文時代中後期を考えるなかで、那須地方で曾利式系土器が加曽利EⅢ式期の一時期に一定量出土すること、オリジナルは山梨県甲府盆地を中心に分布する曾利式土器で、1～2段階の変容を経て那須地方に定着したものと先学同様の理解を示した。また、那須地方ではこれ以降、曾利式土器のほか両耳壺形土器、石棒や丸石、住居内埋焼や網紋形敷石住居など、次第に中部地方から関東地方南西部に系譜が求められる儀礼や祭祀に係わる遺構・遺物が多く出土することを指摘した（後藤2010b）。

3 栃木県内の曾利式系土器の分類

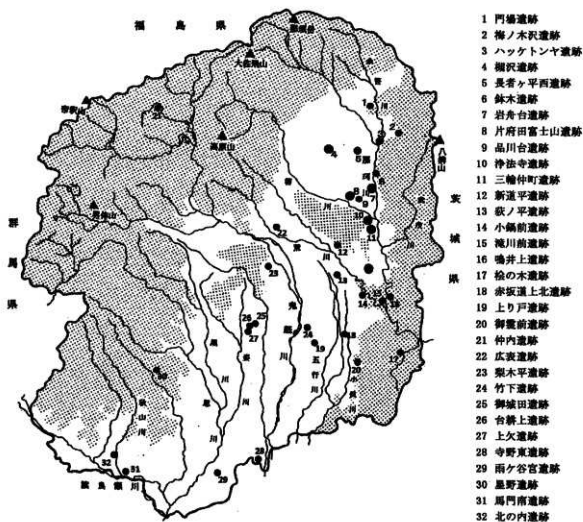
栃木県内の曾利式系土器は、管見で32遺跡確認しており（第1図・第1表）、概ね県内の中期後半の著名な遺跡からは出土している²²。合田が指摘しているように、小山寺野東遺跡（28）、佐野市馬門南趾（31）など県南西部の遺跡では小破片が数点出土する程度であるのに対し、県北東部、特に那珂川上流およびその支流の荒川流域の遺跡からの出土が顕著で、那須塩原市横沢遺跡（4）、大田原市岩舟台遺跡（7）、那珂川町浄法寺遺跡（10）、三輪仲町遺跡（11）など発掘調査が行われた遺跡では、この時期の型穴住居跡や土坑から器形の推定できるものを含め、かなりの割合で出土している。

本県から出土する曾利式系土器の多くは、曾利式土器のうちI縁部に斜行条線、重弧文、格子目文などをもち龍目文土器と呼ばれる一環で、新線文類型の変容したものである。その多くは胴部最大径が上方にあって肩の張り、括れ部から口縁が短く開く深鉢形土器で、地文が半截竹管や菊歯状工具を用いた条線文であること、蛇行隆帯・刺突や押捺を施したが隆帯が括れ部に巡り、胴部にも同様の隆帯が数条垂下することなどが特徴として挙げられる。このように本場の曾利式に比べるとかなり変容していることは、先学が指摘しているところである。

しかし、これらの曾利式系土器は、小破片でも細部を観察していくと器形や施文される文様などに差異があり、これらを分析することにより地域差や時間差も現れるものと思われる。以下、本県の曾利式系土器について、I縁部形態・口縁部の文様・頸部および胴部の貼付隆帯の加飾について分類を行い、時期や分布について検討を加える。なお、これら以外にも、地文の条線文や貼付隆帯押捺の施文具、土器の底縁など分類は可能であるが、これらについては必要に応じて文中で触れる。

（1）口縁部形態

- A類 括れ部から直線的に外傾し、口唇部内面が肥厚し受け口状となるもの。
- B類 半I縁で、括れ部から直線的に外傾し、上方で若干内湾するもの。
- C類 短い半I縁で、括れ部から内湾するもの。



第1図 栃木県内の曾利式系土器出土遺跡

D類 短い単口縁で、括れ部から直線的に立ち上がるもの。

(2) 口縁部に施される条線文

I類 斜行文（斜方向の条線文）

II類 重弧文（下弦の円弧状条線文）

III類 直行文（縦方向の条線文）

IV類 素文（文様なし）

(3) 貼付隆帯の加飾

①類 隆帯を小波状に折り曲げて貼付するもの。

②類 隆帯の左右から、交互に刺突ないしは押捺を行い小波状にするもの。

③類 隆帯の直上方向から、キザミ状の押捺を加えるもの。

④類 隆帯の直上方向から、円形ないしは指頭状の押捺を加えるもの。

つぎに、各分類に従い、具体的に各遺跡出土資料について、それぞれの関係、時期や分布など特徴についてみていきたい^①。

(1) 口縁部形態

A類 口縁部小破片のみで、全形がうかがえるものはない。いずれも器厚が6mm前後で、中型の深鉢形土器と考えられる。端部が屈曲気味に内湾するものと、I縁の内側に断面三角形の隆帯を貼付して受け口状になるものがある。

前者は那須烏山市小鍋前遺跡(4図7)の1点のみである。細い斜行条線が密に施される厚みのある受け口状口縁で、端部上方の平坦面にも斜行条線と交互刺突が施される。頸部には①類の小波状の隆帯が巡る。色調は暗褐色で、胎土も他の土器とは異なる。大木8b式、加曾利EⅠ式新段階の土器と伴出しており、本県では最も古い段階の紐線文系の曾利式土器である。

後者は、外縁するI縁の内側に断面三角形の隆帯を巡らし受け口状とするもので、三輪仲町遺跡(3図1)、小鍋前遺跡(4図6)、日光市仲内遺跡(4図15・16)、小山市南ヶ谷宮遺跡(4図33)、馬門南遺跡(4図43・44)などで出土している。三輪仲町遺跡のものは端部が尖る薄いI縁部破片で、重弧文が施される。重弧文のものは仲内遺跡からも出土しているが、貼付される三角形の隆帯はやや丸みをおび鈍い。そのほかは斜行文の施されるもので、南ヶ谷宮遺跡、馬門南遺跡、小鍋前遺跡のものはI縁端部から斜行文、小鍋前遺跡のものは頸部隆帯に斜位のキザミが密に施されている。伴出する土器は破片資料ではあるが、加曾利EⅠ新段階～EⅡ式新段階の土器が多い。

なお、I縁端部内側に隆帯を貼付け肥厚内屈させ、上端部に凹線を巡らすものが、三輪仲町遺跡SK-271ではほぼ同じ形態のものが2個体(3図10・11)出土している。いずれも大型深鉢で、口縁部は直立気味に内湾し、胴部最大径が口縁部径を上回る。口縁部は重弧文が施され、頸部と胴部は交互押捺された隆帯が貼付される。前述の小型のものに比べ、端部は丸く仕上げられている。同様のI縁はSK-157(3図2)でも出土しており、加曾利EⅡ新～EⅢ式の土器と伴出している。

B類 槻沢遺跡、三輪仲町遺跡、新道平遺跡など県北東部で出土しているが数は少ない。胴部を欠くものが少なくないが、C類に比べI縁部の外反度が大きく、I径が胴部最大径を上回るものが多いと思われる。槻沢遺跡(2図13)は、貼付隆帯が頸部は④類、胴部が押捺による小波状の②類の隆帯で異なる。新道平遺跡(4図1)は、半蒔竹管で間隔の粗い斜行文が施されており、同じくI縁部に円形刺突、頸部隆帯にC字状の連続刺突を巡らしている。三輪仲町遺跡(3図9)は頸部の括れが弱く、条線は細く密に施されている。槻沢遺跡(2図9)、三輪仲町遺跡(3図26)などでは地文が縄文・擦糸文の折衷土器もある。加曾利EⅡ新～EⅢ式の土器と伴出している。

なお、小破片のためC類との分別が難しいが、県南の南ヶ谷宮遺跡、馬門南遺跡で口縁端部内側に角頭状に肥厚するもの(4図36・40)が出土している。A類の受け口状I縁のなごりと思われ、いずれも重弧文が施される。馬門南遺跡では、交互押捺による小波状の隆帯が垂下する胴部破片が伴出している。

C類 槻沢遺跡(2図7・8)、浄法寺遺跡(2図25・26)、三輪仲町遺跡(3図12・16・28)、寺野東遺跡(4図31～33)などで出土している。浄法寺遺跡(15・16)、三輪仲町遺跡(28)など括れ部から短く内湾するものは、外反度が小さく、直立気味のものが少なくない。口縁部には重弧文・直行文が施文されるが粗く、隆帯は直上方向から押捺される④類が多い。大型品は胴部最大径がI径を上回るものが多く、中型品は口径が胴部最大径を上回るものが少なくない。県北東部の遺跡からの出土が多く、加曾利EⅢ式土器と伴出している。

D類 ハケットンヤ遺跡(2図1)、鉢木遺跡(2図15)、槻沢遺跡(2図6・14)、三輪仲町遺跡(3図15・16・18～21)、滝川前遺跡(4図9)、仲内遺跡(4図20)などで大型のものが、松の木遺跡(4図10)、御城田遺跡(4図24)、台轉上遺跡(4図25)などで中型のものが出土している。大型のものは直立内傾気味

のもの(3図14・19)もあり、口径は胴部最大径を下回る。一方、中型のものは、口径が胴部最大径を上回るものが少なくない。口縁部の条線文は、御城田遺跡のものが重弧文である以外は直行文で施文が粗く、隆帯の押捺は直上方向からの指頭状のものが多く、大型のものは県北東部の遺跡からの出土がほとんどで、中型のものは県央部にもみられる。概ね加曾利EⅢ式の土器と伴出している。

(2) 口縁部に施される条線文

I類 ほとんどが破片資料で、出土点数も少なく器形を推定できるものはないが、大半が口下がりの条線文である。条線が細く密に施されるものは小鍋前遺跡(4図6・7)、兩ヶ谷宮遺跡(4図35)、馬門南遺跡(4図43・44)などA類の口縁部に多い。小破片で明確ではないが、単口縁で上方が内湾する口縁部B類と思われるものが、浄法寺遺跡(2図27)、三輪仲町遺跡(3図4)で出土している。伴出する胴部破片には②類の隆帯が貼付されており、浄法寺遺跡は加曾利EⅠ～EⅡ式、三輪仲町遺跡は加曾利EⅢ式の土器が主として伴出している。

新道平遺跡(4図1)は前述したとおりであるが、同じ口縁部に円形刺突、C字状刺突をめぐらす破片は三輪仲町遺跡(3図3)でも出土している。

II類 岩舟台遺跡(2図16・18)、片府田富士山遺跡(2図20・21)、浄法寺遺跡(2図18・26)、三輪仲町遺跡(3図10～12・18)、桧の木遺跡(4図11)、仲内遺跡(4図20)、御城田遺跡(4図24)、兩ヶ谷宮遺跡(4図36)、馬門南遺跡(4図40)など県内全域から出土している。口縁部A～D類すべての形態にみられる。三輪仲町遺跡(10～12)、仲内遺跡(20)など口縁は直立気味で、条線は幅広の縦線上のものが多く、三輪仲町遺跡(18)や仲内遺跡(20)のようにII類の縦方向の条線文と併用しているものもある。貼付隆帯は④類が多いが、条線が密な岩舟台遺跡(2図18)⁽⁴⁾や口縁端部が肥厚する三輪仲町遺跡(10・11)は②類の隆帯が貼付されている。中野深鉢の片府田富士山遺跡(21)、浄法寺遺跡(26)、御城田遺跡(24)などは重弧文の施文は粗い。概ね加曾利EⅡ新～EⅢ式土器を伴出している。

III類 ハッケトンヤ遺跡(2図1)、槻沢遺跡(2図7・13・14)、鉢木遺跡(2図15)、三輪仲町遺跡(2図14・16・19・21)など県北部の大型深鉢に多く施文される。I口縁部はC・D類で、直立気味のものが少なくない。槻沢遺跡(2図11)、浄法寺遺跡(2図25)、台畔上遺跡(4図25)など中型深鉢にもみられる。隆帯の加飾はほとんどが④類であるが、口縁部形態がB類の槻沢遺跡(2図13)では胴部の垂下隆帯は②類である。概ね加曾利EⅢ式土器を伴出している。

IV類 口縁部のみでは判断できないこともあり、大型深鉢の槻沢遺跡(2図6)、浄法寺遺跡(2図23・28)、桧の木遺跡(4図10)ぐらいある。I口縁部は直立気味のものが多く、隆帯の加飾は④類である。概ね加曾利EⅢ式土器と伴出している。

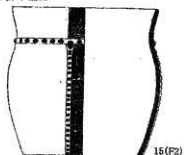
(3) 貼付隆帯の加飾

①類 小鍋前遺跡(4図7)、梨水平遺跡(4図22)などにみられる。小鍋前遺跡については前述したとおりである。梨水平遺跡のものは、口縁端部が内屈し受けI状となるもので斜行条線に反対方向の斜行隆線を貼付し、籠目状の文様を描出している。頸部は小波状の隆帯を巡らし、地文が条線文の胴部にも同隆帯を垂下させ、間に2条の隆帯で渦巻などの懸垂文を配している。地文は縄文であるが、同様の器形のものも御堂前遺跡(4図13)でも出土している。内湾する口縁部は無文で、括れ部に蛇行隆帯を挟んだ3条の隆帯を巡らしており、胴部には沈線の派手な2条の隆帯で枝状の懸垂文を貼付している。これら2点はI径15cm、器高20cmほどで、口縁部は括れ部から大きく開いて丸く内湾するなど非常によく似た小型の深鉢形土器であり、搬入品ないしは特徴を忠実にとらえた模倣品と考えられる。御堂前遺跡では加曾利EⅠ式中段階、大木8式古

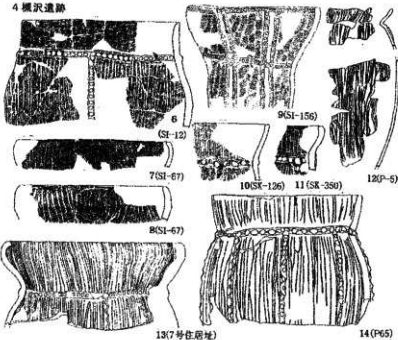
3 ハケットンヤ遺跡



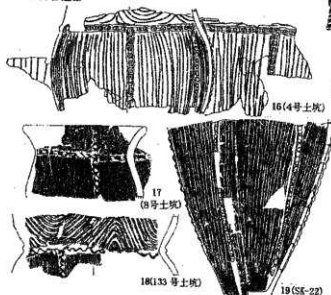
6 鉢木遺跡



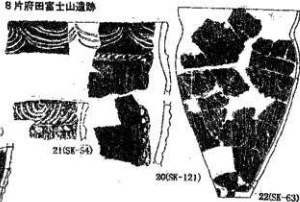
4 横沢遺跡



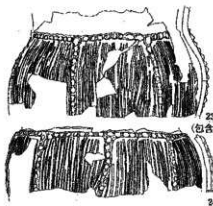
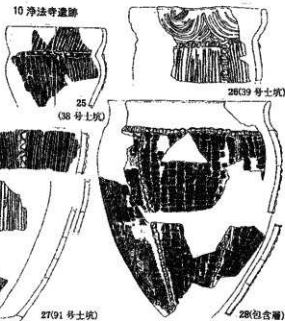
7 岩角台遺跡



8 片府田富士山遺跡



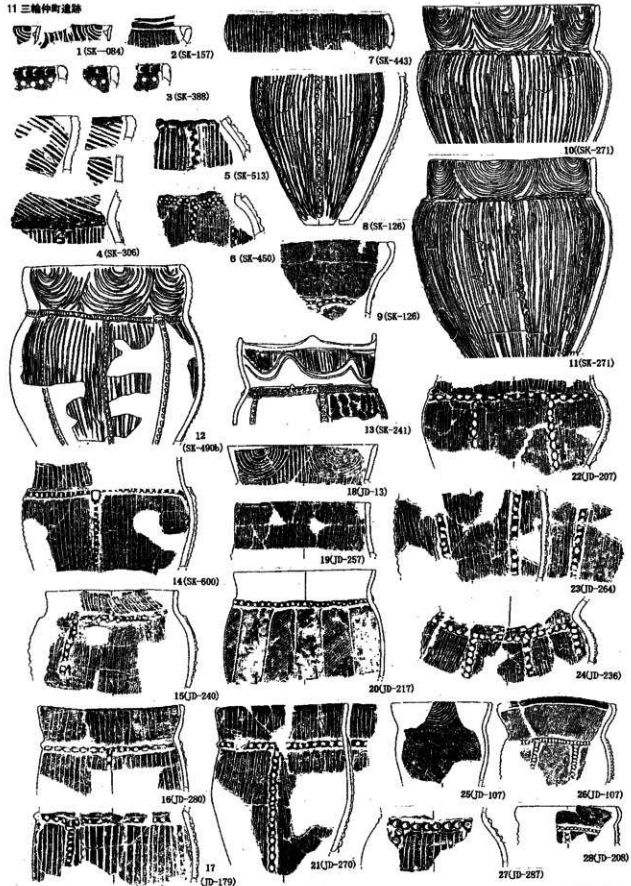
10 浄法寺遺跡



第2図 栃木県内の曾利式系土器 (1)

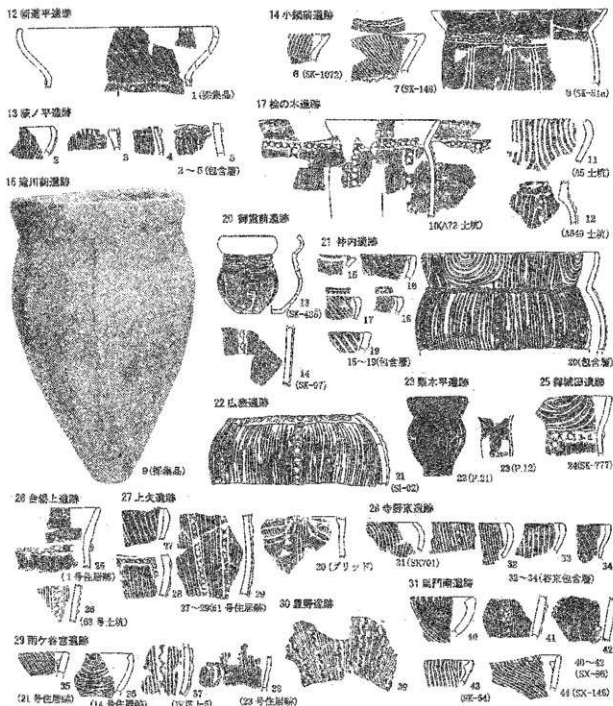
S=1/10 (破片1/8)

11 三輪仲町遺跡



第3図 栃木県内の曾利式系土器 (2)

S=1/10 (破片1/8)



第4図 朽木県内の埴式土器 (3)

S=1/10 (縮小1/3)

政隆の完形・略完形の十善7点と伴出しており、栗木平造跡でも同時期の破片が多く出土している。

②類 三輪神町造跡 (3図10・11)をはじめ、堀沢造跡 (2図13)、岩井台造跡 (2図18)、浄法寺造跡 (2図18・27) など県北部の大型深鉢に多くみられる。県南部では、胴部破片資料しかないが、雨ヶ谷宮造跡 (4図27)、星野造跡 (4図39)、馬門南造跡 (4図43) など本類の隆番が多い。例へ加曾利EⅡ新→EⅡ式土器を伴出している。

③類 片府田富士山造跡 (2図20)、萩ノ平造跡 (4図3)、台替上造跡 (4図26) などで散見されるが、全形をうかがえるものはない。片府田富士山造跡のものは、胴部が斜位の刻み状の押捺であるのに対し、胴

部の垂下隆帯は④類で加飾が異なる。口縁部の重弧文は3～6条の連弧状の沈線で、胴部は1工具の異なる細い条線文が密に施される。加曾利EⅡ新～EⅢ式土器と伴出している。

④類 ハッケトンヤ遺跡（2図1）、槻沢遺跡（2図6・14）、浄法寺遺跡（2図23・24）、三輪仲町遺跡（3図12～17）、滝川前遺跡（4図9）、上久遺跡（4図29）など県北～県央の遺跡で多く出土している。口縁部にC類の条線文が施される大型の深鉢は、円形の指頭圧痕状の本類の押捺が多い。多くが加曾利EⅢ式、大木9式新段階の土器と伴出している。

本県の曾利式土器について、口縁部の形態とそこに施される条線文、頸部及び胴部に貼付される隆帯の加飾について3群12類に分類を行い、それぞれの組み合わせや分布状況、伴出土器について述べてきた。このほか、曾利式土器のメルクマルである地文の条線文が縄文や燃糸文に変化している折衷土器が那珂川上流域の県北東部で数点みられる。槻沢遺跡（2図9）のものは、口縁部形態がキャリバー形に近いB類で口縁部にも隆帯が回り、口縁部から胴部に2条一組の隆帯が垂下する。浄法寺遺跡（2図28）のものは直立気味の無文口縁部で、頸部に微隆起帯を巡らす当地方の次期大型深鉢の器形と酷似する。三輪仲町遺跡（3図13）は器形や色調など当地方の曾利式土器の特徴を有するが、口縁部に山形突起を付し、連弧状に2条の沈線の沈線を巡らし上部に縦位条線を充填しており、26は口縁部に1条の沈線を巡らし、地文が条線文と酷似する縦方向の燃糸文が施されている。このほか頸部に押捺隆帯や刺突列を巡らせ、胴部に懸垂文が展開する三輪仲町遺跡（3図20）や小鍋前遺跡（4図8）なども、文様構成に曾利式土器との関連が想定されることからここに示しておいた。これらは概ね加曾利EⅡ式新～EⅢ式期の土器と伴出している⁽⁵⁾。

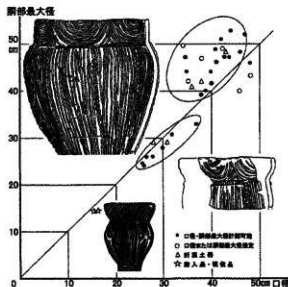
4 栃木県内の曾利式土器の様相

前節で述べてきた分類とそれぞれの組み合わせや分布状況、伴出土器などから、本県の曾利式土器の特徴をまとめてみたい。

栃木県内出土の曾利式土器は、ほとんどが破片資料である。口縁部から底部まで全形をうかがえるものは滝川前遺跡（4図15）ぐらいで、口縁径や胴部最大径が推定できるものでも40点ほどである。これらは県北東部の資料が多く、口径と胴部最大径の比に注目しグラフ化してみると、大中小の3つのタイプが存在することが明らかとなった（5図）。

まず、小型のものは、御堂前遺跡（4図13）と梨木平遺跡（4図22）の2点のみで、口径と胴部最大径はほぼ同じである。搬入品ないしは特徴を忠実にとらえた模倣品と考えられるもので、加曾利EⅠ式新段階と考えられる。腰部が屈曲する受け口状の口縁部形態で、口縁部に斜行文、頸部に小波状の隆帯を貼付する小鍋前遺跡（4図7）などもこの時期のものである⁽⁶⁾。

中型のものは、口径25～35cmで、胴部最大径が口径より若干小さく、胴部の張りが弱いものが多い。口縁部は短く、浄法寺遺跡（2図22・23）など内湾気味に開く③類と、御城田遺跡（4図24）や台耕土遺跡（4図25）のように直線的緩やかに開く④類の



第5図 曾利式土器口径・胴部最大径比

二者がある。口縁部は根い重弧文と縦位条線文、貼付隆帯は指頭状の④類の押捺が施されるものがほとんどである。県央から県北部から出土しており、伴出上器は破片が多く明確ではないが、加曾利EⅢ式陶と考えられる。

大型のものは、口径が35～48cm、胴部最大径が38～52cmで、胴部最大径が口径を上回るものが少なくない。県北東部のものは、色調が灰黄褐色、黄褐色のものが多く、IⅢ部のみを模沢遺跡（2図7・8）や三輪仲町遺跡（3図18・19）、胴部上半のみを浄法寺遺跡（2図13・14）や広表遺跡（4図21）、破片資料でも器厚が1cm以上のものは、ほぼこの形態の深鉢と考えてよからう。IⅢ部は短く、頸部から内湾気味に開くC類と直線的に開くD類があるが、いずれも外傾度は小さく、三輪仲町遺跡（3図14・19）のように内湾気味のものもある。口縁部は傾斜の小さい斜行文もわずかに見られるが、縦位条線文と重弧文がほとんどである。貼付隆帯は指頭状の④類の直上押捺が多く、②類の交互押圧による小波状隆帯も若干みられる。重弧文は②類及び③類の隆帯と、縦位条線文は粗いものが主体で指頭状の④類の隆帯との組み合わせが多い。伴出上器は加曾利EⅢ式がほとんどである。

大型のもので口径が胴部最大径を上回るものに模沢遺跡（2図13）がある。口縁部形態は外傾度の大きいB類であり、このタイプの口縁部のみを三輪仲町遺跡（3図9）新道平遺跡（4図1）も口径が胴部最大径を上回るものと思われる。

つぎに各分類の変化と組み合わせをみていく。口縁部形態は概ねA類→B類→C・D類という変化がうかがえ、口縁部と胴部の長さの比は1:3から1:6～7とIⅢ部の割合が小さくなる。IⅢ部に施される条線文については、IⅢ類→IⅢⅡ類→ⅡⅢⅢ類→ⅢⅣⅢ類、隆帯の加飾については、①類→②類→③・④類といった変遷が予想され、曾利式土器の情報が時間の経過とともに次第に変形していくことが読み取れる。

口縁部は次第に短く外傾が弱くなり、上方から見なければわからない受け口状のIⅢ内面は消滅していく。一方、文様では、細く深い斜行文・重弧文がIⅢ縁端部から密に施されていたものが、半截竹筴を用いるなど、太くて根い重弧文や直行文に変化していく。情報として印象の強い重弧文は比較的后まで残るが、斜行文は施文の簡単な胴部と同じ方向の直行文に変化していったものと思われる。小波状の貼付隆帯も隆帯の左右から交互に刺突・押圧を加える小波状の隆帯やキザミを施した隆帯、その後垂直方向からの大ぶりの指頭状の圧痕へと変形、簡略化が認められる。これらは深鉢の大型化に伴い顕著となっていく。

つぎに地域ごとに曾利式系土器の特徴をみていく。前述した加曾利EⅢ新段階の埋入品ないしは模倣品と考えられる小型品や、破片資料しかないため明確ではないが曾利式系土器の中ではやや古い段階と考えられる外傾する口縁の内側に断断・角形の隆帯を施し受け口状とするA類が、県内各地の拠点となるような遺跡で散見される。県南の馬場南遺跡や雨ヶ谷宮遺跡では重弧文の施されるB類の口縁部や②類の隆帯が貼付される胴部破片が出土しており、加曾利EⅢ新段階～EⅢⅡ式の上器と伴出している。③・④類の隆帯の胴部破片も散見できるが中型の深鉢で、加曾利EⅢⅢ式段階のものと考えられる。

県央でも小破片がほとんどで器形の推定できるものはほとんどない。器厚から中型の深鉢が多く、大型と思われる胴部破片は数点である。IⅢ部形態はC類とD類で、口縁部の条線は師城田遺跡でⅡ類の破片が出土している以外はⅢ類である。加曾利EⅢⅡ新～EⅢⅢ式土器と伴出している。なお上欠遺跡ではIⅢ部横位指頭文、胴部に2～3条の懸垂文と絞杉状の条線文を施したキャリパー状の曾利式系の深鉢（4図30）が出土している。胴部懸垂文から加曾利EⅢⅡ式期のものと思われる。同様の胴部破片は梨木平遺跡（4図23）でも出土している。しかし、条線は深く密に施され、加曾利EⅢⅠ式上器と伴出しており、曾利式系土器としては躊躇する¹⁷⁾。

県北東部では、A類やB類の口縁部も散見されるが、C・D類が顕著である。口縁部に施される条線文もⅡ・Ⅲ類が多く、併用される例（3図18・4図20）もある。貼付される隆帯は④類が主体である。口縁部がB類で斜行文と②類の隆帯（2図27、3図4）、口縁部がC・D類で、縦位条線文と④類の隆帯が施される大型の深鉢が主体である。同類の口縁部で、重弧文が施され②・④類の隆帯が貼付されるものもある。三輪仲町遺跡SK-271出土の2個体は重弧文で交互押捺の小波状の隆帯施され、端部が肥厚するなど古い要素が残る。

戸田哲也はこのような曾利式系土器を「東北型」、その中の重弧文のものを「三輪仲町型」としている。その特徴については概ね賛同するが、那珂川上流域を中心に鬼怒川以東の古代那須郡にその多くが分布していること、福島県のものとは器形などに若干地域差があることから、「東北型」とするよりは「那須型」としたほうが妥当と思われる。また、「三輪仲町型」についてはこれまで述べてきたように、口縁端部内面の肥厚、②類の貼付隆帯、重弧文など古い要素の残っているものと理解されよう⁴⁰。

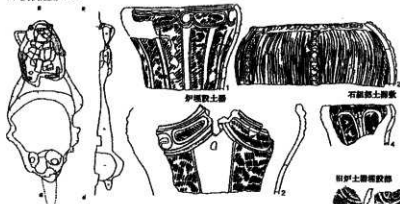
5 本県及び隣県の曾利式系土器の出土状況

本県の遺構から出土している曾利式系土器は、表1からも明らかなように、堅穴住居跡や土坑の覆土中からで、破片で出土している例がほとんどである。復元可能な個体は県北東部の那珂川上流域を中心に多く出土しているものの、土器全体の半分以上残っているものはほとんどない。遺構出土の中で注目されるものとして、曾利式系土器の破片を複式炉の構築材として再利用している例などが数例ある（6図）。

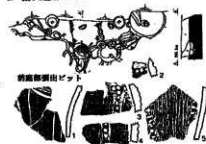
矢板市広衣遺跡SI02（A）は、直径4.7mの円形プランで4本支柱の堅穴住居跡で、炉は土器埋設部・石組部・前庭部で構成される複式炉が西壁に付設されている（海老原1999）。石組部の底面に石ではなく土器片を敷く以外は、胴部下半を欠くキャリバー形深鉢（1）を斜位に埋設し、石組部が浅く土器埋設部との境界がないなど、南縁の土器埋設複式炉の特徴を示している（後藤2010a）。また、前庭部の壁際の対ビットや横穴は槻沢遺跡やハクテンヤ遺跡、片岡田富士山遺跡など那須地方のこの時期の複式炉に類例がみられる。石組部底面に敷かれている曾利式系土器については、大型深鉢の胴部上半（2）を粘土紐接合部で長方形の板状に削って使用している。報告者の海老原は曾利式タイプの個体を使ったのは単に大型個体の便宜からだけか、あるいは使用規制の故かとしている（海老原1998）。県内の土器敷炉は、仲内遺跡SI-871（加曾利EⅠ新）・879（加曾利EⅡ）、三輪仲町遺跡8号住居跡（加曾利EⅡ）、槻沢遺跡SI-157b（加曾利EⅡ新）などある。いずれも厚手の大形深鉢の破片を敷いているが、土器型式と炉の形態の関連は認められないことから、単に厚手の大型土器の破片を選定したと理解した方が妥当と考える⁴¹。

槻沢遺跡では、複式炉などに曾利式系土器の破片を利用している例がいくつかある。SI-57（B）では、複式炉前庭部の張出しのビットから加曾利EⅢ式（1）と曾利式系（2～5）の胴部破片がまとめて出土している。SI-59B（C）は土器埋設複式炉の石組部前室と、旧炉の埋設土器を抜き取ったビットに土器片を埋設したものである。前者は曾利式系土器の破片のみ（14・15）をまばらに敷いているが、後者は曾利式系土器の破片（8～13）を主に、他の土器片（4～7）も数点混じっていた。曾利式系土器は同一個体の破片（5）であり、炉の作り変えを考えるうえで興味深い資料である。SI-72（D）の炉跡は、袋状土坑の上に構築されているため20cmほど陥没し、前面以外の側石は大半が抜き取られ原形を保っていない。奥壁には曾利式系土器の大形の口縁部破片（1）を逆位に、東側には同じ土器の胴部大形破片（2）を立てて設置しており、奥室が土器片囲いで前室が石囲いの二室構造の複式炉と思われる。また、SI-42Cは4回の炉の作り変えのある住居跡で、奥室寄りの楕円形のビット（E）から、幅10cmほどの曾利式系土器の胴部破片（1～5）を楕円状に組んだ埋設土器が検出されている。

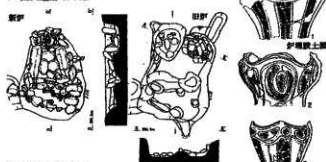
A 広沢遺跡 SI-02



B 横沢遺跡 SI-57



C 横沢遺跡 SI-50B



D 横沢遺跡 SI-72



E 横沢遺跡 SI-42C



F 山崎遺跡第5号壺穴建物跡 (茨城県)



G 高木遺跡 251号住居跡 (福島県)



第6図 炉跡等に再利用された曾利式土器

伊勢 S=1/60 土器 1/12

以上のように、本県では曾利式系土器は炉の構築材として使用する場合、破片を敷くもの、破片で囲うもの、付属ピットに詰め込んだものなどがあるが、土器埋設部の炉体として使用しているものはない。

福島県本宮市高木遺跡251号住居跡（G）では、曾利式系土器（I）が複式炉の埋設土器として利用されているものがあり注目される（大河原2003）。全長32mの大型の土器埋設複式炉で、土器埋設部の先端には楕円形の平石が埋設土器の上部に臺石のように設置されているが、平面形や石組部の敷石、前庭部の隅石等はこの地方の上原型複式炉の特徴をよく示している。曾利式系土器は当地方の大本9式の大形深鉢に形状が似ることから選定されたものと考えられ、特別な意味を考える必要はなかろう。ただし、2個の中軸線上の旧炉体の土器（2・3）が底部を残すのと異なり、胴部中央で切断した深鉢を若干斜位に埋設していることは、槻沢遺跡をはじめ栃木県北部では数多く確認されており注目される。なお、本県で曾利式系の大型深鉢が複式炉の炉体土器に選定されなかった大きな理由は、炉の大きさとその器形にあることは容易に理解できよう（後藤2010a）。

また、茨城県猿島郡境町山崎遺跡群5号堅穴建物跡（F）には、曾利系土器の破片46点を楕円形に組んだ土器片囲い炉が付設されている（大島2015）。接合され復元された曾利式系土器（3）は、口縁部を欠くが器高は78cmあり、かなりの大型品である。口縁部は重弧文、胴部は縦方向の粗い条線を施した後、頸部と胴部に押捺を施した隆帯を貼付している。このような土器片囲い炉は、千葉県で松戸市子清水貝塚238号住居跡など8例確認されており、槻沢遺跡SI-72なども関連が考えられよう。なお、大内千年は房総半島の土器片囲い炉では異質な土器の土器片を複数、あえて組み合わせているような事例が散見できることから、このような土器の扱い方と非在地系土器が本来の系譜を保持しつつ土器組成に加わるあり方に何らかの関連を想定している（大内2009）。

大型の曾利式系深鉢に用途については、炉の構築材など再利用の例はあるものの、出土状況から推し量ることとは難しい。鉢木遺跡（2図15）や流川原遺跡（4図9）など胴部下半の残る資料には二次焼成が観察されることから煮炊きに用いられたものと予想される。しかし、住居内の炉で日常使用するには大きすぎる。日常使用する中型の深鉢と異なり堅穴住居跡から完形・準完形の出土がほとんどないこと、この頃から屋内埋焼や倒置深鉢などの廃棄儀礼、石棒や丸石、祭祀用の小型土器などがみられることから、儀礼や祭祀の供食の際に屋外で煮炊きに用いられた土器と考えたい⁽¹⁰⁾。

6 まとめ

栃木県内の曾利式系土器を集成した結果、加曾利EⅠ式新～EⅢ式期に県内各地に分布することが確認できた。加曾利EⅠ式新段階に梨木平遺跡・御雲前遺跡・小鎮前遺跡で曾利式の搬入品ないしは忠実な模倣品が出土していること、県南部では、主に加曾利EⅡ式期を中心とした時期に、A類やB類の形態でⅠ類の斜行文やⅡ類の重弧文が比較的密に施される口縁部、②類の小波状隆帯の胴部破片の資料が分布すること、那珂川上流域を中心とした県北部では、加曾利EⅢ式期にC・D類の短い口縁部にⅢ類の直行文やⅡ類の重弧文を施し、頸部と胴部に④類の隆帯を貼付した大型の深鉢が多く出土していること、大型の深鉢は胴部最大径が口径を上回るものが多く、中型の深鉢は口径が胴部最大径より口径が大きく県央から県北部に分布することなど、時期や県の南北で様相が異なることが明らかになった。

これまで先学が指摘してきた曾利式系土器は、加曾利EⅢ式期に那珂川上流域に分布する大型深鉢であり、本稿で器形や施文される条線文・隆帯などの特徴について再確認することができた。この時期は、県北部で東北部の影響を受けた複式炉が盛行期を迎える時期と一致しており、甲府盆地から関東南西部の曾利式土

器が那珂川上流域で変容定着するのとは、対照的のようにも見える。しかし、当地方の複式炉は東北部の複式炉とはやや異なり、土器埋設部・石組部・前庭部で構成されるという視覚的な情報は備えているものの、胴部下半を欠くキャリバー形深鉢を斜位に埋設し、土器埋設部と石組部の境界が不明瞭で石組部が浅いなど南縁の複式炉の特徴が顕著である（後藤2010b）。一方、甲府盆地から関東南西部に系譜が求められる曾利式系土器についても、メルクマールとなる条線文と小波状の隆帯という情報のみが、大木式系の大型深鉢に文様が転写されたものと理解する。いずれも基本情報は残っているものの変形・変容が著しく、それぞれの分布の外縁であるからこそ生まれた炉や土器といえよう。また、那珂川上流域の曾利式系深鉢の最も注目すべき点は、移動が困難な大形の煮炊き用の深鉢形土器ということである。器形や文様、胎土、色調などの諸特徴から搬入品ではなく、在地で製作されたことは明らかで、このような大形深鉢の必要性にも注目しなければならない。その用途や性格については既に前節で述べたとおりである。

また、南関東西部では加曾利E式の半ばを境に環状集落が解体し集落が減少するのに対し、本県、特に北東部の那珂川上流域では中期中頃から継続して営まれた集落が加曾利E式後半に最盛期を迎える遺跡が多く発見されている。さらに栃木県では大木9式新→10式古段階に複式炉を付設する聚穴住居跡からなる集落が最盛期を迎え、集落の盛期が北へ移るようにも見える。まさに、このような現象は、那珂川上流域を中心とした県北部に曾利式系土器が波及定着する時期と一致しており興味深い。また、この頃から曾利式系土器同様、甲信から西関東に系譜の求められる屋内埋壺や倒置深鉢などの竈屋儀礼、両耳壺や石鉢・丸石など祭祀や儀礼に関わる遺物も多く出土することは意味深であり、モノや情報のみの伝播だけではなく今後はヒトの移動も考えていく必要があろう。

謝辞 本稿を草するにあたり、倉田恵美子さんからたくさんのご教示を頂きました。心より感謝申し上げます。

〔註〕

- (1) 第6群土器のような複式文の胴部は梨木平遺跡P12（海老原1986）、第12群土器の鉢形土器は三輪町町道跡49区JD301（新井1997）でも出土している。第6群土器については後述するが、第12群土器については曾利式系土器として考えるか検討を要するため本稿では触れない。
- (2) 1981年『栃木県史』通史編で曾利式系土器の出土遺跡として矢板市坊山遺跡が記載されているが、土器を確認できなかったため本稿では省いた。また、県内の中期中後半の遺跡の発掘調査が増えれば、時期や分布傾向に多少の変更があるかもしれない。
- (3) 中期中後半の時期の設定については本県では基本的に関東の加曾利E式を用いるが、県北東部では東北部の大木式との関係も考慮する必要があり、南関東とは土器様相が異なるため、直接対比することは難しい。本県の近年の報告書では、加曾利EⅡ式新古の2段階と加曾利EⅢ式に区分するものが多く、本稿でもこれを用いる。
加曾利EⅡ式を加曾利E式のキャリバー形深鉢の頸部文様帯が欠われ、胴部懸垂文間の磨消しが出現した段階からとし、県南半を中心に連続文土器が、県北部では大木9式古段階の土器が伴う。キャリバー形深鉢のL線部は沈線の添う隆帯で横門文・渦巻文が展開し、胴部に2条の沈線間を磨り消した幅の狭い懸垂文が出現する段階を古段階、2条の沈線間の磨り消し帯の幅が広がる段階を新段階とする。加曾利EⅢ式はキャリバー形深鉢の口縁部の横門区画文の隆帯の扁平化、沈線化が進み、胴部懸垂文の幅がさらに広がる傾向がみられる。胴部隆帯文土器、吉井城山類型や大木9式新段階の土器が伴う。
- (4) 岩舟台遺跡SK-133（2図18）は、口径が胴部最大径を上回る実測図が掲載されているが、実見した結果、胴部最大径

が口徑を上回る器形であることを確認した。報告者の了解を得て、角度を変更し掲載した。

- (5) 図示していないが、このほか大田原市品川台遺跡で出土している頸部に沈線を通らし、直立内湾気味の口縁部に重弧文を施し、肩の張る胴部に懸垂文が展開する深鉢（片根2012）などもこの類と考えられる。
- (6) 県東部の芳賀町芥池遺跡（宇都宮大学考古学研究会1970）、那須烏山市曲畑遺跡（木下1999）などで比較的小型の勝坂式土器が出土しており、これ以前から勝坂式・曾利式文化圏である平府盆地から西関東を中心とした地域との情報網があったことは明らかである。
- (7) 梨木平遺跡P12のものは上欠遺跡に比べ条線の間隔が密で丁寧に施されている。胴部懸垂文から上欠遺跡同様、加曾利EⅡ式と考えられる。伴出土器は人木8b式土器の破片のみである。
- (8) 戸田哲也の「曾利東北型土器」とは同じである。戸田は栃木県北東部も主体的に分布する地域と理解したうえで、多少の違和感もあるが東北南部まで到達した現象を注目する意味を込めて「曾利東北型土器」と呼称している。これまで述べてきたように、福島県では重弧文・縦位条線文は粗く変容し、交互押圧による小波状隆帯がほとんど欠落し、指頭状押圧の隆帯の曾利式系土器が主体である。また、胴部最大径が当地方のものに比べ低い位置にあるなど、器形もやや異なる。大きな時間差は無いにしろ、福島県、特に中通りの曾利式系土器は栃木県北東部の曾利式系土器のうち、新しい要素が多いようである。茨城県の状況も考慮しなければならないが、那珂川上流域を中心に分布する曾利式系土器については、「那須型曾利式系土器」としたほうが妥当と考える。
- (9) このほか伊勢底面に敷く土器は、平坦に敷くことを目的とするため、深鉢の底部・括れ部などは除外し、できるだけ大きな土器を選定し、文様の凹凸のある外面ではなく、平坦な内面を上にして敷いている例が多い。
- (10) 時期はやや新くなるが、中期末～後期初頭の土器棺に使用された大型深鉢の多くには煮炊きの痕跡が確認される。土器棺蓋と使用されているものが少なくないことから、葬送儀礼の際の供食から埋葬までの一連の過程で使用し、最終的に焼とされた忌の器と考えている（後藤2009）。口縁部が直立し、肩部が張る形態は大型の曾利式系深鉢からのものとも考えられる。

〔参考文献〕

- 新井達哉 2004 『和台遺跡2 範囲確認調査報告書』（『飯野町埋蔵文化財報告書』第6集）飯野町教育委員会
- 岩上照朗 1979 『北の内遺跡』（『栃木県埋蔵文化財調査報告』第31集）栃木県教育委員会
- 岩淵一夫 1985 『上欠遺跡』（『栃木県埋蔵文化財発掘調査報告』第69集）栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業団
- 上野修一 1987 『梅ノ木沢遺跡』『那須の遺跡―渡辺龍瑞先生寄贈資料目録第1集―』栃木県立博物館
- 上野修一 1998 『台耕上遺跡』『山崎・金沢・台耕上・関口遺跡』（『栃木県埋蔵文化財調査報告』第216集）栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業団
- 宇都宮大学考古学研究会 1970 『芳賀町芥池遺跡調査報告』
- 江原 英 1999 『寺野東遺跡Ⅱ（縄紋時代 土坑墓-1）』（『栃木県埋蔵文化財調査報告』第224集）栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業団
- 江原 英 2001 『寺野東遺跡Ⅲ（縄紋時代 住居跡編-1）』（『栃木県埋蔵文化財調査報告』第250集）栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業団
- 江原 英 2005 『上り戸遺跡』（『栃木県埋蔵文化財発掘調査報告』第286集）栃木県教育委員会・財団法人とちぎ生涯学習文化財団
- 海老原都雄 1981a 『栃木県「加曾利B様式」における異系土器』（『栃木県考古学会誌』第6集）栃木県考古学会

- 海老原郁雄 1981b 「第二章 縄文時代 第二節 遺跡と遺物 三 縄文土器 4 中期の土器」『栃木県史1 通史綱1 原始・古代
一 栃木県史編さん委員会
- 海老原郁雄 1986 「築木平遺跡 第1次・第4次発掘調査の総括」(『上河内村文化財調査報告書』第6集) 上河内村教育委員会
- 海老原郁雄 1998 「南限の複式跡」『しのぶ考古』11
- 海老原郁雄 1999 「南いわき韓越、久次管内地点発掘調査報告書Ⅱ・広表遺跡」(『矢板市埋蔵文化財調査報告』第4集) 矢
板市教育委員会
- 大内千早 2009 「第3章 中期の非在鳥系土器-房総平島におけるいわゆる曾利式系土器について」『研究紀要』26 財団法人
「京原教育振興財団文化財センター」
- 大河原 勉 2003 「阿武隈川右岸縄文遺跡発掘調査報告3 高木・北ノ脇遺跡」(『福島県文化財報告書』第402集) 福島県
教育委員会・財団法人福島県文化振興事業団
- 大島學博 2015 「西京田代木遺跡 山崎遺跡群」(『茨城県教育財団文化財調査報告』第392集) 公益財団法人茨城県教育財
団
- 片根義幸 2006 「仲内遺跡」(『栃木県埋蔵文化財発掘調査報告』第296集) 栃木県教育委員会・財団法人とちぎ生涯学習文化
財団
- 片根義幸 2012 「仲内遺跡」2 (『栃木県埋蔵文化財発掘調査報告』第349集) 栃木県教育委員会・財団法人とちぎ未来づく
り財団
- 片根義幸 2012 「那須の縄文社会が変わるころー縄文時代中期から後期へー」(平成24年度栃木県立なす風土記の丘資料館第
20回特別展図録) 栃木県教育委員会
- 川原山典 1972 「内場遺跡発掘調査報告書」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第7集) 栃木県教育委員会
- 木下 実 1991 「新沼平遺跡「南部須町の遺跡-南部須町遺跡群細分調査報告書一」(『南部須町文化財調査報告書』第6
集) 南部須町教育委員会
- 木下 実 1999 「曲江遺跡(分良館版)」。『南部須町文化財調査報告書』第14集) 南部須町教育委員会
- 熊原功一 2008 「曾利式土器」『総覧 縄文土器。(株)アム・プロモーション
- 小暮伸之 2004 「福島県出土の曾利系土器」『福島考古』第45号 福島県考古学会
- 小暮伸之 2005 「宮崎町熊山A遺跡出土の犬木8・9式土器-キャリバー形深鉢の変遷と異系統土器について」『福島考
古』第46号 福島県考古学会
- 小林謙一 2013 「井出上ノ原遺跡-2006・2007年度発掘調査-」(『中央大学文学部考古学研究室調査報告書』1) 中央大学
文学部考古学研究室
- 今平利孝 2010 「竹下遺跡-第1次調査-」(『宇都宮市埋蔵文化財調査報告』第74集) 宇都宮市教育委員会
- 合田恵美子 2000 「御霊前遺跡。1」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第236集) 栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興
事業団
- 合田恵美子 2007 「第4節 縄文時代 第2節 土器研究 5. 中間末葉-後期前葉」『研究紀要』第15号 財団法人栃木生涯学
習文化財団埋蔵文化財センター
- 後藤信祐 1996 「板沢遺跡」(『栃木県埋蔵文化財発掘調査報告』第171集) 栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業
団
- 後藤信祐 2007 「ハッケンヤ遺跡」(『栃木県埋蔵文化財発掘調査報告』第302集) 栃木県教育委員会・財団法人とちぎ生涯
学習文化財団
- 後藤信祐 2009 「栃木県における縄文中期後半-後期前半の3類型」『野州考古学論攷-中村紀男先生追悼論集-』

中村紀男先生追悼論集刊行会

後藤信祐 2010 a 「加曽利 E の複式炉・大木の複式炉—掘り方と埋設土器からみた板沢遺跡の複式炉の検討—」『研究紀要』第18号 財団法人とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター

後藤信祐 2010 b 「那須の縄文時代—袋状土坑・複式炉・配石と土器棺墓のころ—」『ブックレット那須をとらえる』1 有限会社臨想舎

篠原浩恵 1998 「雨ヶ谷宮遺跡・雨ヶ谷西坪遺跡」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第212集) 栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業団

篠原浩恵 2016 「岩舟台遺跡」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第378集) 栃木県教育委員会・公益財団法人とちぎ未来づくり財団

芹澤清八 1985~1987 「御城田」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第68集) 栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業団

芹澤清八 2003 「鳴井上遺跡」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第269集) 栃木県教育委員会・財団法人とちぎ生涯学習文化財団

田代 寛 1968 「鉢木遺跡の袋状土壇」(『塩谷郷土史館研究報告』第2集) 塩谷郷土史館

辰巳四郎 1970 「芳賀町弁天池遺跡調査報告」宇都宮大学歴史研究会考古学グループ

谷口康浩 2002 「縄文土器型式情報の伝播と変形—関東地方に分布する曽利式土器を例に—」『土器から探る縄文社会』山梨県考古学協会

塚原孝一 1994 「三輪仲町遺跡」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第143集) 栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業団

塚原孝一 2004 「赤坂道上北遺跡」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第281集) 栃木県教育委員会・財団法人とちぎ生涯学習文化財団

塚原孝一 2008 「小鍋前遺跡」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第313集) 栃木県教育委員会・財団法人とちぎ生涯学習文化財団

津野 仁 2003 「萩ノ平遺跡」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第270集) 栃木県教育委員会・財団法人とちぎ生涯学習文化財団

戸田哲也 2006 「曽利Ⅲ式土器の伝播と変容」『ムラと地域の考古学』(株)同成社

中村信博 2005 「松の木遺跡」Ⅰ 本田技研工業株式会社松の木遺跡調査団

中村信博 2006 「松の木遺跡」Ⅱ 本田技研工業株式会社松の木遺跡調査団

仲山英樹 1995 「馬門南遺跡」(『栃木県埋蔵文化財調査報告』第165集) 栃木県教育委員会・財団法人栃木県文化振興事業団

林 謙作 1966 「第四章第一地点縄文集落の調査」『栃木市 星の遺跡—第1次発掘調査報告—』栃木市教育委員会

松本 茂 1985 「堂平B遺跡」(『玉川村文化財調査報告』第2集) 玉川村教育委員会

水野順敏・新井 潔 2012 「片所田富士山遺跡」(『大田原市埋蔵文化財調査報告』第1集) 大田原市教育委員会

山ノ井清人 1974 「長者ヶ平西遺跡発掘調査報告」大田原市教育委員会

-32-

[illegible]

[illegible]

古代須恵器大甕の耐久

－ 栃木県域の事例から －

つ 津 の 野 仁

はじめに

1 大甕の使用期間

2 大甕の伝世と使用方法

3 大甕を耐久する意義

おわりに

栃木県内から出土した古代の須恵器大甕について、窯跡出土品による編年の型式と消費地出土品の時期を対照した。その結果、7世紀前半に生産された甕は一部9世紀代まで使用していることがわかった。しかし、その数に比較すると、7世紀末以降に生産された甕が長期間使用される事例の方が多かった。また、短期間で使用・廃棄される事例が半数に達した。2～3世紀に亘り長期間使用される甕（通）は、文献史料によれば坪の600から800倍の価格であり、高価な耐久消費財でもあった。7世紀末以降、大甕の生産量が増加し、新たに購入した物を使用され、耐久財の消費も流通量によって規定されていた。

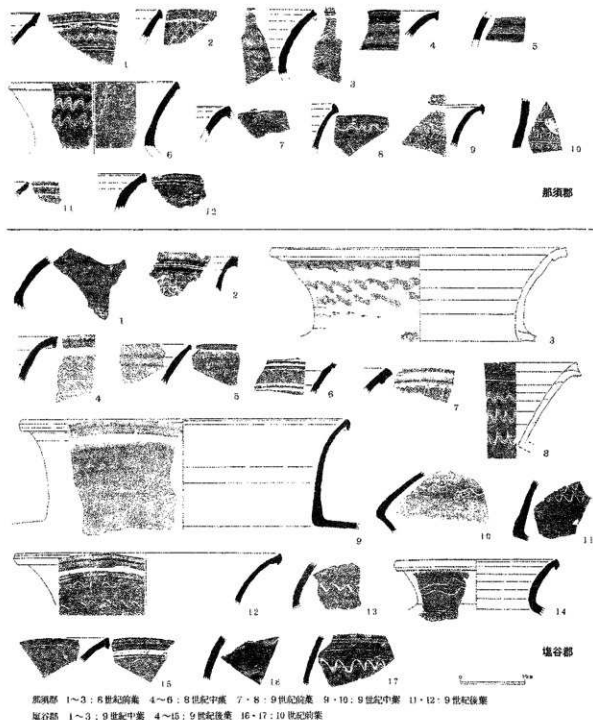
はじめに

古代民衆の生活に関する実像を明らかにすることは、従来からいわれ続けてきた律令国家の人民支配という観点を中心とする方法を再検討することができる。支配層と人民の相処や民衆の生活実態から豊かな古代史像を作ることは、考古学資料の性質からみても有効な手段と考える。その一環として、須恵器の大甕について使用する実態を検討してゆきたい。栃木県域の窯跡群の須恵器編年は資料の増加によって、概ね整ってきた。そこで、消費地の様子と対照することによって窯跡編年による型式の変遷と消費地の型式との対応関係をみて、大甕の使用期間を検討する。また、大甕が多量に出土する遺跡をみていくことで、その器種の社会的な意義なども検討していきたい。

土器の使用期間の問題については、かつて田中 琢氏が東大寺写経所に関する文献史料をもとにして、土器の消費実態を検討された（田中1966）。このなかで、田中氏は奈良時代後半の率写一切経所で、月当たり食器の消耗率を1割5分から2割程とした。50年以上前に、文献史料から導き出した食器損耗の実態に対して、ここでは対照的に考古学的方法で貯蔵用土器の損耗・耐久の実態を導き出していきたい。

1 大甕の使用期間（第1～9図・第1・2表）

消費地出土品と対比するために⁽¹⁾、窯跡出土資料をもとに、大甕の口縁部形態や頸部装飾の波状文・横位沈線の変遷などについてみていくべきであるが、紙数の関係により窯跡編年は省き⁽²⁾、消費地資料と生産地資料を対比して述べていく。県内で出土した大甕の生産・廃棄時期の間隔をみると、長期・短期などの場合があるが、大きく4つの類型に分けることができた。各類型ともに一定数を確認できたことから、出土した遺構内への単純な混入と推断することはできない。ここではこの生産・廃棄の間隔が大甕の使用期間を反映



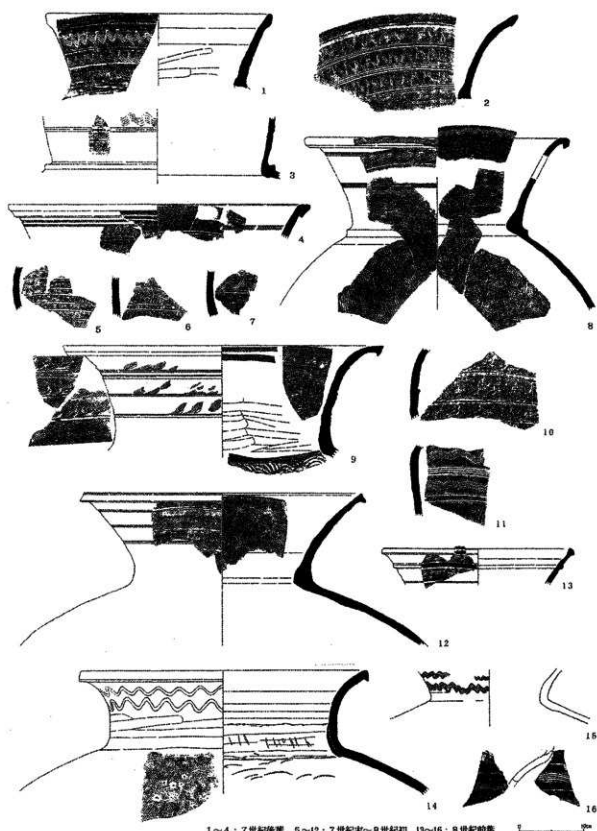
時期は出土した遺構の時期、番号は第1表の番号に対応する。以下同じ。

第1図 那須郡・塩谷郡の須恵器大甕

するとみて、その傾向を示していく。

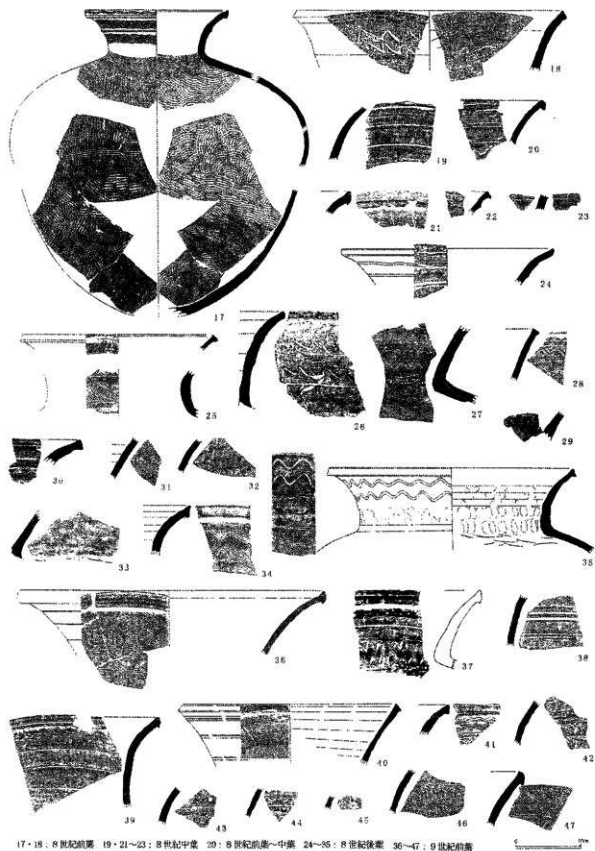
使用期間類型1：7世紀に生産された大甕が9世紀まで使用される場合

柴工業団地内遺跡2号住居跡（9世紀後半）出土の大甕（第8図19）は、頸部中に隆帯とその上に沈線を引き、頸部中に隆帯がある事例は、TK209型式直後に併行し、7世紀初頭から前半の所産とみられている足利市津崎波戸窯跡で僅かに確認できる（報告第29図8）。7世紀末から8世紀初めの（磯山麓窯跡群・北山・八幡窯では確認できない。前田遺跡S1102の甕頸部（第4図70）も櫛状波状文の間に隆帯があり、7

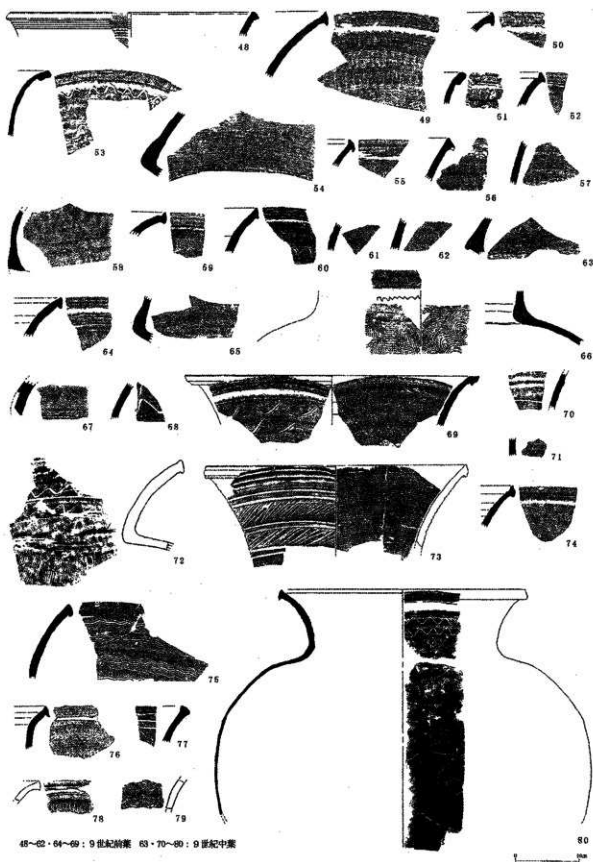


1～4：7世紀後半 5～12：7世紀末～8世紀初 13～16：8世紀前半

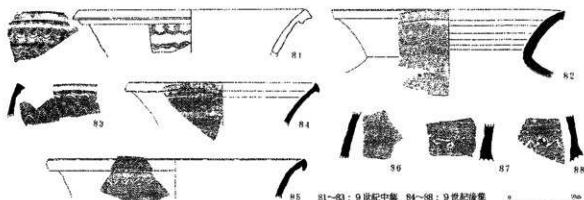
第2図 河内郡の須恵器大甕（1）



第3図 河内郡の須恵器大甕（2）



第4図 河内郡の須恵器大甕(3)



第5図 河内郡の須恵器大甕(4)

世紀前半の所産で、出土した住居跡は9世紀中葉である。金山遺跡Ⅰ区S 1-263B(9世紀中葉)では口縁部が内巻し、その下端と櫛掻波状文の間に隆帯がある(第7図10)。内巻口縁と下端の隆帯は櫛掻波口窯跡でも確認でき、長期に亘り使用されていたことが推測される。

また、前田遺跡S 1097(第2図13)でも隆帯と沈線で横区画し、7世紀前半までの生産品で、8世紀前半の住居跡から出土している。

下野間分寺跡SK-2104(9世紀後半)出土の甕頸部(第8図15)は、矢羽根状に櫛歯刺突列点文がある。櫛歯刺突列点文は北山3号窯跡で横位の施文が1点報告されているが、整美な矢羽根状ではない。

また、真岡市南高岡窯でも櫛排列点文甕があり、7世紀前半になる。湖西編年ではⅡ期第3小期(6世紀後半)からⅣ期(710年～8世紀第2四半期前半)まで同様の施文があり(後藤1989)、この時期頃が下限であろう。ただし、国分寺跡周辺には古墳があることから、古墳から持ち出した甕の可能性も残る。向原南遺跡HT-25(9世紀中葉)出土大甕(第4図73)は、頸部を3段の2条横位沈線で区画し、篳描きの斜平行連続沈線がある。この文様は櫛掻波口窯跡で一定数を占め、口縁部形態でも類似したものがある(報告第30図11)ことから、7世紀前半までの所産とみることができる。

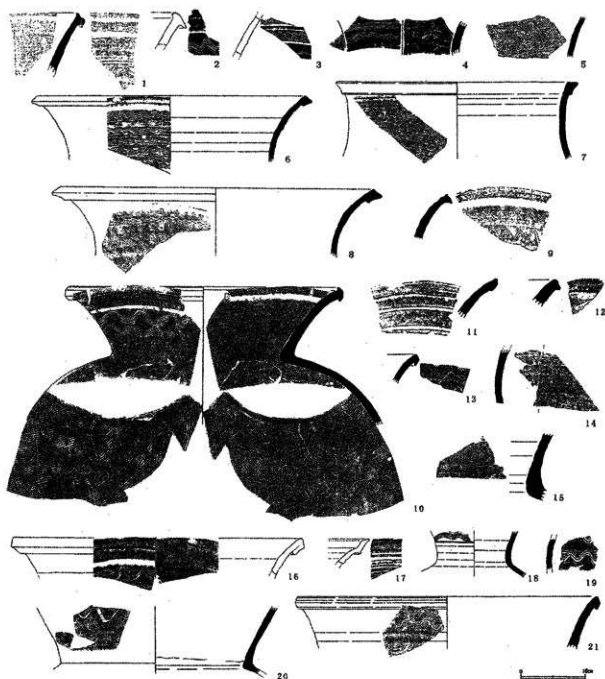
このように、7世紀前半に生産されて9世紀代に廃棄された資料が複数確認することができた。四分寺跡例に不確定さが残るが、これらは須恵器大甕が長期間使用されていたことを示すと考えられる。

使用期間類型2：7世紀末から8世紀初めに生産された大甕が9世紀まで使用される場合

森後遺跡SD-1400(9世紀後半)出土甕頸部(第1図5)は頸部に縦刷毛のちに櫛掻波状文を施し、三竈産である。三竈窯でこの技法は北山3号窯で確認できるが、次の和田窯ではみられず、この甕頸部は7世紀末から8世紀初めの所産で、約2世紀伝世したと想定することができる。砂部遺跡S 1-299の頸部片(第1図6)には幅広の2条単位の横位区画沈線が施され、このような2条沈線は三竈窯北山・八幡窯の時期までが主体である。この甕は9世紀後半まで使用されたとみられる。

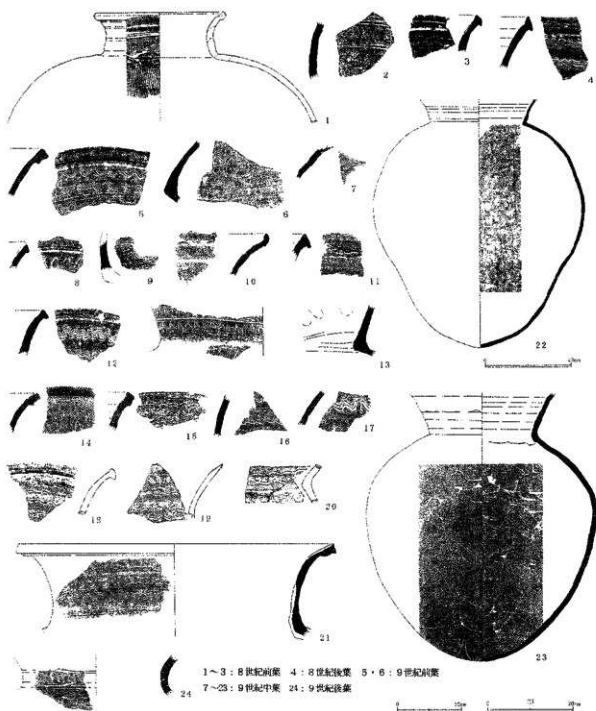
また、芳賀郎賀が入遺跡36号の堅穴住居跡(9世紀後半)では、口縁部に平坦面があり、口縁部内面が窪み、外面に幅広の平坦面とその下端に突出部が付く甕片が出土している(第6図17)。外面に多重の横位沈線と櫛掻文がある。このような内巻気味の口縁部は益子窯で原東4号窯にあり、三竈窯の北山3号窯では精美でないが、内巻口縁の甕が確認でき、8世紀初め頃までの所産と考えられる。同様な口縁部は北原遺跡S 1-314(第1図11、9世紀後半)でも出土しており、長期間使用されたとみられる。

このように、7世紀末から8世紀初めの大甕は、窯跡と9世紀代の堅穴住居跡出土資料などで対比することにより、一定数伝世使用されていたことが確認できた。

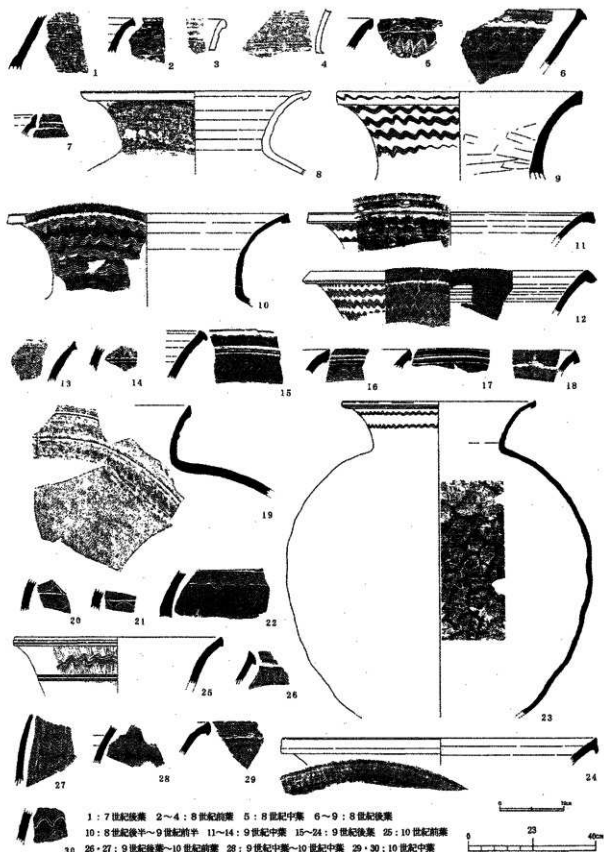


1 : 7世紀末～8世紀前半 2～4 : 8世紀前半 5～7 : 8世紀後半 8 : 8世紀 9・10 : 9世紀前半
11～14・16・20 : 9世紀中葉 15・17・18・21 : 9世紀後半 19 : 9世紀

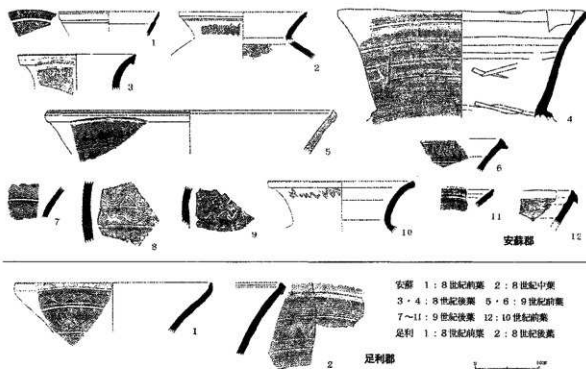
第6図 芳賀郡の須恵器大甕



第7図 寒川郡等の須恵器大甕



第8図 都賀郡の須恵器大甕



第9図 安蘇郡・足利郡の須恵器大甕

使用期間類型3：8世紀に生産された大甕が9世紀まで使用される場合

河内郡大関台S I - 129（9世紀前半）・多功南原遺跡S B - 122（9世紀前半）では、11縁部が平坦で、2条沈線横位区画の櫛描波状文の甕が出土している（第3図40・41）。41は釜子甕で、原東1・3号竈で、同様の甕は三森竈の和田竈頃まで確認できる。和田竈は8世紀第1四半期後半から第2四半期前半頃の竈で、上限になるであろう。これらは、生産して約1世紀後に廃棄されたことになる。多功南原遺跡58号住居址（9世紀中葉）の大甕も口縁部が平坦で、横位沈線区画と櫛描波状文を施す（第4図72）。口縁部形態からみても、和田竈や原東1・3号竈に併行するであろう。

免の内台遺跡第72号住居跡（9世紀中葉）では、11縁部が平坦で、外面がやや肥厚し、太い篋掻きの横位沈線区画を施す頸部片があり（第6図11）、口縁部形態により和田竈に近い時期である。

8世紀後半の所産とみられる資料は山苗代A遺跡S I - 08（9世紀後半）で、11縁部が下に突出するように発達する。頸部は沈線の横位区画と櫛描波状文である（第1図虚谷4）。口縁部の突出する形態は、原東2号竈や南郷須の中山竈、宇部宮の広衣竈に類似し、8世紀第3四半期を含む後半の所産と考えられる。多功南原遺跡S B - 118（9世紀前半）・落内遺跡第28号堅穴建物跡（9世紀前半）でも8世紀後半頃とみられる甕の11縁部は上下の突出が発達している（第3図36・47）。三森竈の寂光沢3号竈で既に頸部横位区画が消えていることから、8世紀第4四半期後半以前の所産であり、これが9世紀前半まで使われたこととなる。

これらの資料により、8世紀に生産された大甕が約1世紀から半世紀間、伝世使用されたことが確認できた。

使用期間類型4：7世紀後半、8・9世紀に生産された大甕が比較的短期間使用される場合

西下谷出遺跡では、7世紀前半に特徴的な櫛濁列点文や陰帯横位区画が確認されず、[産産と推定される大甕も存在する（第2図4・8）。三森竈では7世紀後半には古江浄琳寺表山竈跡が確認されており、これらから搬入されて、官衙設置期間に使用されたと考えられる。西赤堀遺跡S I - 442（7世紀後半、第2図1）・

第1表 須恵器大甕関連遺物一覧表

郡山郡 (第1区)

番号	遺 跡	遺 構	遺構時期	口縁部	甕部腹面	底状文	その他	備 考
1	北沢遺跡	S I - 210	8世紀前半	内側	あり	横線		
2	郡山古陶器遺跡	S I - 284	8世紀前半	ト下突出	なし	横線		
3	郡山古陶器遺跡	S K - 214	8世紀前半	平口	なし	横線		
4	郡山古陶器遺跡	S I - 362	8世紀中葉	ト突出	なし	横線		
5	郡山古陶器遺跡	S I - 362	8世紀中葉		なし	横線		
6	郡山古陶器遺跡	S I - 286	8世紀中葉	平口	なし	横線		
7	郡山古陶器遺跡	S I - 389	9世紀前半	ト突出	なし	横線		
8	北沢遺跡	S I - 310	9世紀前半	ト突出	なし	横線		鉢子蓋か
9	追分神社北遺跡	第1号竪穴式	9世紀中葉	ト突出	なし	横線		雲母合
10	北沢遺跡	S I - 1067	9世紀前半	あり	横線	甕部腹面		
11	北沢遺跡	S I - 314	9世紀後半	内側	あり	横線		
12	北沢遺跡	S I - 329	9世紀後半	平口		横線		

湯谷郡 (第1区)

番号	遺 跡	遺 構	遺構時期	口縁部	甕部腹面	底状文	その他	備 考
1	旭路遺跡	第125竪穴式	9世紀前半		なし	横線		
2	久ノ上・Ⅱ遺跡	S I - 1643	9世紀前半	ト突出	なし	横線		雲母合
3	砂形遺跡	S I - 438	9世紀前半	甕状	あり	横線		
4	山内代人遺跡	S I - 08	9世紀後半	ト突出	あり	横線		
5	海路遺跡	S D - 1400	9世紀後半	平口	あり	横線	甕部腹面	三倉蔵か
6	砂形遺跡	S I - 299	9世紀後半		あり	横線		
7	小堀内Ⅱ遺跡	S I - 302	9世紀後半	甕状	なし	横線		新出
8	砂形遺跡	S I - 62	9世紀後半	ト突出	なし	横線		
9	山内代人遺跡	S I - 08	9世紀後半	ト突出	なし	横線		甕部腹面
10	砂形遺跡	S D - 1400	9世紀後半		なし	横線		甕部腹面
11	湯谷遺跡	第112Ⅱ式	9世紀後半		なし	横線		
12	山の神遺跡	S I - 2700	9世紀後半	ト突出	なし	横線		
13	湯谷遺跡	第82号竪穴式	9世紀後半		なし	横線		
14	小堀内Ⅰ遺跡	S I - 280	9世紀後半	ト突出	なし	横線		甕部腹面
15	湯谷遺跡	第82号竪穴式	9世紀後半	ト突出	なし	横線		
16	湯谷遺跡	第109号BⅡ式	10世紀前半		なし	横線		
17	湯谷遺跡	第109号BⅡ式	10世紀前半		なし	横線		

河内郡 (第2～5区)

番号	遺 跡	遺 構	遺構時期	口縁部	甕部腹面	底状文	その他	備 考
1	西沢遺跡	S I - 442	7世紀後半	平口	あり	横線		鉢子蓋か
2	西沢内原遺跡	S E - 1	7世紀後半	平口	あり	横線		
3	西沢遺跡	S I - 078	7世紀後半		あり	横線		
4	西沢内原遺跡	S I - 02	7世紀後半	甕状	あり	横線		三倉蔵か
5	西沢内原遺跡	S I - 267	7世紀末・8世紀初		あり	横線	甕部腹面	
6	西沢内原遺跡	S I - 533	7世紀末・8世紀初		あり	横線	甕部腹面	
7	西沢内原遺跡	S X - 755	7世紀末・8世紀初		あり	横線		
8	西沢内原遺跡	S D - 748・S E - 679	7世紀末・8世紀初	ト突出	あり	横線	口内内面横線状文	三倉蔵か
9	西沢内原遺跡	S I - 140	7世紀末・8世紀初	ト突出	あり	横線		
10	西沢内原遺跡	S I - 290	7世紀末・8世紀初		あり	横線		
11	西沢内原遺跡	S I - 472	7世紀末・8世紀初		あり	横線		
12	西沢内原遺跡	S I - 290	7世紀末・8世紀初	ト突出	あり	横線		
13	西沢遺跡	S I - 097	8世紀前半	甕状・横線・垂布	あり	横線		
14	西沢内原遺跡	S I - 1	8世紀前半	ト突出	なし	横線		
15	西沢内原遺跡	北地区Ⅰ号竪穴式	8世紀前半		なし	横線		
16	西沢内原遺跡	H T - 3	8世紀前半	内側	あり	横線	口内内面横線状文	
17	西沢内原遺跡	S E - 516・S I - 821	8世紀前半	平口	あり・甕部	横線	口内内面横線状文	
18	西沢内原遺跡	S I - 481	8世紀前半	平口	なし	横線		
19	西沢内原遺跡	S I - 31	8世紀前半		あり	横線	甕部腹面	鉢子蓋
20	西沢内原遺跡	S I - 431	8世紀前半	ト突出	あり	横線		
21	西沢内原遺跡	S I - 425	8世紀前半	ト突出	あり	横線		
22	西沢内原遺跡	S I - 6	8世紀前半	平口・ト突出	あり	横線		
23	西沢内原遺跡	S I - 376	8世紀前半		あり	横線		
24	西沢内原遺跡	S I - 087	8世紀前半	内側	あり	横線		
25	西沢内原遺跡	S I - 087	8世紀前半	平口	あり	横線		
26	西沢内原遺跡	S I - 15	8世紀前半	平口	あり	横線		
27	西沢内原遺跡	S I - 393	8世紀前半		なし	横線		雲母合
28	西沢内原遺跡	S I - 862	8世紀前半	平口	なし	横線		
29	西沢内原遺跡	S I - 025	8世紀前半		あり	横線		
30	西沢内原遺跡	S I - 393	8世紀前半		あり	横線		雲母合
31	西沢内原遺跡	S I - 43	8世紀前半		なし	横線		
32	西沢内原遺跡	S I - 4	8世紀前半		なし	横線		
33	西沢内原遺跡	S I - 1	8世紀前半		なし	横線		
34	西沢内原遺跡	第29号竪穴式	8世紀前半	ト突出	なし	横線	甕部腹面	
35	西沢内原遺跡	S I - 15	8世紀前半	ト突出	なし	横線		
36	西沢内原遺跡	S I - 118	8世紀前半	ト突出	あり	横線	甕部腹面	
37	西沢内原遺跡	48号竪穴式	8世紀前半	ト突出	あり	横線		
38	西沢内原遺跡	S I - 1	8世紀前半		あり	横線		
39	西沢内原遺跡	C - S I - 35	8世紀前半	ト突出	あり	横線		

40	人間白濁症	S T - 129	9世紀前半	上野	あり	写本			
41	多功内巻経	S B - 122	9世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
42	多功内巻経	S B - 122	9世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
43	多功内巻経	S B - 129	9世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
44	多功内巻経	S B - 122	9世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
45	多功内巻経	S B - 129	9世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
46	多功内巻経	S B - 129	9世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
47	西行集	9世紀後半	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
48	内巻経	3代S T - 100	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
49	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
50	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
51	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
52	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
53	多功内巻経	S B - 122	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
54	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
55	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
56	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
57	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
58	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
59	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
60	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
61	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
62	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
63	多功内巻経	S T - 093	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
64	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
65	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
66	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
67	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
68	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
69	多功内巻経	S T - 453	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
70	多功内巻経	S T - 102	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
71	多功内巻経	S T - 102	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
72	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
73	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
74	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
75	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
76	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
77	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
78	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
79	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
80	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
81	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
82	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
83	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
84	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
85	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
86	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
87	多功内巻経	S B - 119	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻
88	多功内巻経	S B - 118	9世紀後半	早稲	あり	写本			越子巻

参考文献 (第6回)

番号	書名	巻数	時代	口録	口録	口録	口録	口録	口録
1	神功皇后	S T - 1016	7世紀末 - 8世紀初	上野	あり	写本			越子巻
2	神功皇后	49巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
3	神功皇后	49巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
4	神功皇后	S T - 123	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
5	神功皇后	16巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
6	神功皇后	16巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
7	神功皇后	S T - 41	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
8	神功皇后	S T - 35	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
9	神功皇后	S T - 234	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
10	神功皇后	S T - 10	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
11	神功皇后	16巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
12	神功皇后	2巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
13	神功皇后	S T - 129	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
14	神功皇后	S T - 271	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
15	神功皇后	S K - 31	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
16	神功皇后	16巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
17	神功皇后	36巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
18	神功皇后	S T - 78	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
19	神功皇后	S T - 109	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
20	神功皇后	S T - 129	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻
21	神功皇后	S T - 54	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻

参考文献 (第7回)

番号	書名	巻数	時代	口録	口録	口録	口録	口録	口録
1	神功皇后	S T - 1016	7世紀末 - 8世紀初	上野	あり	写本			越子巻
2	神功皇后	49巻	8世紀前半	早稲	あり	写本			越子巻

3	金山遺跡	IV区 S1-037	8世紀前半	ト突出	なし	焼締		
4	金山遺跡	IV区 S1-056A	8世紀後半	ト下突出	なし	焼締		
5	金山遺跡	IV区 S1-036B	9世紀前半	帯状	なし	焼締	新治産	
6	金山遺跡	IV区 S1-036B	9世紀前半		なし	焼締	新治産	
7	金山遺跡	IV区 S1-172	9世紀中葉		あり	焼締	新治産	
8	金山遺跡	IV区 S1-172	9世紀中葉	平皿	なし	焼締	新治産	
9	金山遺跡	IV区 S1-172	9世紀中葉			焼締	新治産	
10	金山遺跡	IV区 S1-036B	9世紀中葉	内層	沈着・隆帯	焼締		
11	金山遺跡	V区 S1-023B	9世紀中葉	ト突出	なし	焼締		
12	金山遺跡	IV区 S1-172	9世紀中葉	ト突出	なし	焼締		
13	金山遺跡	V区 S1-010	9世紀中葉		あり	焼締		
14	金山遺跡	V区 S1-047B	9世紀中葉	帯状	なし	焼締	新治産	
15	金山遺跡	IV区 S1-019A	9世紀中葉	帯状	なし	焼締	新治産	
16	金山遺跡	IV区 S1-039	9世紀中葉		なし	焼締		
17	金山遺跡	IV区 S1-036	9世紀中葉			焼締		
18	乙女不磨堂北遺跡	H17	9世紀中葉	ト下突出	なし	焼締		
19	乙女不磨堂北遺跡	H17	9世紀中葉		なし	焼締		
20	乙女不磨堂北遺跡	H17	9世紀中葉		なし	焼締		
21	金山遺跡	IV区 S1-012	9世紀中葉	帯状	なし	焼締	新治産	
22	金山遺跡	V区 S1-228	9世紀中葉		なし	焼締		
23	金山遺跡	V区 S1-228	9世紀中葉		なし	焼締		
24	金山遺跡	IV区 S1-242	9世紀後半		あり	焼締		

都賀郡 (第8回)

番号	遺 跡	遺 構	遺構時期	口縁部	頸部横断面	底状文	その他	産 地
1	菅原河内遺跡	3区 S1-23	7世紀後半		あり	焼締		
2	菅原河内遺跡	2区 S1-163	8世紀前半	平皿	あり	焼締	新治産	
3	二ノ谷遺跡	D3 S1-1009	8世紀前半	玉縁状	隆帯	焼締		
4	二ノ谷遺跡	D3 S1-1009	8世紀前半		あり	焼締		
5	菅原河内遺跡	3区 S1-30	8世紀中葉	平皿		焼締		
6	下野河内遺跡	S D-146A	8世紀後半	ト突出	あり	焼締		
7	一本松遺跡	17号付片	8世紀後半	内層		焼締		
8	高ノ上遺跡	1 H	8世紀後半	ト突出	なし	焼締		
9	東林遺跡	S1-16	8世紀後半	平皿	なし	焼締		
10	下野河内分寺跡	S D-140	8世紀後半～9世紀前半	帯状	なし	焼締	新治産	
11	東林遺跡	S E-2	9世紀中葉	帯状	なし	焼締	新治産	
12	下野河内分寺跡	S D-778D	9世紀中葉	帯状	なし	焼締		
13	上芝遺跡	C1-S1-026	9世紀中葉	平皿	なし	焼締		
14	高林河内遺跡	3区 S1-12	9世紀中葉		あり	焼締		
15	下野河内分寺跡	S K-210A	9世紀後半	ト突出		焼締	久司根沢遺跡発掘品	
16	山手遺跡	S D-1	9世紀後半	平皿	あり	焼締		
17	山手遺跡	S D-1	9世紀後半	平皿		焼締		
18	下野河内分寺跡	S D-171	9世紀後半	ト突出		焼締		
19	東林河内遺跡	2号付片	9世紀後半	平皿	沈着・隆帯	焼締		
20	山手遺跡	S D-1	9世紀後半		あり	焼締		
21	山手遺跡	S D-1	9世紀後半		あり	焼締		
22	山手遺跡	S D-1	9世紀後半		あり	焼締		
23	東林河内遺跡	3区	9世紀後半		なし	焼締		
24	菅原河内遺跡	3区 S1-37	9世紀後半	ト突出	なし	焼締	新治産	
25	下野河内分寺跡	S D-36	10世紀前半	平皿	あり	焼締	新治産	
26	明神河内遺跡	S1-2	9世紀後半～10世紀前半	ト下突出		焼締		
27	明神河内遺跡	S1-2	9世紀後半～10世紀前半		なし	焼締		
28	下野河内分寺跡	9区 S D-038B	9世紀中葉～10世紀中葉		あり	焼締		
29	東林河内遺跡	S D-1	10世紀中葉	ト下突出	なし	焼締		
30	東林河内遺跡	S D-1	10世紀中葉		なし	焼締		

足利郡 (第9回)

番号	遺 跡	遺 構	遺構時期	口縁部	頸部横断面	底状文	その他	産 地
1	馬門河内遺跡	S1-92	8世紀前半	内層	沈着・隆帯	焼締		
2	馬門河内遺跡	S1-237	8世紀中葉	平皿	なし	焼締		
3	ブノミヤ遺跡	S1-3	8世紀後半	ト突出	なし	焼締		
4	新町遺跡	S1-15	8世紀後半	平皿	あり	焼締	口縁部底状文	
5	クジラ山内遺跡	S1-1	9世紀前半	平皿	なし	焼締		
6	馬門河内遺跡	S1-246	9世紀前半	ト突出	あり	焼締		
7	馬門河内遺跡	S1-101	9世紀後半		あり	焼締		
8	ブノミヤ遺跡	S1-45	9世紀後半		あり	焼締		
9	ブノミヤ遺跡	S1-36	9世紀後半		なし	焼締		
10	馬門河内遺跡	S1-239	9世紀後半	平皿	なし	焼締		
11	馬門河内遺跡	S1-239	9世紀後半	平皿	あり	焼締		
12	松葉遺跡	S1-11	10世紀後半	ト突出	なし	焼締		

足利郡 (第9回)

番号	遺 跡	遺 構	遺構時期	口縁部	頸部横断面	底状文	その他	産 地
1	和門遺跡	S K-452	8世紀後半	内層	なし	焼締		
2	和門遺跡	S D-228	8世紀後半	平皿	なし	焼締	頸部底状文	

1. 線部	2. 部内区画	3. 文様	7世紀 前期			8世紀 前期			9世紀 前期			10世紀 前期			資料 (部・区・番号)
			中央	後部	後部	中央	後部	後部	中央	後部	後部	中央	後部	後部	
中道	奥部	縹緖直状文													河内 3国17
肥後	沈部・陸部	縹緖直状文													河内 2国13
下奥出	あり	多半洋直状文													河内 4国12
F奥出		矢羽直状文													河内 8国15
中道	沈部・陸部	縹緖直状文													河内 8国19
	沈部・陸部	縹緖直状文													河内 4国70
内奥	沈部・陸部	縹緖直状文													河内 7国0
内奥	あり	縹緖直状文													河内 1国1
平出	あり	縹緖直状文													河内 1国3
	あり	縹緖直状文													河内 1国6
内奥		縹緖直状文													河内 6国17
下奥出	あり	縹緖直状文													河内 3国39
内奥	あり	縹緖直状文													河内 1国11
平出	あり	縹緖直状文													河内 4国72
平出	あり	縹緖直状文													河内 3国10・11
平出	あり	縹緖直状文													河内 6国1
平出	あり	縹緖直状文													河内 8国25
下奥出	あり	縹緖直状文													河内 1国4
上下奥出	あり	縹緖直状文													河内 3国36
上下奥出	あり	縹緖直状文													河内 3国17
	あり	縹緖直状文													河内 8国20~22
平出	あり	縹緖直状文													河内 8国28
下奥出	あり	縹緖直状文													河内 2国4
下奥出	あり	縹緖直状文													河内 2国8
平出	あり	縹緖直状文													河内 2国1
平出	あり	縹緖直状文													河内 2国2
内奥	あり	縹緖直状文													河内 1国1
内奥	あり	縹緖直状文													河内 2国16
内奥	なし	縹緖直状文													河内 9国1
平出	あり	縹緖直状文													河内 7国1
下奥出	なし	縹緖直状文													河内 1国4
平出	なし	縹緖直状文													河内 1国6
下奥出	あり	縹緖直状文													河内 3国20
上下奥出		縹緖直状文													河内 3国21
下奥出	あり	縹緖直状文													河内 8国6
下奥出	なし	縹緖直状文													河内 8国34
上下奥出	なし	縹緖直状文													河内 7国4
	なし	縹緖直状文													河内 1国1
	なし	縹緖直状文													河内 1国13
下奥出	なし	縹緖直状文													河内 1国15
	なし	縹緖直状文													河内 1国16

※資料(河内・番号)は部・区・番号に一致する。

第2表 須恵器大甕 生産・廃棄期間関係表

西刑部西原遺跡 S E-1 の甕（7 世紀後葉、第 2 図 2）は頸部に隆帯がなく、7 世紀後半の所産とみられ、使用期間が比較的短い。7 世紀末から 8 世紀前葉に生産された甕では、北原遺跡 S I-210（8 世紀前葉、第 1 図 1）・向原南遺跡 H T-3（8 世紀前葉、第 2 図 16）・和出遺跡（8 世紀前葉、第 9 図 1）の甕は内唇口縁で口縁部外面に平坦面をもつ。

これは三嶋の北山窯や益子の原東 4 号窯に類例があり、生産後期間を置かずには廃棄されたと考えられる。また、守野東遺跡須恵器遺物集中区の甕（8 世紀前葉、第 7 図 1）も生産時期と廃棄時期が近似する。8 世紀中葉の遺構では、那須官衙遺跡出土の甕（第 1 図 4・6）、西赤堀遺跡 S I-431（第 3 図 20）・多功南原遺跡 S I-425（第 3 図 21）などで、生産時期と廃棄時期の間隔が短い。これらは、口縁部が平坦か下方・上下突出する形態であり、上下突出するものは次の段階に主体になる形態であり、伝世期間は短いとみられる。

8 世紀後葉の遺構では、西赤堀遺跡第 29 号堅穴住居跡（第 3 図 34）・金山遺跡 IV 区 S I-056A（第 7 図 4）・下野国府跡 S D-146A（第 8 図 6）などである。口縁部の突出がさらに大きくなる初現時期であり、出土した遺構の時期と近い所産であろう。9 世紀代の益子窯の甕類は、窯跡資料でみると櫛掻波状文や篦掻波状文が雄になるが、9 世紀内における変化は明確でない。堀越遺跡の甕（第 1 図 11・13・15 など）は 9 世紀代の所産であり、9 世紀後葉や 10 世紀前葉まで使用する。

概括的な説明であるが、ここで大甕の使用期間についてまとめておくと、7 世紀前半の土器が奈良時代以降まで継承して使用する場合は比較的少ないことが挙げられる。しかし、一部は 9 世紀後葉に廃棄されているものが数例存在することから、3 世紀にも亘り継承して使用されることも稀にあったと考えられる。これに対して、7 世紀末以降に生産された大甕は、1・2 世紀後に廃棄される事例が多くて、比較的長期に亘って使用されることが一定程度あったことが指摘できる。10 世紀になっても使用される事例は、県内で須恵器生産終了後にも使用機能していたことを示す。

一方、県内の土器型式の時間幅について 1 世紀を 3 分割でみた時に、その時間幅の中で生産・廃棄される事例は、時間幅が確認できた資料の半数程に達した。短期間で使用・破損・廃棄することも比較的多かったことがわかる。

2 大甕の伝世と使用方法

(1) 官衙・寺院の大甕

西下谷田遺跡においては、7 世紀前半の櫛掻列点文や頸部の隆帯横位区画が確認できない。このことは評家や国司が駐在したという国宰所では、古墳時代後期から継承して伝わった大甕は用いず、新たに生産した容器を使用していたことを示す。律令国家の地方支配の拠点である官衙では、従来からいわれているように（服部 1987）、官衙設置に伴って地方の窯業も本格的に開始されたという。この一般論的な説を大甕という器からではあるが、明らかにできたといえる。

下野国府跡では提示資料が限られるが、S D-146A（8 世紀後葉）出土の甕（第 8 図 6）は、口縁部が下に突出し、櫛掻横位区画があることから 8 世紀後葉頃の所産とみられる。国府に搬入後に期間を置かずには廃棄されたと考えられる。

郡家関係では、那須官衙関連遺跡の事例があり（第 1 図 2～7）、伝世はほとんどない。提示された甕は横位区画がなく、雑な櫛掻波状文である。胎土に那須郡内に所在する窯のように白色針状物が入らないことから、他の郡から搬入された甕であろう。郡内の窯と他の郡に所在する窯から豊富な量が持ち込まれた結果、搬入・使用・廃棄期間が短かったと推測できる。

寺院関係では、下野国分尼寺跡に接し、寺との関連が想定できる山王遺跡SD-1（9世紀後半）出土の甕（第8図20～22）は、頸部に横位沈線区画があることから8世紀後半を下限とする。下野国分寺跡SD-56（10世紀前半）出土の甕（第8図25）は、頸部の縦刷毛調整、2条沈線の横位区画、平坦な口縁部の特徴から8世紀中葉頃の所産である。国分尼寺跡では区画溝SD-658B出土の甕（第8図28）は頸部に横位区画沈線があることから8世紀代の所産であるが、溝は9世紀中葉から10世紀中葉の時期になる。国分寺・尼寺の大甕は、限られた資料であるが、8世紀中葉の創建時やその直後に搬入したものを1世紀以上に亘って使用する場合もあったことが確認できた。新治産の甕が国分尼寺跡SD-140（8世紀後半～9世紀前半、第8図10）で出土している。新治産の窯資料では、8世紀第2四半期中葉から第3四半期前葉の東城寺寄居前窯A単位群で、頸部に横位区画のある甕といえる甕が確認できる。消費地資料にも9世紀代の大甕はほとんどなくて、9世紀第4四半期に肥厚した口縁部と横位区画のない集落出土大甕を挙げているのみである（赤井1998）。国分尼寺跡の甕は口縁部形態が帯状で、この形態は8世紀後半の免の内台遺跡（第6図6）や9世紀前葉の金山遺跡（第7図5）に類似することから、国分尼寺跡のSD-140出土新治産は伝世期間が短いと判断される。

（2）集落居営期間と大甕伝世の関係

次に、集落から出土した大甕について、集落の動向とその生産・廃棄時期から入手・移動・使用の関係をみる。これも類型的に経緯をみていく。

集落入手・使用類型1：集落移住前に生産された大甕を持ち込み、長期間使用する場合

比較的広範囲に調査した前田遺跡では、7世紀中葉（報告1期）に移住して、10軒の堅穴住居が作られる。SI102（第4図70）の須恵器は7世紀前半の所産とされ、この地に最初の集団が移住する前に入手していた須恵器甕を移住に際して移動してきた可能性がある。また、広大な範囲が調査された多功南原遺跡は7世紀中葉から集落が始まる。ここでも7世紀前半になる大甕（第3図17）が出土しており、大甕が本遺跡に持ち込まれた経緯には前田遺跡と同じようなことが考えられる。集団が集落を移住する時に、厨房道具も共に移動したと考えられる。

8世紀以降でもこの類型は砂部遺跡で確認できる。この遺跡の出土土器は8世紀後半から10世紀前半までであるが、堅穴住居は概ね9世紀代に限られる。また、掘立柱建物が北部に集中して建てられ、南部では紡錘車がまとまって出土し、有力者のもと糸生産に従事していた集団がいた（津野2016）。この住居群のなかで、7世紀末から8世紀初めに生産された大甕（第1図6）が、集落の盛んな時期である9世紀後半に廃棄される。9世紀にまとまって移住した集団が移住前の地で入手して使用していた甕を移動したか、糸生産を集約し、従事者を編成した遺跡北部の地域有力者が伝世してきた可能性もある。

集落入手・使用類型2：集落移住時頃に人甕を入手して長期間使用する場合

金山遺跡I区SI-263B（9世紀中葉）の大甕（第7図10）は7世紀前半代の生産品であろう。本遺跡は6世紀末から7世紀初めに集落が始まる。この甕が出土した周辺では集団が移住した6世紀末・7世紀初めから9世紀中葉以降まで堅穴住居が連続と続き、9世紀中葉に鉄生産の大規模集落になる。I区SI-263B出土の須恵器大甕はこの地に移住した集団が、移住した時かその直後に入手し、その集団の中で用いられ続け、9世紀中葉に廃棄したと推測できる。

集落入手・使用類型3：集落に移り、定住後に大甕を入手して長期間使用する場合

山苗代A遺跡は、入り組んだ沢の付け根に位置し、丘陵下の狭い低地にある集落で、8世紀前葉から10世

紀後葉頃まで小規模集団で構成され続ける。SI-08の大甕(第1図4)は8世紀第3四半期から後葉の所産で、この集落に集団が一定期間定住した後に大甕を入手して、小規模集落内で9世紀後葉まで使用したと判断される。免の内台遺跡は、7世紀中葉から9世紀後葉まで連続と続き、台地上に広く集落が展開する。第72号住居跡の大甕(第6図11)は和田窯段階の所産で、9世紀中葉に廃棄される。北の前遺跡も6世紀末・7世紀初めに集落が始まり、10世紀前半まで続く。7世紀末・8世紀初めに生産された甕(第3図39)が9世紀前葉に廃棄されている。また、多功南原遺跡では、8世紀前葉に生産された大甕(第4図72)がSB-118など大型竪立柱建物群が並ぶ9世紀前葉以降に廃棄される。多功南原遺跡の動向では、7世紀中葉から集落は続くが、9世紀前葉に大型竪立柱建物群が出現することから、ここで使用されたとみられる。

集落入手・使用類型4：集落定住後に大甕を入手して短期間使用する場合

西荆郡西原遺跡は古墳時代中期末・後期から9世紀後葉まで長期継続する集落である。7世紀後葉の井戸SE-1に近い時期に生産された大甕が廃棄されている(第2図2)。和旧遺跡SK-452(8世紀前葉)では口縁部が内彎する7世紀末から8世紀初めの甕が出土している(第9図1)。この遺跡は6世紀後葉から11世紀まで続く遺跡であり、7世紀末から8世紀初めは竪穴住居が最も多くなる。寺野東遺跡の須恵器集中区は8世紀前葉の土器群がまとまっており、この中に口縁部が平坦で内面が少し内彎して、近い時期に生産された大甕(第7図1)が出ている。遺跡は8世紀初めから9世紀後葉まで続く。このため、集団は移住して継続居住するが、移住時に大甕を持って来たかその直後に入手したかは判別できない。西赤堀遺跡は7世紀前葉から集落が始まり、中葉に住居の数も増加する。SI-442の甕(第2図1)は隆帯区画でなく、櫛歯施文であり、集落拡大時に搬入されて、後葉に廃棄された。北原遺跡(第1図1)や金山遺跡(第7図4)も古墳時代後期から平安時代まで続く遺跡で、集落に定着後に入手した甕が短期間で廃棄されている。

以上のように類型化したのが、大きく分類すると、集落に移住する際に大甕も持って来た場合、移住時から定住してから大甕を入手して長期間使用する場合、定住後に大甕を入手して間もなく破損廃棄する場合に分けられる。このうち最も多かったのは、入手・使用類型4とした定住後入手・短期使用破損という場合である。また、類型1とした移住前の大甕を持ち込み・長期間使用する場合や定住後入手して長期間使用する場合も一定数確認できた。

3 大甕を耐久する意義

(1) 耐久期間の意味

集落動向と関連させてみると、大甕耐久の意義が浮上する。少し古いデータであるが、栃木県域の集落では竪穴住居の数が、7世紀中葉から後葉になり格段に増加することが明らかになっている(津野1995)。この時期に人口増や民衆の居住建物や居住地を巡る再編があったことが考えられる。同様の傾向は埼玉県児玉地方の集落動向を検討した利根川彦彦氏も7世紀第2四半期から第3四半期前半以降、国郡里制制定による集落の五十戸一里制の再編を動向の裏面とみている(利根川1982)。また、東日本の古代集落の展開を検討した坂井秀弥氏も7世紀末から8世紀前半に律令期集落の成立を説いている(坂井2008)。

このように古代集落、律令期集落と呼ばれるような地域民衆の再編・移住の時期に耐久消費財である大甕が継続して移住地で使用されることは一定数認められるが、集成の結果少数であった。多くは7世紀末～8世紀初めに生産された大甕を使用していた。大甕を生産するのが郡司層であるとなれば、配下の民衆を再編する際に耐久消費財を交易して、私富蓄積したというのが一般的な見方であろう。大甕の機能は、貯蔵・醸造であろうが、耐久消費財の交易が一般化したことにより、新たに生産された大甕を購入するために、前代

からの甕が継承されることは少なかったと推測したい。耐久消費財も流通量に規定されて消費の実態が変化したことを読み取れる。

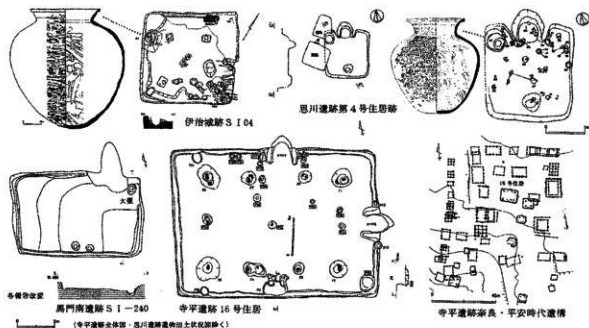
(2) 官衙・集落における大甕の役割 (第10図)

「上野国交替実録帳」によれば、郡家では厨房に酒罎が建てられる。大甕は煮沸による被熱痕が確認されることが稀である。このため、基本的に大甕は貯蔵用の土器であったと考えられる。那須官衙関連遺跡では館院といわれる南東ブロックの区画に近い位置にある竪穴遺構が竈屋と推測されている。S I - 285から須恵器大甕が出土しており、S B - 253などの掘立柱建物で酒屋に相当する可能性がある。官衙遺跡における人甕の出土位置について、その傾向を把握することが邸家の位置比定に繋がっていくと考える。

集落遺跡での使用方法を考えていくうえで、大甕が多量に出土した多功南原遺跡が参考になる。遺跡南東部の大型掘立柱建物群の中央に竈を設置した竪穴建物で建てられており、これが竈屋とみる見方が妥当であろう。この周囲からは多量の上器が出土しており、須恵器甕の出土量も多い。山中敏史氏は掘立柱建物で大甕を抱え置き、酒などの醸造を行い、郷飲酒札の酒食が準備されたとみている²³⁾。

ところで、大甕を据え置いた穴も竪穴住居で確認できる。宮城県伊治城跡のS I 04では竈に対面する壁の隅際に大甕が置かれ、床面には甕の周囲を盛り上げて固定していた。竈脇には長甕や鉢などの調理用具がまどまっていた。茨城県思川遺跡では9世紀後半の第4号住居跡の竈脇の穴に完形の甕が据え置かれていた。遺跡は竪穴住居主体の集落であり、経済的・政治的に優位の居住者は想定できない。栃木県馬門南遺跡S I - 240では竈脇に大甕下半分が据え置かれていた。9世紀中葉から後半のこの遺構からは土器が多量廃棄されており、仲山英樹氏は村落で郷飲酒札のような共同飲食が行われたとみている(仲山1996)。

しかし、このように大甕が遺棄された事例は限られているが⁽⁴⁾、地域有力者の居宅とみられる栃木県寺平遺跡で掘立柱建物群の中央にある竈屋とみられる建物(16号住居)でも竈対面の南壁際に穴があり、粘土が充填されていた。伊治城跡の事例などからみて、大甕を設置・固定したとみられる。多功南原遺跡のような



第10図 大甕据穴のある遺構

建物配置であり、村落成員との共同飲食用の酒宴置き場であり、地域支配の道具として大甕の役割をみることが出来る。今後の調査で大甕掘穴の検出に留意する必要がある。

(3) 文献史料の醸造用具

正倉院文書によると、甕は酒・醬・味噌・酢などの醸造用や貯蔵用に用いられている。例えば、「伊豆国正税帳」(『大日本古文書二』197頁)では、

酒甕拾捌斛柒斗壹升壹合

醸加酒清濁并壹拾斛

合酒貳拾捌斛柒斗壹升壹合

醸用參斛玖斗壹升陸合 三斗七升、鐵鍋、并神明膏、萬例膏等粉分、

遠貳拾肆斛柒斗玖升伍合 小動十一斛二斗五升 盛廻壹拾壹口 不動三口

樽貳斗貳升伍合 盛廻壹口

末盤壹斗伍升 盛廻壹口

酢伍斗貳升伍合 盛廻壹口

として、同前財政として廻(盛)で醸造・貯蔵していた。また、廻(盛)は高価であった。「越前四使等解」(『大日本古文書四』54～57頁)では、建物の功賃や雑物を買った価格が載っている。

買草葺東屋一間 價二百束

運作夫二百人 功充稻二百束人別一束

買板葺屋一間 價一百六十束

運作夫一百六十人 功充稻一百六十束人別一束

(中略)

合買雜物廿一物

價稻四百五十四束

(中略)

木佐良一百口

直十束束別十口

(中略)

廻四口二口各受三石 二口各受二石五斗

直一百番束二口各番束 二口各州束

(中略)

田坪二百口

直十束束別廿口

とあり、食器でも、木佐良は稲一束で10口、1口0.1束、田坪は稲一束で20口、1口0.05束、廻は大型品であるが、容量3石で1口40束、やや小さい容量2.5石の廻で1口30束である。廻は田坪の600倍から800倍の価格である。木佐良と比べると廻は300から400倍の価格になっている。さらに建物と比べると、大型の3石廻は草葺東屋本体価格の5分の1、工賃を含めて10分の1の価格になる。板葺屋と3石廻との比較では、廻は屋の工賃を含めた8分の1の価格になり、廻は厨房道具としては極めて高価であったことがわかる。

このように甕・廻が長期間使用される理由としては、ほかの食器や厨房用具に比べて極めて高価であったこと、醸造などに用いるので容器を固定しておき、不動廻酒のように貯蔵をしておく用途に使われたことによるであろう。

関東地方でも須恵器は交易により購入していたようである。南北企業跡群内の広町A第1号住居跡出土甕

には「大羅布直六十段」と記されていることから明らかである。下野国内でも集落で必要な場合は夷を市などで布を交換物として購入したと考えられる。

おわりに

これまで、古代の大臺について、使われ方の実態を検討することはあまり行われてこなかった。小稿では窯跡と消費地資料を対比することにより、生産と廃棄の時期差からその一端を明らかにしようとした。これも古代における地域社会の実態を解明する一手段と考えている。古代の社会構成史や流通史を考える上で、発掘調査を行う際に堅穴住居跡の床面施設を確認する参考になれば、限られた地域と時間幅、大臺という一器種のみを扱った小稿の意義もあると思う。

註

- (1) 出土資料が多岐のため、便宜的に郡毎に資料を提示する。遺跡の所在郡は概ね現行の郡に沿ったが、寒川郡などは郡比定地から推測した。厳密な当時の郡域を示すものではない。
- (2) 窯跡出土須恵器の編年については、筆者の作成した寂光沢窯跡報告での編年（〔財〕とちぎ生涯学習文化財団2011）や古代生産史研究会の編年（津野1997）による。
- (3) 山中敏史氏は多功南原遺跡の大型掘立柱建物群のS B-118を臺屋とするが、根拠は提示されていない（山中2007）。
- (4) 埼玉県中絶遺跡では堅穴住居跡（第217号住居跡）の竈脇で大臺を掘った穴と臺が確認されている。また、四面掘立柱建物の中に大臺を設置したという。また、同遺跡では大臺掘設遺構も確認されている。栃木県内における大臺掘設遺構は金山遺跡Ⅳ区S K-228があり、臺は第7図に提示した。

参考文献

- 赤井博之 1998『古代常陸国新治窯跡群の基礎的研究（1）～奈良・平安時代の須恵器編年を中心に～』『婆良岐考古』第20号
- 後藤達一 1989『湖西古窯跡群の須恵器と窯構造』『静岡県窯業遺跡 本文編』静岡県教育委員会
- 板井秀弥 2008『古代地域社会の考古学』同成社
- 〔財〕茨城県教育財団 1991『一般県道新川江戸崎線道路改良工事地内埋蔵文化財調査報告書 一の宮貝塚・大江山古墳群・思川遺跡』
- 〔財〕埼玉県埋蔵文化財調査事業団 1997『中原遺跡』
- 〔財〕とちぎ生涯学習文化財団 2011『寂光沢窯跡。栃木県教育委員会』
- 〔財〕とちぎ未来づくり財団 2012『樺崎渡戸古窯跡・樺崎中妻遺跡・栃木西遺跡・唐沢山城跡』栃木県教育委員会
- 田中 琢 1966『土器はどれだけこわれるか』『考古学研究』第12巻第4号
- 津野 仁 1995『栃木県における6・7世紀の土器編年と地域的特徴』『東国土器研究』第4号
- 津野 仁 1997『栃木県の須恵器編年』『東国の須恵器－関東地方における歴史時代須恵器の系譜－』古代生産史研究会
- 津野 仁 2016『古代下野の生産』『とちぎを語る 栃木考古学の到達点』随想舎
- 利根川章彦 1982『古墳時代集落構成の一考察－児玉地方の5～8世紀の集落群の動態と土師器の変遷を中心として－』『土曜考古』第5号
- 仲山英樹 1996『「土器多出住居」位置付けへの試論－土器多出遺構の整理にむけて－』『唐澤考古』第15号
- 鳩山窯跡群遺跡調査会・鳩山町教育委員会 1992『鳩山窯跡群Ⅳ－工人集落編（2）－』

- 服部敬史 1987「東国における奈良時代前半の須恵器生産とその背景」『信濃』第39巻第7号
- 三島窯跡研究会 2009「三島山麓窯跡群の須恵器生産（Ⅲ）－岩舟町和国窯跡出土須恵器の再検討（報告篇）－」『栃木県考古学会誌』第30集
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1978『伊治城跡1－昭和52年度発掘調査報告－』
- 桑木 誠 1987「南高岡窯跡群採集の須恵器」『真岡市史案内』第6号
- 山中敏史 2007「地方豪族居宅の建物構造と空間的構成」『古代豪族居宅の構造と機能』独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

〔対象遺跡文献〕

- 石橋町教育委員会 2003「東林遺跡」
- 市貝町教育委員会 2016「寺平遺跡発掘調査報告書Ⅱ」
- 宇都宮市教育委員会 1978「宇都宮市瑞穂野団地遺跡」
- 宇都宮市教育委員会 1991「前田遺跡」
- 宇都宮市教育委員会 2005「砂田遺跡」
- 宇都宮市教育委員会 2008「みずほの台遺跡群（根本内台古墳群第2次・瑞穂野団地遺跡東地区）」
- 小山市教育委員会 1982「乙女不動原北清遺跡発掘調査報告書」
- 座沼市教育委員会 2007「明神前遺跡」『市内遺跡発掘調査報告書Ⅰ』
- 上三川町教育委員会 1986「多功南原遺跡－奈良・平安時代集落址－」
- 上三川町教育委員会 1985「大町遺跡」
- 上三川町教育委員会 1992「上ノ原・向原南遺跡」
- 国分寺町教育委員会 1995「愛宕塚遺跡・東薬師堂4号遺跡」
- 国分寺町教育委員会 2005「東薬師堂遺跡第5次・第6次調査 山王遺跡第2次・第3次調査 西原遺跡第3次調査 九塚古墳」
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2000「那須宮衙関連遺跡発掘調査報告Ⅱ」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2001「上神主・茂原 茂原向原 北原東」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2001「大関台遺跡」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2001「北の内遺跡（縄文～古代編）」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2001「那須宮衙関連遺跡Ⅲ」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2001「鶴田八遺跡Ⅰ」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2002「東谷・中島地区遺跡群2 砂田遺跡（1区・2区・3区）」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2003「西下谷田遺跡」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2005「東谷・中島地区遺跡群6 磯岡遺跡（2～7区）」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2005「彦七新出遺跡」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2005「堀越遺跡」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2005「上戸遺跡」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2006「高林遺跡Ⅱ」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2007「峰高前遺跡」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2007「東谷・中島地区遺跡群8 砂田遺跡（4～6・18・19・23・24区）」栃木県教育委員会
- （財）とちぎ生涯学習文化財団 2007「西赤堀遺跡」栃木県教育委員会

- (財)とちぎ生涯学習文化財団 2008『北原道跡』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ生涯学習文化財団 2009『青龍湖道跡・皇宮前城』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ生涯学習文化財団 2009『内物井道跡』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ生涯学習文化財団 2009『曲田道跡・馬場先道跡』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ生涯学習文化財団 2010『西刑部西原道跡』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ生涯学習文化財団 2010『森後道跡Ⅱ』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1990『三ノ谷東・谷館野北道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1990『砂部道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1993『免の内台道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1993『谷館野東・谷館野西・上芝道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1993『金山道跡Ⅰ』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1994『金山道跡Ⅱ』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1995『金山道跡Ⅲ』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1995『馬門南道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1996『金山道跡Ⅳ』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1996『西赤堀道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1996『寺野東道跡Ⅳ(歴史時代編)』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1997『温泉神社北道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1998『山崎北・金沢・合耕上・関口道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1998『下野国分寺跡Ⅲ 遺物編』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1999『多功南原道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 1999『一本松道跡・文殊山道跡』栃木県教育委員会
- (財)栃木県文化振興事業団 2000『小丸山北道跡・山苗代八道跡』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ未来づくり財団 2012『和田道跡』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ未来づくり財団 2013『山の神Ⅱ道跡・欠ノ上Ⅰ道跡・欠ノ上Ⅱ道跡』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ未来づくり財団 2013『小瀬内Ⅰ道跡・小瀬内Ⅱ道跡』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ未来づくり財団 2013『東谷・中島地区道跡群15 砂田道跡(7・9・11・14・15・17・20・22・25・26・28・42区)』栃木県教育委員会
- (財)とちぎ未来づくり財団 2013『東谷・中島地区道跡群16 西刑部西原道跡(古墳・奈良・平安時代編)』栃木県教育委員会
- (公財)とちぎ未来づくり財団 2013『下野国分尼寺跡Ⅱ』栃木県教育委員会
- (公財)とちぎ未来づくり財団 2014『北ノ内道跡・助五郎内道跡・星ノ宮道跡』栃木県教育委員会
- 佐野市教育委員会 1996『松葉道跡』
- 佐野市教育委員会 2002『プロノミヤ道跡』
- 佐野市教育委員会 2005『クジラ山西道跡』
- 佐野市教育委員会 2009『新町道跡』
- 下野市教育委員会 2008『落内道跡第2次発掘調査報告書』
- 下野市教育委員会 2008『国指定史跡 下野国分寺跡』

栃木県教育委員会編 1981『下都賀郡国分寺町柴工業団地内遺跡調査報告』（財）栃木県文化振興事業団

栃木県教育委員会 1988『下野国府跡Ⅲ 土器類調査報告』

栃木県教育委員会 1992『久保遺跡』

二宮町教育委員会 1989『蟹が入遺跡』

芳賀町教育委員会 1992『免の内台遺跡』

藤岡町史編さん委員会 2003『浜ノ上遺跡』『藤岡町史 資料編 考古』藤岡町

雀宮宿跡について

大 木 丈 夫

- | | |
|----------------|-----------|
| 1 はじめに | 5 宿の業務 |
| 2 日光道中成立の前提と成立 | 6 発掘調査の成果 |
| 3 雀宮宿の成立 | 7 おわりに |
| 4 宿の景観 | |

平成26年度（公財）とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センターにより、雀宮宿跡の発掘調査を実施した。雀宮宿は日光道中16番目の宿場である。本稿では、雀宮宿の成立、それと併せ、日光道中の成立に関して文献史料より考察を加えた。さらに、江戸時代の宿場の業務や役人の構成などについても述べる。文献から江戸時代後期の宿場の景観を復元し、それと発掘調査の成果を突き合わせて検討を加えた。

1 はじめに

雀宮宿は、日光道中（街道）の16番目の宿場である。日光道中とは江戸幕府が整備したいわゆる五街道の一つである。日光道中は、日本橋を出て、千住へ、千住から日光の手前、鉢石宿まで21個の宿があった。さらに、日光道中には支線があり、江戸本郷道分から中山道と分かれ、岩淵－川口－鳩ヶ谷－大門－岩槻を経て幸手に合流する日光御成街道（御成道）、小山宿の北の喜沢村から西北に分かれ、飯塚－壬生－楢木（日光例幣使街道と一緒になる）－奈佐原－鹿沼－文殊－板橋－今市宿に合流する日光道中壬生通りが附属していた。

雀宮宿跡は、平成26年に、国道4号の共同溝工事とJR雀宮駅と国道4号を結ぶ県道の拡幅工事が実施されることになり、栃木県教育委員会文化財課で試掘調査したところ、江戸時代の宿跡と思われる遺構・遺物が存在したため、本調査をすることになった。そこで、公益財団法人とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センターで、調査をすることになり、ここでは、発掘調査の成果について述べていく。

ところで、雀宮宿については、手塚良徳氏の論考がある（手塚1985）。そこでは、仮本陣宅に残された古文書をたよりに、江戸時代後期の宿の主要な家の建物の規模や配置、伝馬役・助郷役について述べられている。それに対し、本稿では日光道中の成立や雀宮宿の成立や景観、宿の機能などを文献史料からみることにする。

そして、発掘調査の成果と文献史料と突き合わせ考察を加えることを目的とする。

2 日光道中成立の前提と成立

江戸時代の街道の整備で不可欠なのは、道自体の整備も必要であるが、宿駅の整備であった。現在の感覚であれば、道路の整備が大切と考えがちである。現在は車社会のため、道を整備すれば、そこに自動車がとおり、物流などの動脈となる。しかし、日本の前近代の社会では、道自体の整備ということは、古文書を数多くあたってもあまり多くの事例を見いだすことができない。歴史上道路の整備で代表的なのは、律令国家

によるものである。たとえば、東海道という名称は、飛鳥時代、古代国家が太平洋沿いに関東へ向かって造った道を東海道と呼び、その名称が、現在に至っても引き続き使われているのである。栃木県の場合は、東山道が通っており、都から現在の滋賀県→岐阜県→長野県→群馬県、そして栃木県へと至る道が整備された。しかし、その後は、道を整備するような権力は江戸時代まで出現しなかった（一部の戦国大名は実施している）。江戸時代の街道の整備というと、最初に行うことは、宿駅の整備となる。権力にとって、宿駅の最も大切な役割は、伝馬を出させることである。つまり、街道の整備の一つとして、伝馬役を果たす宿の整備が必要不可欠のものであった。

いわゆる五街道の一つ東海道は、比較的早くから整備されていた。江戸時代の東海道につながる宿の整備は、広域にわたる領域支配ができた戦国人名の政策が基本にあった。特に駿河国（現在の静岡県）には、戦国大名今川氏、永禄11年（1568）に今川氏が滅びてからは、甲斐国（現在の山梨県）の武田氏が積極的に伝馬制度を整備したため、伝馬制が早くから機能していた（有光1994・柴辻1981）。そして、今川氏・武田氏が整備した伝馬制度を徳川家康が継承し、関ヶ原合戦の直後の慶長6年（1601）正月に東海道の53宿のうちの30以上の宿に伝馬関係の文書が出されている。つまり、徳川家康が東海道の発展に重要な役割を演じたといえる（本多2014）。

では、当時の下野国の場合をみよう。伝馬制についての年分がわかる最古の古文書は、天正5年（1577）と推定される4月15日付けの小田原北条氏の家臣の北条氏照の伝馬手形である。

（史料1）

伝馬五正可出之旨、被仰出者也、仍如件、

（朱印）

 卯月十六日
 自小山
 くり橋造⁽¹⁾

史料1は、朱印状である。年代の比定については、小山が北条氏の領国に組み込まれた後の元年ということになる。小山氏が北条氏に屈服したのは、天正3年でその後の元年となると、天正5年と17年があげられる。領国統治に関わる文書なので、小山が北条氏領に入ってから比較的早くに出されたと考えられるので、天正5年と考えられる。北条氏照は小田原北条氏の3代目氏康の三男で、武蔵国滝山や八王子城の城主である。内容は、北条氏が公用の荷物を運ぶため、小山から栗橋まで馬を5匹出して運びなさいという命令書である。ここに書かれている小山から栗橋までは江戸時代の日光道と重なる道筋である。氏照がこの文書を出した背景には、天正2年から古河公方足利義氏の後見を勧めたため、彼が小山周辺に影響力があったためだろう。

（史料2）

[]
 友沼之郷
 間々田之郷
 生井之郷

右之四ヶ郷小山領之百姓、古河之御宿へ入宿候依子、幾度にも預け入申次第、無相違可被出之候、為其以証文中屈候也、仍如件、

正月九日

 古河宿
 布施美作守

御奉行衆⁽²⁾

史料2も北条氏照の朱印状であり、史料1と同時期の文書である。そこには「古河宿」とあり、小山と栗橋の間の古河は宿であったことがわかる。当時、古河には関東公方（古河公方）足利義氏がいた。彼は、室町將軍の血筋に連なる武士であり、関東を統括する武士であった。古河はこのような有力な武士が住んでいる場所なので、町場が形成されており、宿も整備されていたと考えられる。

小山は、鎌倉時代以来の御家人である小山氏の拠点であるため、小山氏の居館周辺には当然のごとく町場が形成され、小山には宿の機能もあったと考えられる。

現在、栗橋は、利根川の南に位置している。しかし、戦国時代には利根川は今よりも南側を流れており、栗橋は利根川の北側にあったと考えられている。斉藤惟一氏によると、当時このルートは中道と呼ばれ、中道は高野渡しが利根川の渡河点という指摘がある⁽³⁾。そのため、栗橋から南へ送る荷物は、馬からいったん下ろし、船で利根川を渡り、そして、小田原方面に荷物を運んだのだろう。馬で荷物を運ぶのは、栗橋までとなる。

ところで、江戸時代の日光道中には、栃木県内では古河と小山の間には、野木、関々田といった宿場があった。後にも触れる天保14年（1843）頃の成立という『日光道中略記』によると、野木宿は慶長7年頃、関々田宿は元和4年頃に成立したとあり、北条氏の支配が続いている頃には、宿はなかったようだ。また、史料2には関々田宿ではなく、「関々田之郷」ともあるので、宿場ではなかったことがここからもわかる。

（史料3）

当町中地子事、永御赦免被成候畢者、公儀之伝馬、当領主定役、不可有無沙汰者也、依 仰下知、如件、
 慶長七年 大久保十兵衛
 寅正月十八日 長安（花押）
 長谷川七左衛門尉
 長綱（花押）
 伊奈備前守
 忠次（花押）

宇都宮

町中⁽⁴⁾

史料3は、慶長7年（1602）正月十八日付けの徳川家康の家宣、いわゆる関東代官の大久保長安・長谷川長綱・伊奈忠次の連署状である。内容は、宇都宮町中の地子を免除をする代わりに、「当領主」の定めた「公儀之伝馬」を出しなさいといったものである。「当領主」とは宇都宮の城主のことで、当時は奥平家昌であった。つまり、宇都宮の町が負担する地子を免除するので、奥平家昌が定めた伝馬役を果たしなさいというものである。

先ほども述べたが、東海道については、この前年の慶長6年正月に、各宿に（一部の宿）史料3に出てきた徳川家康の家宣の大久保長安と伊奈忠次、長谷川長綱の代わりに彦坂元正らが黒印を捺した伝馬定書・添状・伝馬朱印状が出されている。宇都宮町中に宛てた文書よりも、内容は細くなっており、この文書が出されたことにより、東海道の宿場が設定されたとされている⁽⁵⁾。東海道の伝馬定書にも、地子を免除する代わりに伝馬役を果たす事が明記されている。これで近世東海道の宿が成立したことになる。つまり、東海道は、徳川家康の家宣達が伝馬定書等を発給したことで、近世東海道の宿の成立及び東海道の開設と評価されて

いるのである。

宇都宮に訴を戻すと、同じ頃に地子免除する内容の文書が家康から出されたので、東海道と同様に宇都宮宿の成立と日光街道の成立であるとなるのであるが、ここで問題となるのは、これと同じ内容の文書が日光(奥州)道中の他の宿にはみられないことである。これでは、日光道中の成立とはいえない。さらに問題なのは、文書に「公儀」の伝馬と書かれていることである。一般的に、江戸時代公儀といえば、幕府(將軍)や藩(大名)のことを指していた。慶長7年、徳川家康はまだ征夷大將軍になっておらず、江戸幕府は開かれていなかった。家康は、天正18年に江戸に入ってきたが、いわゆる江戸幕府を開いたとされるのは、慶長8年に征夷大將軍に任ぜられたときである。宇都宮周中にこの文書が出されたのは、慶長7年であるので、家康は正式に「公儀」といえる立場ではなかったと考えられる。では、「公儀」とは具体的に何を指すのだろうか。

この時点で「公儀」といえるのは、豊臣秀頼もしくは豊臣政権のことではないか。慶長3年に豊臣秀吉が亡くなって、すぐに徳川家康がヘゲモニーを握ったのではなく、関ヶ原の合戦が終わっても、豊臣政権は完全に崩壊していなかったとされている⁽⁶⁾。豊臣政権は、この時点では健在で、いわゆる五大老・五奉行が中心となって政権運営をしていたといわれている。例えば、慶長7年段階で、秀頼は数え年で8才であったが、すでに従二位もしくは正二位の権大納言であった。当時は、官位相当の制度があり、従一位で関白や摂政になれるので、これは、秀頼が大人になれば、父の秀吉のように関白や摂政になる可能性があったということを示している。そのため、この時の徳川家康は、豊臣秀頼の家老や宿老といえるような立場でしかなかった。よって、家康は、徳川領だけの伝馬ではなく、豊臣政権のための伝馬だったので、「公儀の伝馬」といった文書がある文書を出したのだらうと考えられる。慶長7年段階で、徳川家康は、いわゆる五大老の一人からは脱却できていなかったのである。宇都宮は、徳川氏の領国内の土地のために徳川家の家臣が文書を出したのである。家康は、この時、後の日光道中の宿に対して、地子免許状を出していないのも、慶長7年段階では、日光道中が成立していなかったことを示している。

ただ、この頃には江戸時代につながる宇都宮宿が成立したことは間違いない。この伝馬は、江戸方面というよりむしろ、上方方面への荷物のためのものではなかろうか。年末評であるが、北条氏照の古河から佐野へ伝馬手形が残されており⁽⁷⁾、戦国時代には、佐野には伝馬宿が成立していたので、この命令は、宇都宮から佐野方面へ向かい、現在の群馬県の上野国、信濃国を通る中山道へ向けての荷送りだと考えるのが自然である。

では、いつ日光道中が成立したのだろうか。さらに、日光道中がなぜ五街道と呼ばれるほど重要になったのだろうか。東海道や中山道は、江戸と京や大坂などの交通や運輸のため重要だったことはいうまでもない。だから、この向街道では、江戸時代初期から比較的多くの文献資料が残されており、成立が古いと推察される。なぜ、日光道中、奥州道中や甲州道中が五街道といわれるほど重要なのだろうか。

一つの可能性として、参勤交代の問題がある。しかし、ほとんどの人名に対し、参勤交代制が実際の制度として運用されるのは、寛永19年(1642)の將軍が家光のときであり、家康が征夷大將軍になったときに参勤交代をする大名は、いくつかの大名だけであった。それもいわゆる外様大名だけであった。豊臣秀吉の子創い武將たちで、徳川家に対しては外様大名にあたる大名で、中国・四国地方や九州地方の西国の大名たちの一部であった。それに対し、もともと徳川家の家臣である譜代大名は、江戸幕府が成立した頃は、定府(じょうふ)といって江戸にすることが決まりであった。徳川秀忠の元和元年(1615)の「武家諸法度」や徳川家光の寛永12年の「武家諸法度」で、外様大名の参勤交代が定められており、そして、家光の代になって、寛永の大飢饉等のため、譜代大名も自分の所領に戻ることが、必要と考えられたため、寛永19年に譜代大名の

帰国命令が出され、参勤交代制度が成立したとされる⁽⁸⁾。日光道中や奥州道中を使うのは、東北の一部の大外様大名がいるが、他は比較的中小の譜代大名が使うので、小さな宿場はすぐに必要ではなかったと思われる。

そうすると、日光道中の成立に最も役割を果たしたのは、日光東照宮の建立であることが推定される。日光東照宮は、徳川家康を神様（東照宮）として祭った神社であり、当時は、神仏習合であったため、輪王寺という寺院も造られた。家康が元和2年に亡くなると、最初駿河国（静岡県）の久能山の東照宮に祀られた。さらに、家康の遺言により、翌年日光に廟を造ることになり、完成すると、歴代将軍が社参することになった。そのため、将軍が江戸から日光にむかうため、整備されたのが日光道中である。日光道中は日光に、将軍家の祖の家康らが祀られているため、重要になったのである。次に雀宮宿の成立をみよう。

3 雀宮宿の成立

では、雀宮宿の成立を考える。

（史料4）

□光御 成道中御役御免之事
 (一) 高ノ諸役 御免被成候事
 一、田方掛物 御免被成候事

右之通り、五拾年以來、御 成道中・奥州道筋兩道中ニ御座候ニ付て、御通之御役目重り仕候間、町中破損之ため御免被成被下候得共、御老枚紙ニ、在郷並ニ御書付御座候得ハ、此度之御城代様へ申分難成奉存候間、御証文被御意被下候は、難有可奉存候、仍如件、

申ノ

九月七日

雀宮町

惣百姓 印

石橋町

惣百姓 印

郡御奉行様（後略）⁽⁹⁾

上記史料が、雀宮宿について知られている古文書の中で最も古いものである。史料4には、雀宮宿とともに石橋宿の名前も挙がっている。文書は、50年前から徳川将軍が御成道中や奥州道中を通して、日光に向かう際に、(両宿は)御通の御役目を果たしているので、「高の諸役」と「田方掛物」を御赦免されてきた。引き続き御赦免願いますといった内容である。「申ノ」年とは、50年来「御成道中・奥州道」の道筋に所在するとあることから、「申ノ」年から50年前に日光・奥州道中が成立していたことになる。元和3年（1618）に時の将軍徳川秀忠が日光へ初めて社参していることから、このころから、雀宮宿・石橋宿が道中の道筋あったことになる。元和3年の50年後の申年となると、寛文8年（1668）になる。すなわち、雀宮宿と石橋宿は日光に東照宮を勧請したときには、成立していたことになる。東海道の宿では、地子を免除される代わりに伝馬役を果たすことが一般的であるが、雀宮宿は、石高（村高）に対する諸役と田に掛かる税を免除される代わりに、伝馬役を果たすことになっていたのである。東海道の各宿や宇都宮のように地子を免除されるのは、中世以来都市的な場であったところだといえよう。雀宮宿は、中世の都市的な場から近世に宿駅になったのではなく、一般的な村落から宿駅になったため、地子がかげられるのではなく、普通の村落なみの税がかげられていたのだろう。

このことは、伝承からもいえる。天保年間に成立したと考えられている『日光道中略記』という道中記が国立国会図書館に残されている。そこに雀宮宿の成立について書かれているので、雀宮宿の項の一部を引用する⁽¹⁰⁾。

(史料5)

江戸より廿五里拾一町廿間。石橋宿より壹里廿三町。日光のかた宇都宮へ貳里一町。伊奈友之助御代官所。当宿元ハ宇都宮領なりしか、正徳元年飯塚孫次郎御代官所となり、尖より引続き御料所となる。当宿ハ下横田村よりの分村にて、本郷より土地高きを以て、台横田村と号し、東のかた奥州古道の辺より人民住せしか、元和年中日光街道ひらけしより、往還の左右に移り、鎮守雀宮明神の社に近きを以て、雀宮村と改め、宿駅となりてより雀宮宿と唱ふ。

史料5によると、雀宮宿は下横田村から分かれ、下横田村よりも（標高が）高いところに移ったため、台横田村と名乗った。高台の東の方の奥州古道の周辺に村人が住んだ。元和年中に日光街道が開けたとき、道の左右に移り住み、鎮守である雀宮明神に近かったことから、雀宮村と改めたという内容である。つまり、雀宮宿は、元は下横田村から分かれ出て、その東の高台の奥州古道の周辺に人々が住み始めた。そして、日光道中が開かれてからは、道の左右に分かれて人々が住んだ。その場所が雀宮神社に近いところだったので雀宮村と名乗ったということになる。ここからも、雀宮宿は、下横田村という普通の集落から発展したことがわかる。

また、雀宮宿は最初宇都宮領に属していたが、正徳元年（1711）に飯塚孫次郎が代官となり、現在（『日光道中略記』が成立した頃）は伊奈友之助が代官で、幕府の御料所（直轄地）であるとも書かれている。

4 宿の景観

雀宮宿について具体的にみることにする。

(史料6)

(表紙)

日光道中雀宮宿

日光道中

北条雄之助御代官所

下野国河内郡

雀宮宿

江戸江貳拾五里

石橋宿江壹里半五丁

宇都宮宿江貳里壹丁

関宿道

多功村江

壹里半五丁

一、宿内町並南北 五町式拾間

但寺社地先共

天保十四卯年改

- 一、宿内人別 式百六拾八人 内男百三拾八人
女百三拾人

同

- 一、宿内惣家数 七拾貳軒

内

本 陣 凡建坪百拾五坪半

門構玄関附

脇本陣 凡建坪九拾四坪

門構玄関附

旅籠屋 三拾八軒

内

大 拾壹軒

中 拾七軒

小 拾 軒

- 一、地子免許無之

但 宿高之儀者元永四亥年迄追々檢地高有之、右宿高之儀不殘江御伝馬宿入用米者相掛り、六尺給米御藏人用者免除ニ候、右之後檢地無御座候、

- 一、宿高札場卷ヶ所 字中町ニ建有之、

(中略)

- 二、人馬兼問屋場式ヶ所

卷ヶ所 字上問屋場

問屋

卷ヶ所 字下問屋

式人

年寄

卷人

帳附

式人

馬差

式人

右問屋場式ヶ所江毎月朔日の十五日迄上問屋、十六日の晦日迄下問屋与半月代り二月番之間屋老人・年寄客人・帳付式人つゝ相詰、重キ通行之節者、宿役人一同罷出、取扱来り申候、

- 一、御定人馬 式拾五人

式拾五疋

内團人馬 五人

五疋

- 二、宿内郷藏 卷ヶ所

但、田穀初稗ニ御座候、

(中略)

- 一、宿内佛示杭茂原村境せヶ所、上横田村境せヶ所
建替之節者宿入用を以建替来り候、
- 一、宿内西側家並二面其余者並木畑並木立二候、
- 一、宿内田の畑多く、東田用水者上横田村地内田川の引放、流末者羽牛田村。茂原村の小川江落候、
西谷田者川水無御座天水場二御座候、
- 一、宿内呑水者堀井を用候、
- 一、農業之外旅籠屋者旅人之休泊を請、又者食物を商ふ茶店有之、其外諸商人御座候、
- 一、宿内男者薪を取、女者機を織、其外仕馴たる手業無御座候、
- 一、五穀之外時々之野菜を作、其外荏胡麻を作申候、
- 一、宿内市立無御座候、
- 一、米之津出三押川岸江四里程、大谷江戸迄川路四拾里程有之、
- 一、竹木類船積・筏下ヶ無御座候、
- 一、宿内平地二面山坡無御座、見渡し山々有之、且此宿の野州壬生宿江出候道筋有之、此外田畑耕地江
出る小道有之共重立候脇道無御座候、

(中略)

右者、今般日光道中筋宿方並問之村々共往還ニ附候土地之様鉢御尋二付、当宿の字都宮宿境迄之分間之
村々共取調、書面之通奉書上候、以上、

天保十五辰年十二月

当御代官所

野州河内郡雀宮宿

間 屋

治左衛門 ⑧

間

平治右衛門 ⑧

年 寄

半五兵衛 ⑧⁽¹⁾

史料6は天保15年の「日光道中雀宮宿」という帳面の一部である。現在、この史料は、栃木県立文書館が所蔵している。「宿村大概帳」という天保14年に幕府が五街道の宿の内容を調査して、それを宿ごとにまとめた文書がある。史料6は、その控えと考えられる。

雀宮宿の宿高(村高)は、天保15年段階で、574石6斗5升5合で、人口は268人で、男138人、女130人が住んでいたことがわかる。さらに宿には72軒の家があり、本陣1軒、脇本陣1軒、38軒が旅籠と呼ばれる宿屋を営んでいた。宿屋を経営しているのは、宿内の半分ぐらゐの家しかなかった。さらに、史料6に、「宿内田の畑多く、東田用水者、上横田村地内田川の引放、……西谷田者川水無御座、天水場二御座候」とあり、宿内に田んぼや畑があったことが判明する。つまり、農業を営む人もいたのである。その上、「五穀之外時々之野菜を作、其外荏胡麻を作申候」とあることから、五穀(米、麦、粟、稗など)の他に荏胡麻といった農産物を作っていた人がいたのである。また、「農業之外旅籠屋者旅人之休泊を請、又者食物を商ふ茶店有之、其外諸商人御座候」とも書かれており、旅籠や農業を営む人以外には、飲食業を行っている人もいたのである。さらに、「諸商人御座候」ともあるので、物を売る人々もいた。よって、雀宮宿は宿場や諸商人が商いをする

場という都市的な顔と、田畑の作物を生産する農村的な顔、両面をあわせもつ宿場だということができる。

また、「宿内両側家並二而、其余者並木・畑并木立二候」とあり、日光道の両側に家々が立ち並び、空いている場所は、並木、畑、木立であったという。さすがに江戸時代には写真はないので、東京国立博物館が所蔵している文化3年（1806）に完成した『日光道中分間延絵図』の雀宮宿（第8図）を見ることにする。

絵図の左側が宇都宮、右側が江戸である。この絵図の特徴は、道が人変大きく描かれ、家並などはあまり大きく描かれていないことである。左手の道の上に描かれているのが、宿の名前の由来となっている雀宮神社である。図の中央の道の下に本陣・脇本陣があり、史料6の通り、一つずつしか書かれていない。道の上の方に、2つの問屋場が書かれている。図の左側が上町であるので、左側の問屋場が上問屋で、右側が下問屋であろう。後にも触れるが、上問屋は、天保年間になると、道の反対側に移ったようだ。本陣の左わきには、高札場があり、ここには伝馬の駄賃の定書やキリシタン禁制などの幕府の法令が掲げられていた。その内容は、本稿では省略したが、史料6の「日光道中雀宮宿」のなかに挙げられている。あと、宿の景観として特徴的なのは、木戸が書かれていることである。街道沿いにある宿場以外の村には、このような施設はない。道の両側には、家並が描かれているが、畑や木立などは省かれている。

5 宿の業務

宿というのは、どういったことをする場なのだろうか。宿場は江戸幕府が公に認めたものである。普通の村とは少々趣を異にしている。江戸時代の村は、年貢を領主に納める主体となる団体であった。また、幕府や藩は個人個人に法令を出すのではなく、村に対して出していた。江戸時代の普通の村は、村自体が年貢を負担し、幕府や藩権力は、村に対して行政サービスを行うことになる。それに対し、宿は、地子などの都市税が免除される代わりに、公的な荷物を運送することを負担しなければならなかった。よって、街道沿いの人々が住んでいても、領主が宿と認めなければ、伝馬役を負担することはなかった（助郷で負担する場合もある）。例えば、小山市の栗宮地区は、日光道中に面して家々が並んでいるが、栗宮は公的には宿では無かった。栗宮村は伝馬役を負担する必要はなく、普通の村のように、米などの年貢を負担する普通の村であった。但し、そこに住む村人が、旅人が一休みする茶屋や、彼らが泊まる宿屋を営営していても特に問題はなく、こういう村を問（あい）の宿（問の村）といったりもした。

幕府にとって宿場の最大の任務は、荷物を次の宿へ送ることである。つまり、雀宮宿は地子では無いが、一部の年貢を免除されており、その代わり伝馬役を負担していた。そのため、人馬を常備しなければならず、日光道中の場合、人馬25人・25匹を用意していなければならなかった。それでも荷物の多く、足りない場合は、助郷といって周辺の村々から人馬を借りたのである。その業務の中心となるのが問屋場であった。先ほど見たように、雀宮宿には問屋場が二つあった。先ほどの史料6をみると、「右問屋場式ヶ所、毎月朔日・十五日迄上問屋、十六日・晦日迄下問屋与半月代り二月番之…」とあり、月の中で朔日から15日は上問屋が、後半の16日から晦日まで、下問屋が交代で動いていたことがわかる。

宿は伝馬役を負担する主体であったので、そこには役人と呼ばれる人たちがいた。彼らは、宿の住人で、宿役人と呼ぶのが一般的である。雀宮宿の宿役人を見ることにする。

(史料7)

(表紙)

「

宿役人名前並帳附人馬指名前帳

日光道中

雀宮宿

」

北条雄之助御代官所

下野国河内郡

日光道中雀宮宿

親代より続私義拾七ケ年来、名主問屋相勤申候、

名主

問屋

一、持高四拾五石七斗四合七勺五才

次左衛門

三十五才

家内拾人

但名主・問屋役之外、旅籠屋渡世罷有候

親代より続私義廿四ケ年来、問屋役相勤申候、

問屋

一、持高三拾三石九斗九升九勺七勺

平次右衛門

四十三才

家内貳拾人

但シ問屋役之外質屋並粕・干歸商売罷有候、同人義病キ之義二付、今般御日通も仕兼申候二付、

同人ニ御尋之義ハ外役人より始末可申上候事、

親代より続私義三拾ケ年来、年寄役相勤申候、

年寄

一、持高七拾九石七斗三升六合四勺

半右衛門

五十三才

家内拾老人

但年寄役之外御本陣相勤罷有候、同人義六ケ年以前箇年中、小前一同及出入、江戸表江罷出居候

義二付、留守中仕用向之義ハ、俸半五兵衛外役可為相任置義ニ御座候、

私義拾ケ年来名主役相勤申候、

半右衛門伴

名主

一

半五兵衛

廿九才

但名主役部屋住ニ而相勤罷有候

親代より続私義拾五ケ年来、組頭役相勤申候、

一、持高拾六石容斗八升五合叁勺五才

家内拾三人

但シ組頭役之外旅籠屋渡世罷有候、
親代々引続私義八年来、組頭役相勤申候、

一、持高拾叁石五斗九升四合 五郎右衛門

家内拾五人

但シ組頭役之外旅籠屋渡世罷有候、同人義右衛門、
親代々引続私義拾ケ年来、組頭役相勤申候

一、持高六石叁斗七升三合五勺

家内九人

但シ組頭役之外旅籠屋渡世罷有候、同人義右衛門、
勤年数四年來

一、持高九石九斗六升五合九勺

家内五人

但シ帳付之外旅籠屋渡世罷有候、
勤年数貳年

一、持高八石五升六合七勺

家内六人

但シ帳付之外旅籠屋渡世罷有候、
当寅年々相勤申候

一、無高

家内六人

但シ帳付之外旅籠屋渡世罷有候、
当寅年々相勤申候

組 頭

平左衛門

三十五才

組 頭

四十七才

組 頭

伝兵衛

廿九才

帳 付

金三郎

三十貳才

百姓重松作

帳 付

清藏

三十才

帳 付

弁次

十九才

百姓半三郎兄

帳 付

一、持高六石貳斗七合五勺

喜兵衛

三十八才

家内八人

但シ帳付之外酒飯商ひ渡世罷有候、
私義九年米百姓代相勤申候、

百姓代

一、持高七石三斗七升

清五郎

四十四才

家内七人

但、百姓代之外旅籠屋渡世罷有候、同人義御用多二付、地方往還御用向共相勤罷有候事、
私義四ヶ年来百姓代相勤申候

百姓代

一、持高拾壹石四合五勺

忠藏

七十貳才

家内六人

但シ百姓代之外農業仕、同人義御用多之節者、地方往還御川向共相勤罷有候、
勤年数拾貳年来

人馬差

一、持高壹石五斗七升七合壹勺

吉藏

四十五才

家内貳人

但人馬差之外、喰物等商ひ渡世罷有候、
勤年数貳年

人馬差

一、持高九石六斗七升五合九勺

百姓

龜藏

三十二才

家内貳人

但人馬差相勤候、只一勤仕候、
勤年数三年

人馬差

一

喜十

三十七才

宿方百姓庄兵衛同居之ものに付、右同人引請ニ而人馬差為相勤罷有候、

(中略)

右之通率書上候迄、少茂相違無御座候、以上、

右宿

名主

問屋

次左衛門

天保十三寅年七月

名	主
	半五兵衛
問	屋
	平次右衛門
年	寄
	半右衛門
組	頭
	平左衛門
同	
	伝兵衛
組	頭
	五郎右衛門
百姓代	
	清五郎
同	
	忠藏
助郷惣代	
	台新田村
	庄屋
	林藏
同	
	石田村
組	頭
	甚兵衛
同	
	西木代村
	組頭
	兵次

荻野寛一様⁽¹²⁾

史料7は、「宿役人名前並頼附人馬指名前帳」という帳面で、天保13年段階の雀宮宿の宿役人の名簿である。この帳面には、宿役人の勤続年数、家族の人数、本業、役人の年齢などが記載されている。宿役人の中心は問屋である。問屋は宿内の最高責任者で宿や助郷の村々の人馬を差配し、公私の人馬継立、人の寝泊まり関するすべての業務を統括した。雀宮宿では、天保13年の段階で、問屋は次左衛門と平次右衛門であった。次左衛門は雀宮宿の名主役を務め、平次右衛門は、脇本陣を経営していた。次左衛門が上問屋を仕切、下問屋は、脇本陣の平次右衛門が仕切っていたと考えられる。ちなみに次左衛門は問屋役の他に、旅籠を経営しており、平次右衛門は、問屋役の他に質屋、粕・干鰯を商っていたことが、この文書に書かれている。

問屋の補佐として年寄がいた。年寄は、問屋が不在の時、宿を代表して公用文書に署名をした。また、問屋場に詰め、人馬継立が渋滞しないよう差配したり、宿泊する人たちの間で起こる問題、宿内の取締、道の

掃除、盗難や喧嘩などの諸問題を扱ったりする人であった。史料7から、雀宮宿では、本陣の半右衛門が勤めていた。

問屋・年寄のもとに問屋場下役といわれる人々がいた。その一つが帳付と呼ばれている。帳付とは読んで字のごとく、帳面に宿駅並びに助郷の人馬のすべての出入りを帳面に書き記す人たちであった。彼らは毎日問屋場に出勤していた。雀宮宿には金三郎、清蔵、弁次、喜兵衛の4人の名前が確認できる。金三郎、清蔵、弁次は、帳附の他に旅籠を営営しており、喜兵衛は「酒飯商ひ」とあるので居酒屋を営営していた。

宿役人には人馬差と呼ばれる役人おり、彼らは人や馬の差配をする人たちである。雀宮宿には青蔵、亀蔵、喜一が人馬差で、青蔵は人馬差以外に「喰物等商ひ」とあるので飲食店を営営しており、亀蔵は、人馬差以外に農業を営営していたのである。喜十は、百姓中兵衛と同居しており、人馬差以外には特に仕事を持っていなかったようである。以上の人たちが、天保13年段階の雀宮宿に関わる役人である。

しかし、この帳面に、宿の荷駄に関わる役人の他に、名主・組頭・百姓代という、普通の村落にみられる役職の人たちもあげられている。このような人々は、一般に村方三役といわれている。雀宮宿では、名主は上間屋の次左衛門と本陣の半右衛門の息子の半五兵衛で、組頭は平左衛門、五郎右衛門、伝兵衛であった。彼らは三人とも旅籠を営営していた。百姓代は清五郎、忠蔵の二人で、清五郎は旅籠を営営しており、忠蔵は農業を営営していた。名主とは、地域によっては庄屋ともいうが、村政をつかさどる人で、領主との折衝、年貢徴収の責任者など今でいうと村長のような人である。つまり、村政を統括していた人である。組頭は、地域によっては長百姓や年寄と言ったりするが、名主を補佐する役割の人である。百姓代は、先程の2役の監査役であり、百姓たち、いわゆる村民たちの代表である。先ほども述べたように、雀宮宿は都市的な場と農村的な顔を持っていたので、一般の村落のように、村方三役も必要だったと考えられる。次は発掘調査の成果をみることにする。

6 発掘調査の成果

発掘調査は、国道4号の調査については工事箇所だけ、県道拡幅の方は、拡幅する部分を細切れにして調査をしている。すなわち工事の対象範囲は広いが、発掘調査した面積はあまり広くなかった(第2図)。本章では、特に注目される結果について述べることにする。その前に、調査したトレンチが江戸時代の誰の家に当たったのかを推定することにする。

まず、江戸時代の雀宮宿の家並みを復元する。現在残されている地割りから推定される江戸時代のそれは、第3図になる。第3図は、平成26年度の発掘調査のトレンチの配置も書き載せてある。さらに、県立文書館には、天保13年の「雀宮宿並絵図」と呼ばれる地割りと家主が書かれている文書がある³²⁾。それを復元した地割りに名前を当てはめると第4図になる。

まず、国道分の調査で注目される調査区は、EL-11(第5図)である。EL-11からSK-1が検出されている。直径約40cm、深さ38cmの土坑で、そこから4点石が出土している。これらの石は大谷石で、4つになっているが元は一つの石であったと考えられ、平らな面があるので、礎石と思われる(植木・猪瀬2015)。EL-11は、本陣の半右衛門宅跡と推定される。本陣には2つ門があり、南に通川門、北に正門があったとされる³³⁾。そうすると、第3図から、この礎石は本陣の通川門の礎石と考えられる。

次に県道分の調査で注目されるのは、1a区からは、東西1.58mの不整形の土坑SK-1を検出している。南側は水道管によるカクランで確認できていない。1a区は、李太郎宅にあたり、そこから出土した遺物が注目される。それは、古瀬戸のおろし皿で、遺構に伴う物ではないが、江戸時代より前の遺物が出土している(藤

田・大木2016)。この遺物は、横田村から分村した頃に住んだ人のものであると思われる。また、同道分の調査区のER-12でも古瀬戸窯製品破片などが出土している（植木・猪瀬2015）。ER-12も幸太郎宅にあたるので、この周辺には中世の遺構もあると考えられる。

1d区では、遺構の南端と西端が調査区の外にあったため、規模は確認できなかったが、遺構確認面から深さ60cmの地下室、S X-12を検出している（第6図）。そこから、多くの近世中期から近代の陶磁器が出土している。この地点も幸太郎宅にあたる。多くの陶磁器が出土したこと、遺構の底面が比較的深いところで検出したため、半地下の蔵の跡だと考えられる。

2a区でも遺構確認面から深さ1.15mの近世から近代の地下室の跡S X-39を検出している（第7図）。この遺構からも大変多くの近世から近代の陶磁器が出土している。この地点は、次左衛門宅である。先述するように、次左衛門は、雀宮宿の名主役と間屋を勤める、この宿のNo.1の人物である。この遺構も蔵の地下室と考えられ、幸太郎宅の地下室よりも深く、より多くの陶磁器が出土していることから、次左衛門と幸太郎の格の差が表れていると思われる。

7 おわりに

以上雄説ではあったが、文献と発掘調査の結果を融合して、江戸時代後期の雀宮宿を復元してきた。特に注目されるのは、雀宮宿の江戸時代の制度的な位置付けである。雀宮宿は荷継ぎという公的な任務を果たす見返りとして、地子が免許されるのではなく、一部の年貢が免除されていた。これは、東海道宿とは違い、元来、雀宮宿は普通の村落から派生した宿場であることが原因であろう。雀宮宿は、宿であるから間屋があり、そこでは、荷継業務が行われ、宿役人も存在し、旅籠屋も営業していた。間屋の次左衛門は、名主役も勤めている。名主、組頭、百姓代は村方三役と呼ばれ、近世の一般の村落にみられるものである。宿役人・村役人の両役人がみられるのが、雀宮宿の特徴である。

（付記）この原稿は、平成28年11月13日に宇都宮市立南図書館において、発表した同題の講演内容をもとに加筆・修正したものである。

（註）

- (1) 杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』1903号文書（東京堂出版）。
- (2) 『小山市史』史料編・中世、776号文書。
- (3) 例えば、斎藤慎一『中世を道から読む』第4章（講談社現代新書 2010）を参照のこと。
- (4) 『栃木県史』史料編・近世1（栃木県1974）の660頁からの出典であるが、巻頭の写真図版から一部校訂した。
- (5) ここ最近の成果として、本多隆成『近世の東海道』（清文堂、2014）が手際よくまとめられている。
- (6) 豊臣秀吉が亡くなってから大坂の陣までの政治史について、そのときの豊臣秀頼の評価の見直し、軍記物等の文学のフィクションからの脱却、当事者たちの書状、貴族の日記などの古文書を見直すことが行われている。特に関ヶ原の合戦の後、すぐに徳川家康の天下になったのではなく、秀頼の関白の任官の可能性や家康と豊臣大名との関係が見直しされ、豊臣秀頼を中心とする豊臣公儀と幕府を隔た徳川家康の徳川公儀の二重体制（家康の征夷大将軍任官の慶長8年からその終焉が論者によっていつまでかは差がある）だったとされる。この論者の代表者は笠谷和比古『関ヶ原合戦』（講談社選書メチエ、1994）である。
- (7) 杉山博・下山治久編『戦国遺文 後北条氏編』3805号文書（東京堂出版）

- (8) 参勤交代制度については、丸山隆成『参勤交代』（吉川弘文館、2007）などを参照のこと。
- (9) 『栃木県史』史料編・近世Ⅰ 667頁。
- (10) 『日光通中略記』は今井金吾監修『追中記集成』第14～16巻（大空社、1996）を使用した。
- (11) 『宇都宮市史』第五巻 近世史料編Ⅱ、38～50頁（宇都宮市1981）。
- (12) 註11文献 50～58頁。
- (13) 栃木県立文書館所蔵 戸谷平家文書。文書番号201-28。

【参考文献】

有光友學 1994『戦国大名今川氏の研究』吉川弘文館

植木茂雄・猪瀬至沙美 2015『雀宮宿跡－国土交通省関東地方整備局による宇都宮雀宮地区国道4号電線共同溝事業に伴う埋蔵文化財発掘調査－』栃木県埋蔵文化財調査報告第374集 栃木県教育委員会（公財）とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター

宇都宮市史編さん委員会編 1981『宇都宮市史』第五巻 近世史料編Ⅱ

齋藤慎一 2010『中世東国の道と城館』東京大学出版会

齋藤慎一 2010『中世を道から読む』講談社現代新書

柴辻俊六 1981『戦国大名領の研究』名著出版

手塚良徳 1985『日光街道雀宮宿－江戸後期の雀宮宿を中心に－』『栃木県立博物館紀要』第2号

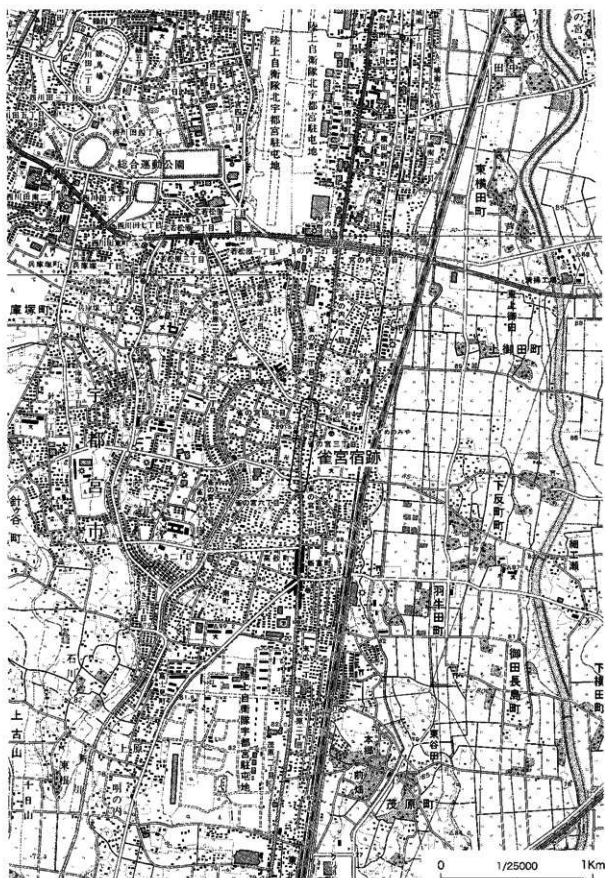
栃木県史編さん委員会編 1974『栃木県史』史料編 近世Ⅰ

藤田典夫・大木丈夫 2016『雀宮宿跡－街路づくり事業費（補助）3・4・109号（一般県道雀宮停車場線）に伴う埋蔵文化財発掘調査－』栃木県埋蔵文化財調査報告第381集 栃木県教育委員会（公財）とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター

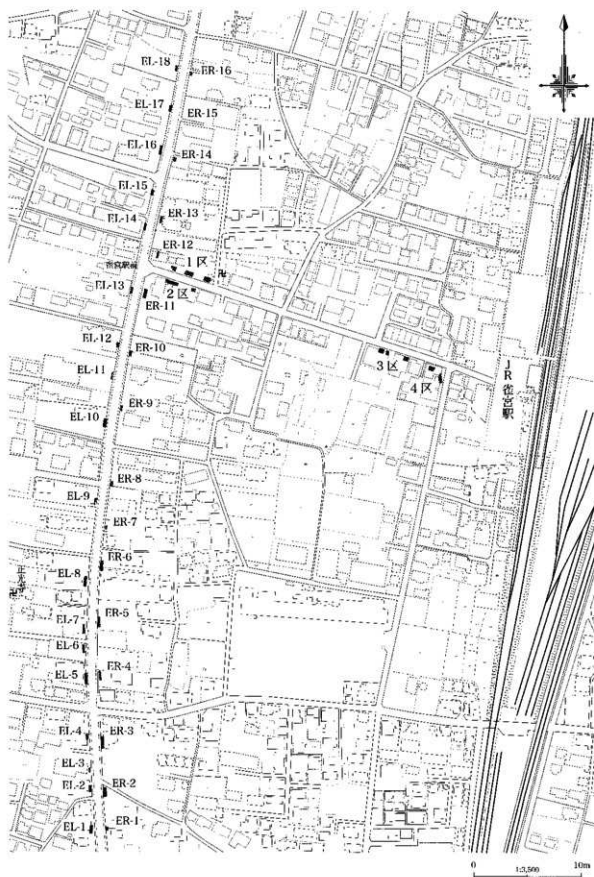
丸山隆成 1992『街道・宿駅・旅の制度と実態』丸山隆成編『日本の近世6 情報と交通』中央公論社

丸山隆成 2007『参勤交代』吉川弘文館

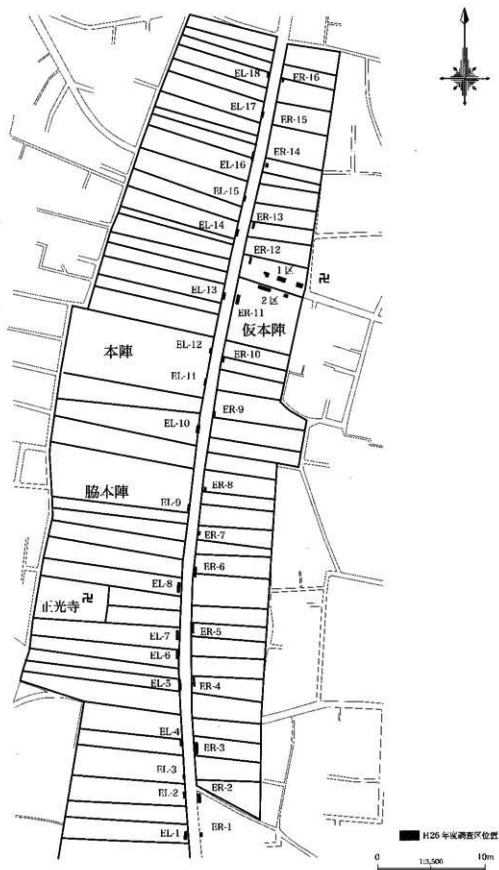
木多隆成 2014『近世の東海道』清文堂



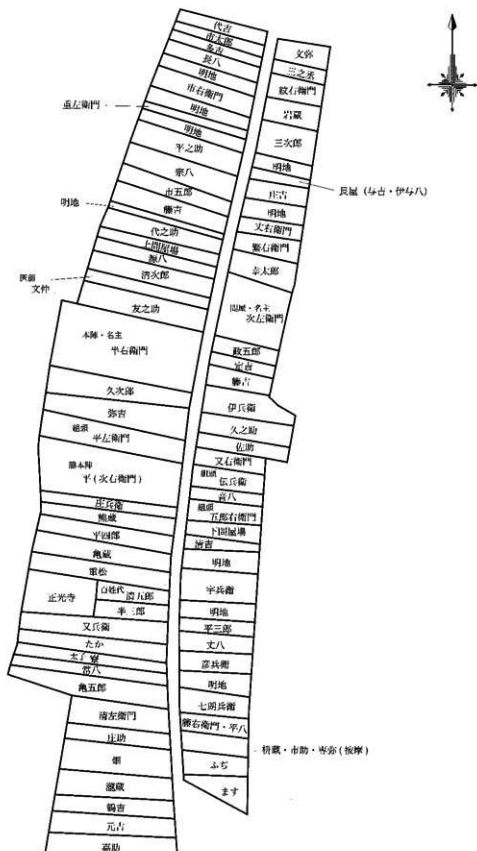
第1図 雀宮宿跡位置図



第2図 H26年度雀宮宿跡調査区位置図

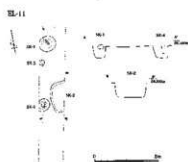


第3図 雀宮宿跡制図

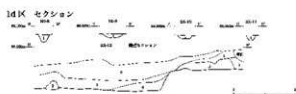
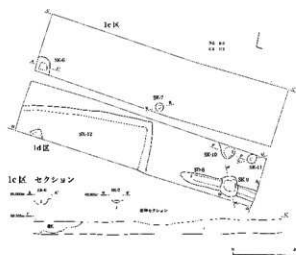


〔天保13年「雀宮宿家並絵図」(声谷孚家文書) をもとに作成〕

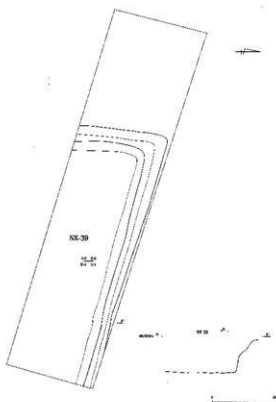
第4図 雀宮宿割図 (名前入)



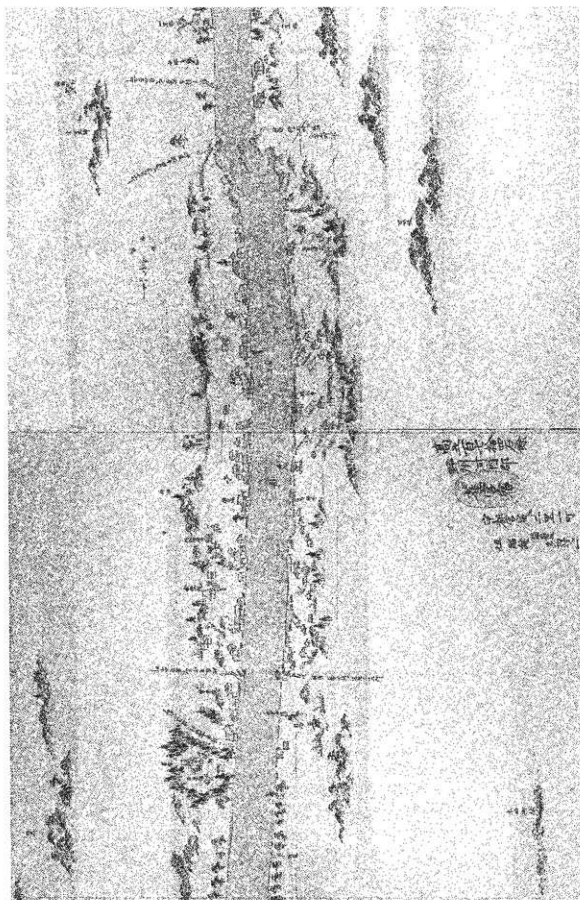
第5図 EL-11 遺構実測図



第6図 1c・d区 遺構実測図



第7図 2a区遺構実測図



第8圖 日光道中分張地圖（東京國立博物館藏）卷四宿部分

研究紀要 第 25 号

発 行 公益財団法人 とちぎ未来づくり財団
埋蔵文化財センター

〒309-0418

栃木県下野市築474番地

T E L 0285(44)8441(代表)

F A X 0285(43)1972

HP : <http://www.maibun.or.jp>

発行日 平成29年3月29日発行

印 刷 株式会社 松井ビ・テ・オ・印刷
